

平成24年第3回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月12日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
5番 関 口 雅 敬 君	8
2番 村 田 徹 也 君	20
1番 岩 田 務 君	28
4番 野 口 健 二 君	31
8番 野 原 武 夫 君	32
6番 大 島 瑠美子 君	35
9番 新 井 利 朗 君	39
3番 板 谷 定 美 君	44
7番 齊 藤 實 君	46
○町長提出議案の報告及び一括上程	49
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	49
・議案第24号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	50
・議案第25号 長瀬町税条例の一部を改正する条例	
○議案第26号～議案第29号の説明	52
・議案第26号 平成23年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第27号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて	
・議案第28号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て	
・議案第29号 平成23年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について	

○会議時間の延長	7 3
○延会について	7 4
○次会日程の報告	7 4
○延 会	7 4



9月13日（木）

○開 議	7 7
○議案等の説明のため出席した者の紹介	7 7
○議事日程の報告	7 7
○議案第26号～議案第29号の説明、質疑、討論、採決	7 7
・議案第26号 平成23年度長瀨町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第27号 平成23年度長瀨町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第28号 平成23年度長瀨町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第29号 平成23年度長瀨町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	1 0 6
・議案第30号 平成24年度長瀨町一般会計補正予算（第2号）	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	1 1 0
・議案第31号 平成24年度長瀨町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	1 1 2
・議案第32号 平成24年度長瀨町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	1 1 4
・議案第33号 平成24年度長瀨町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
○議案第34号の説明、質疑、討論、採決	1 1 5
・議案第34号 工事請負契約の締結について	
○議案第35号の説明、採決	1 1 7
・議案第35号 長瀨町教育委員の任命について	
○議案第36号の説明、採決	1 1 7
・議案第36号 長瀨町教育委員の任命について	
○議案第37号の説明、採決	1 1 8
・議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○請願第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 1 9
・請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願	

○総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件	1 1 9
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	1 2 0
○閉会について	1 2 0
○町長あいさつ	1 2 0
○閉 会	1 2 1

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第60号

平成24年第3回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年9月7日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成24年9月12日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

不応招議員（なし）

平成24年第3回長瀨町議会定例会 第1日

平成24年9月12日(水曜日)

議事日程(第1号)

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

5番 関 口 雅 敬 君

2番 村 田 徹 也 君

1番 岩 田 務 君

4番 野 口 健 二 君

8番 野 原 武 夫 君

6番 大 島 瑠美子 君

9番 新 井 利 朗 君

3番 板 谷 定 美 君

7番 齊 藤 實 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第24号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号～議案第29号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤		實	君	8番	野	原	武	夫	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	副町長	平		健	司	君
教育長	新	井	祐	一	君	会計 管理 者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	福	島		勉	君	税務課長	大	澤	彰	一	君
町民課長	野	原	寿	彦	君	健康福祉 課長	中	畝	健	一	君
地域整備 観光課長	齊	藤	英	夫	君	教育次長	大	澤	珠	子	君
代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君						

事務局職員出席者

事務局長	若	林	実		書記	野	原	徹
------	---	---	---	--	----	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(大澤タキ江君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成24年第3回長瀨町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回長瀨町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(大澤タキ江君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(大澤タキ江君) 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(大澤タキ江君) ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成24年5月から7月に係る現金出納検査及び平成23年度工事監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

6月29日に、小鹿野町役場で「秩父地域議長会第2回定例会」が開催され、副議長新井利朗君ともども出席いたしました。

7月26日から27日にかけて、宮城県亘理町及び山元町において埼玉県町村議会議長会の「町村議会議長県外視察」が開催され、出席いたしました。

7月31日に、秩父市福祉女性会館で「平成24年度秩父地区暴力排除推進協議会定期総会」が開催され、出席いたしました。

8月7日に、横瀬町町民会館で「第26回ヨコゼ音楽祭」が開催され、出席いたしました。

8月10日に、横瀬町役場で「第15回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

8月14日に、皆野町役場前のおまつり広場で「第44回秩父音頭まつり」が開催され、出席いたしました。

8月28日に、秩父ミュージックパーク音楽堂で元秩父市長内田全一氏の「秩父市民葬」がとり行われ、副議長新井利朗君に出席していただきました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長あいさつ

○議長（大澤タキ江君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。9月定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成24年第3回9月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席をいただき、開会できますことに厚く御礼申し上げます。

ことしは、例年になく厳しい残暑が続いておりますが、しかし朝夕は虫の音が聞こえ始め、秋を感じるころとなりました。

ことしに入り、洪水や大雨など、世界中で記録的な異常気象が起きております。

7月の九州北部豪雨では、気象庁は、「これまでに経験したことのないような大雨」という気象情報を発表し、活発な梅雨前線がもたらした集中豪雨により、土砂崩れや住宅の倒壊など、甚大な被害が発生いたしました。

猛暑やゲリラ豪雨など異常気象が、観光地に及ぼす影響を心配しているところでございます。

さて、国内の政治状況を見ますと、参議院は野田首相に対する問責決議案を野党の賛成多数で可決いたしました。問責決議に法的拘束力はございませんが、決議後は野党側が政府提出の法案の審議に応じず、衆議院を通過した特例公債法案、選挙制度改革法案などの重要法案の成立ができませんでした。

衆議院の解散がなければ、秋の臨時国会の審議に影響が出ることは必至でありまして、国民生活に直結する法案が政局により通らないことから、「国民に負担のツケを回すことは政治不信のもとになる」と国会の空転を憂慮しているところでございます。

さて、ここで、6月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、地域整備観光課関係について申し上げます。

8月15日には、恒例の「長瀨船玉まつり」が行われました。天候に恵まれ、6万人余の観客に夏の夜空に打ち上げられる豪快な花火を観覧していただきました。

事故もなく無事に終了するができましたことは、ご協賛をいただいた方々、関係者の皆様のご協力のたまものと感謝を申し上げます次第でございます。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

9月7日から9日までの3日間、来年度開催される「2013東京スポーツ祭、第68回国民体育大会ライフル射撃競技」のリハーサル大会が、長瀨総合射撃場並びに長瀨町中央公民館を会場に開催されました。

期間中は、全国から役員、選手等約400人を迎え、町内の各種団体やボランティアの皆さん、役場職員の協力を得る中、盛会のうちに大会を開催することができました。

東京都の担当職員からは、来年度の本大会に向け、「具体的な問題解決につなげることができる大会となった」と伺っております。

町としても、可能な限りの協力は今後も継続し、来年10月4日から7日まで開催される本大会が、成功

裏に開催できるよう協力してまいりたいと考えております。

それから、これは大変うれしいご報告でございますが、2012佐渡国際トライアスロン大会が9月2日、佐渡市で行われました。長湍町本野上にお住まいで、シルバーの会員でもございます飯島幸昌さんが、65歳以上70歳以下の部で見事優勝されました。鉄人レースと言われる過酷な競技でありまして、長湍町民が優勝したことを誇りに感じるとともに、日ごろのトレーリングのたまものと思い、敬意を表する次第でございます。

また、それに加えて、娘さんの飯島佳美さんも同大会の25歳以上29歳以下の部で優勝なさいました。親子そろっての表彰式での金メダルでありました。まことにおめでとうございます。そして、町の誇りでもあります。

参考に申し上げますと、同大会の参加選手は全体で1,643名、完走者は1,405名ということだそうございます。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例改正案2件、平成23年度決算認定4件、平成24年度補正予算案4件、契約の議決案件1件、人事案件3件の合わせて14議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げますので、ご了承いただきたいと思います。

いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議をいただき、ご議決、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、以上、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

本日は、よろしくお願い申し上げます。



◎議事日程の報告

○議長（大澤タキ江君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤タキ江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1 番 岩 田 務 君

2 番 村 田 徹 也 君

3 番 板 谷 定 美 君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大澤タキ江君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から14日までの3日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から14日までの3日間とすることに決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤タキ江君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

それでは最初に、5番、関口雅敬君の質問を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、通告に沿って質問を行います。

夜間緊急連絡について総務課長にお伺いをいたします。町では、夜間の災害時等に緊急連絡ができるよう区長に緊急連絡用の電話番号を知らせているようですが、どのようなシステムになっているのか。また、これまでどのような連絡があったのか、伺います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） おはようございます。関口議員のご質問にお答えいたします。

夜間緊急連絡電話についてのご質問でございます。平成24年4月の区長会議の際に役場の代表電話の転送システム以外の緊急時連絡方法として、夜間や休日に災害が発生し、緊急に役場に連絡をとりたいとき、役場は電話に出ないときの連絡先を区長さんにお知らせしたところですが、町といたしましては、災害時等に緊急に連絡をとりたい場合の考え方として、まず最初に役場に電話をしてもらう、次に役場が電話に出なかった場合、災害状況によっては警察署か消防署に連絡をしてもらう。この場合、内容により、役場の関係者に連絡が入る体制になっております。

その他の方法として、役場の災害時緊急連絡電話か知り合いの職員に連絡してもらうという考え方がございます。この災害時緊急連絡電話は、災害時の優先電話に登録しており、全課長等が2名1組で2台の電話をローテーションを組んで問い合わせ等に対応しております。

なお、災害時優先電話ということもありますので、電話番号の情報は、現時点では必要最低限の1人とさせていただきます。

このような体制、システムになっておりますが、実際は台風、大雨等で災害が発生するおそれがある場合は、夜間、休日でも関係職員が役場に参集、待機し、情報収集を行ったり、役場に待機していない場合でも、大雨警報等が発令されそうな場合は代表電話に転送を行い、防災担当職員が対応しております。

なお、地震の場合は、震度4以上で関係職員が参集、待機することになっております。

また、区長さん以外の方が災害等で緊急に役場に連絡をとりたい場合で役場が出なかった場合は、警察署、消防署への連絡か、知り合いの職員等への連絡等をお願いしたいものでございます。

また、これまでにどのような連絡があったのかのご質問でございしますが、現在のところ、災害用緊急電話への連絡、問い合わせ等はございません。

なお、代表電話からの転送電話につきましては、夜間に気象警報等が発令されたときや発令されそうになったときは、総務課の防災担当職員が転送のセットを行い、対応しておりますが、今年度十数件の電話に対応しております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私が今まで災害時の対応の仕方、おかしいと訴えてきて、今、課長もかわって、考えが変わるのかなと思ったけれども、何でわざわざこんな難しい方式に変えていくのか、私には全然理解ができません。以前、私がお話をしたスタートは、携帯電話がロッカーに入れてあるから、それに転送電話がかかるようにすればいかがですかというお話から進んでくる中で、今聞くと、課長が2人で持っているとか、何か逃げ口実、自分たちがこういうふうな仕組みをつくっておいたから、何かあっても責任がないような逃げ方をしているようにしか感じられないのです。簡単な問題で、先ほど総務課長が言っているように、町の代表電話番号に十数件連絡しているのだけれども、それを以前から持っている携帯電話に転送してやれば、電話番号が出て、非通知だったら出なかったり、そういうやり方ができるのではないですか。それはひとつ答えてください。

区長さんに電話番号を覚えておきますというお話です。我々ここにいる町の代表と私も自覚していますが、何で私たちには、そういう連絡を教えないのか。私たちが何かあったとき、町民の方から言われたときに、区長さんにお話をしなければ緊急時つながらないではないですか。以前、防災計画書の中に、私たちの名前が全然入ってなくて、非常食は配給されますという項目が書いてあったから、私は、では、夜スーツでも着ながら、ポケットに割り箸を突っ込んでいけば、災害に食事を持ってきてくれるのですよねという議会でお聞きをしました。そしたら、その後ある方からご指導いただいて、あなたは町の特別職だと。だから、割り箸を持って待っているのではだめですという指導をしていただきました。本当に私もそのとおりでと思って、今も緊急電話の話、1年間、前の課長と議論したのだけれども、全然かみ合いません。何か難しい方向に持っていつているだけ。何でもないではないですか。だから、そちらで面倒だったら私に委託してくださいよ。24時間、私は電話番をします。夜だって何だって、枕元に置いておくのは簡単ですよ。電話番号がはっきり出るのだから、その電話番号に後から町の担当職員が、関係する人がすぐ電話してやればいいだけの話なのだから。それを警察に言いなさい、何に言いなさい。そんなのではなくて、緊急時の話なのだから、いろいろな緊急場面があるわけですよ。総務課長、どうですか。1個、以前から持っていたのだよ。それを今度幾つかまた携帯電話を買い直した。こんなのは民間でいったら無駄ですよ。1台あったのだったら、それを利用すればいいだけの話なのだから。どうですか。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

区長さんに電話番号をお知らせしているのは、災害時優先電話ということですが、先ほどご答弁申し上げましたが、基本的には役場の代表電話を転送する体制をとってございます。したがって、そ

れが役場の携帯電話であったり、防災担当職員の携帯電話等にセットすることも可能ですので、基本的には、その体制をとらせていただいておりますので、6月の台風のときですとか、大雨警報等が出たときの問い合わせ等には対応させていただいております。また、それ以外の緊急時があるかもしれませんが、人命にかかわることですとか、また事件性のあるもの等は警察とか消防にお願いしたいところでございます。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） そちら側の答弁だけで、全然親身になっていない。町民の財産と生命を守るのが、この町の仕事でしょう。総務課長、私さつき特別職の話をしているのに、こういう答弁が返ってこない。もうここで逃げられてしまうのですよ。私の場合は発言、会議規則にのっとって3回という話になる。だから、よく聞いていてくださいよ。特別職でありながら、緊急電話は我々はわからない。防災計画書の中にも、我々はどこでどういう出番があるかも全然書いてない。おかしいのではないですかと私は以前から思っているのです。私たちは、皆さんの手となり足となりという、選挙のときだけに声を大きくして言っているわけではないのですよ。平時のときから皆さんの手となり足となって、町の連絡係をやらせてくださいとお願いしているのですよ、私たちは。お願いされてやっているわけではなくて、私たちが町民の皆さんに逆にお願いして、逆に私にやらせてくださいと言っているのだから、そういうところで、肝心なところで、全然台本もなく、何をしたいかわからない。おかしくないですか。

もう一度聞きますよ。だから、緊急電話も3111で全部転送電話でいつでもいく、こんなのは基本ですよ、基本。それを大雨洪水警報が出たときとか、あした地震がありますという予報が出たときだけ、そういうふうにすると聞こえるのですけれども、以前、総務課長のところへ私夜中に3111に電話したらいった。あれは多分大雨洪水警報か何かが出たので、そちらに電話が転送されたのだと思う。あれだって計画停電よりも、あんな長く井戸地区は停電が続いているのですよ。私が心配になったのは、停電が11時半ごろだったかな、なって、すぐ回復するのだろうかと思って待っていたら、待てど暮らせど回復しない。この井戸地区の中に、こんなに停電が続いて、緊急医療の器具をつけている人はいないだろうなと思ったのですよ。それで、役場へ一応電話してみたら、総務課長が転送電話に出たから、そこで対処できるだろうけれども、我々には、だれがどこに医療器具を持っている人がいるか、そういうのは守秘義務があるからって教えてもらっていない。動きようがないですよ。特別職なんて、では、名前だけでいいわけですか。災害時に私たちは何もないですよ。あの防災計画書の中に、我々のところへどういう連絡が来るなんていうのも全然書いてないですよ。以前言ったのは、うちの会社は、全然言われてないのに、あそこへ名前が載っている、そんな防災計画なのですよ。もう一度、緊急電話、平時のときから24時間いつでも3111に電話をすればつながる、その一番簡単な方法でいいではないですか。いかがですか、お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員の質問に答えさせていただきます。

最初に、特別職の議員さんですとか、ほかに町民でボランティア活動をされている方の協力というのは、災害時等には、当然役所だけで対応できるものではありませんので、ありがたいお言葉と受けとめております。先ほど答弁が漏れて失礼いたしました。

それから、ご質問の転送電話を平時から、いつでもということでございます。現在のところ、切りかえますと、すべて転送にかかってしまいまして、例えば残業している職員とかおりまして、何時に切りかえたらいいのかという問題もございます。今後その辺も内部で検討させていただくとともに、また夜間、休

日等の体制として、どのような職員がかわっていけばいいのか、少し勉強させていただきたいと思います。
以上でございます。

〔議長、もう一回いいですか〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） はい。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） こういう対処をしますとか、もうちょっと待ってください、勉強しますというのは、私は何回も聞きました。前課長のときは、すべてそうですよ。議会では、終わった後に、すぐにそれに取組みますという話があったって足踏み状態ではないですか。簡単なことなのですよ。今答弁されたように残業の人がいる、総務課長のところの緊急電話に出なければいけないのですよ、まだ残業している人がいるのだから。そんな残業しているから、いつ回ってくるかなんて、そんな心配はしなくても、自分が転送電話を持っているなら、それを持っていけばいいではないですか。役場から最後に帰る人が転送電話に切りかえれば簡単な話で、こんな議会で15分も使ってやる話ではなく、1回議会でやったら、町民の方の事を思っている事業をしてくれたら、できたのではないですか。

それで、私たちも特別職でという話があったから、災害時、本当にスコップを持ってこいとか、何を持ってこいというのがあれば準備もしますよ。何も無いではないですか。よく町長が帽子をかぶっているから、あれは消防の帽子なのかもしれないけれども、ある火災時に私が行ったら、一般の方ですよ。はい、済みません。一般の方は立ち入らないでくださいですよ。だから、何か目印でもあれば、町の皆さんが駆けつけないところへ私たちが先に駆けつければ、何か困っている被災者の方の力になれるのではないかなと思っていたのですよ。だから、私は災害時の話をやっているのだから、総務課長、検討しますではなくて、ここで転送電話をやりますで大丈夫なのだよ、防災の責任者なのだから。お願いいたします。最後、まとめてやってくださいね。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

〔副町長、ちょっと待ってください。総務課長の話を聞いてから。いつも違っているのだから〕という人あり〕

○副町長（平 健司君） 私が答えますよ、議長。

〔答えられないの、総務課長が〕という人あり〕

○副町長（平 健司君） 考え方は同じですから。関口議員の4回目の質問にお答えをさせていただきます。

総務課長にというお話ですけども、基本的には町長を初め執行部側としては考え方は一致しておりますので、私が答えようが、総務課長が答えようが、答えは同じになりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど来総務課長が申し上げています関係につきましては、4月から初めて導入して、試行しながら今やっているところでございます。今後については、今後というか、今までも10件通報が来たのですけれども、関口議員が言う特別職からの通報は、関口議員から停電したときにかけてよこした1件、そのほかについては県土整備事務所だとか、県、関係機関、そういうところからの通報が残りのほとんどでございます。そういうことからして、とりあえず4月から始めた、このシステムについて、しばらくやらせていただきたい。しかし、関口議員のおっしゃることも一理ありますので、議会と町のほうと議会後に相談させていただきます。それによって、特別職は議員さんだけでなくいろいろおるのですけれども、その辺を含めて、どの程度緊急電話を皆さんに周知するか、相談させていただきたいと思います。

以上でございます。

〔議長、ではもう一回、ちょっと1点だけいいですか〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 結論が出ているようですので。

〔「出てないよ」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 勉強させていただきますということで、総務課長のほうから……

〔「そんなのは前から言っているのではないですか」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ですので、次回にしてください。

〔「では、いいですよ。2番目にいきます」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、花の里について町長にお伺いいたします。

花の里は、花の里づくり実行委員会を組織してハナビシソウの栽培管理やアジサイの植えつけなどを行い、管理運営をされてきました。

この実行委員会には、毎年度補助金が交付されていますが、現在の運営状況と今後どのように花の里を整備されるのか、考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほど関口議員のご質問に今、副町長から答弁がありました。まだ始まったばかりのことで、ふなれな点がいっぱいあります。こういうときに議会と執行部が一堂に会して相談することは大切だというふうにしての副町長の発言だったというふうに理解をしております。ぜひ胸襟を開いて、お互いの立場を理解し合い、それに町民のためにいかに活動できるかということが、私たちに課せられた大きな仕事ですから、これは皆さんとともにしっかり協力体制をとっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、次の質問につきまして、花の里の問題でございますが、お答えをいたしたいと思っております。この花の里の開業は、平成16年度に当時の緊急雇用事業によりまして、耕作放棄地同様になっておりましたプラム園など、花の栽培ができる農地としての整備をいたしまして、平成17年から3年間、埼玉国体で咲かせた花づくりを広げようといまして、県が創設いたしました県単補助事業を活用いたしまして、町民との協働組織であります実行委員会を組織し、ボランティア活動により運営をされているところでございます。この栽培管理につきましては、毎年200万円弱の経費がかかるため、県単補助事業の終了後は、花見客からの協力負担金をいただくことといたしましたが、全額賄うということは不可能なため、平成20年度から毎年100万円の町補助金を花の里づくり実行委員会に交付いたしているところでございます。毎年行っている花の栽培サイクルは、梅雨時のアジサイ、初夏のハナビシソウ、秋のコスモスを咲かせる園地利用を進めておりまして、現在は夏から秋にかけての花としてヒャクニチソウとコスモスなどが、花の里づくり実行委員会の皆様の努力によりまして咲き始めており、安定した運営が図られているというふうに認識をしているところでございます。

次に、今後の花の里整備の構想でございますが、ボランティア活動主体で管理運営には限界があるのではないかと考えております。新たなボランティア加入がないと、構成員の減少によりまして、栽培管理がおろそかになることが見込まれておりますことから、これを解決するには、多くの方々のボランティア活動に参加をしていただくことや、年1作であるアジサイの栽培面積の拡大によりまして、管理にかかる手間を少なくすることも必要ではないかと考えているところでございます。また、周辺には観光協会管理

の桜やヤマユリ、宝登山には鉄道管理のロウバイなど複数の管理主体がありまして、四季折々にいろいろな花を栽培されております。このような状況の中から、将来的な花の里整備は、花の里から野土山を通り、宝登山山麓を結ぶアジサイ園と長瀬地域一帯をとらえた構想を関係者一同で話し合いを進め、花の長瀬にふさわしい整備をしていく必要があるのではないかとこのように考えております。いずれにいたしましても、植物は気候に左右されますので、人が考えるようには、なかなか育たないことが多いというふうに考えております。今後も実行委員会の活動に期待するとともに、多くの皆様がボランティア活動にご参加をいただきまして、花によるまちおこしにご協力をいただきたいというふうに願っているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、再質問を行います。

今、町長から答弁がありました。花の里から野土山、それから秩父鉄道というルートにかかわっていくのだと思うのです。私が解釈しているのは、町が実行委員会を組織したのは、補助金の受け皿対策、さっき町長が言ったように、確かにそのとおりなのです。そういう中で、例えば縄張り争いではないけれども、どここの団体が、このエリアは持っている。ここは鉄道だ。そういういろいろな縄張り争いみたいなことが今実際に起こっているというお話を私は聞きました。ここは我々がやっているのだから、手は出させないよと。町長、そういう状況になっているらしいですよ。実行委員会が、町と町民の方が一緒になってやっているのだったら、町だってそのぐらいのことを知っていて、町から3年間補助金をもらって、花いっぱい花の里をつくらうということをやったのだったら、そんな縄張り争いをさせないで、町が思ったように整備するなら整備したほうがいいのですよ。それができない、本当にボランティアの方に任せるといえるのであれば、町は事務局も撤退して、ボランティアの方に好きなようにさせたほうがいいのですよ。私がちょっと聞いたところ、まず花の里から新井家に行くのは、ここで払ってもらえれば、向こうは半額で行けますよとか、そういうふうになっている。

だから、今町長が言ったように、あそこの協力金だけではだめなのだよというなら、協力金は協力金でちゃんといただくように、例えば町も絡んでいるなら、指導をちゃんとしたほうがいいのですよ。今は新井家のほうから先に行っても、あそこに看板が書いてあるらしいけれども、私は興味がないから見たことはないのだけれども、いろいろな方がいろいろな話をしてくれる中で、この花の里づくり実行委員会は、あるボランティアの方が言うのは、これは町がやっているのだと、町に聞くと、ボランティアがやるのだというお話の中で、私もちょっと聞いたのだけれども、草むしりをしていると、ある方は給料が出て、これはシルバーから派遣されて、そこに行って草むしりをすれば給料、そうではない、ボランティアで行った人は、本当に手弁当で汗を一生懸命かいてやっている。これでは長く続けるようにいたしましようといったら無理ですよ。一方は有料で給料が出るし、もう一方は給料も出ないで、本当にボランティアでやるのだったら、確かにそうだと思いますよ。だから、ボランティアにやらせるならボランティアにやらせたほうがいいですよ。それと、縄張り争いなんか絶対させない。それは町長、いかがですか。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今のお言葉の中で、縄張り争いという言葉は非常に気にかかるのですね。私は、花の里づくり実行委員会というのは、ここにおいで野原議員に会長をやっていただきまして、自主的に運営している。そこに町のほうから平成20年から100万円補助金を出すということになったわけでありまして、補助金を出すことについては、いろいろな意見があると思いますが、私たちは、一生懸命やっている

ボランティアの人たちに経費の一部を補助するのは当然であるというふうを考えてやったわけでありまして、特別奇をてらったわけではないわけであります。

今、縄張り争いという話の中で、ロウバイは秩父鉄道で、これは株式会社でやっているわけでございまして、このことについては、全く別。それから、観光協会が桜の植栽をしたり、整備をしているということにつきましても、観光協会にも町から応分の補助金が年間出ているわけでございまして、その中で観光協会の活動の一環としてやっていただいているということでもございまして、花の里づくり実行委員会にお金を出したことが特別な厚遇をしているということでもないし、お互いに連絡を取り合うということについては、花の里づくり実行委員会でやっていただければ、そのことについて、ああすべき、こうすべきというようなことについて、町からお話を申し上げたこともございませぬし、自主的に運営して今日まで来たということは事実でございまして、その辺について、ただ、今はシルバーの問題があります。これはもう一度検討してみたいと思います。本当なのかどうかも含めて、ただ、忙しいときに、そういうことがあったかもしれませんが、この辺確たるものがございませぬので、調べてみたいと思っております。

以上でございませぬ。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 町長が、シルバーのことは、確たるものがないので、よく調べてみるというお話ですけれども、私もある程度は調べて、間違いない話をしております。ですから、町長が、これから担当職員に聞いても、私が言っていることが、間違った数字が出ているということはないと私は自信を持ってここで発言をしておりますので、町長、それはよく検討してやってくださいよ。私は100万円出すのがおかしいと言っているのではないですよ、町長。はっきり言っておきますけれども、実行委員会に100万円出すのがおかしいと言っているのではない。今言う野土山、何ですか、観光協会、その方が歩道というのですか、あれを私たちが平成16年のときに花の里を実行するのだという、この議会で聞いているときに、あの歩道整備をしながら、あそこにいろいろ植木を植えていくのだという私解釈をしております。だから、観光協会で、あの野土山の桜を管理しているかもしれないけれども、今問題は、アジサイは植えてはだめだとか、そういうことを私は言っているのです。だから、そうではなくて、あそこを町長は一体的にきれいにしたほうがいいという気持ちで花の里づくり実行委員会の補助金をとって、ボランティアの受け皿をつくって、その事業を始めているのだから、これがしっかりきちんといけるように、縄張りなんていう言葉が済みませぬ。私は、具体的にわかりやすく言えというから、わかりやすく言ったので、遠回りに言ったら原稿は遠回りに書いてきたのだけれども、わかりやすく書いてしまったので、こういう言葉になりました。

だから、実行委員会のボランティアの方が動きやすいように、本当に手弁当で暑い中来てくれるのだから、そういう方は大事にしたほうがいいですよ。そこを私は言っているのです。だから、ここはおれのエリアだから、これは植えさせない、引っこ抜く、そんなことをしては、いい観光地づくりはできないですよ。だから、一体化で、町長が、そんなのはだめだっちはっきり言ってやればいいですよ、みんなの前で。わからないのだから、その人は。だから、100万円でも我々の大事な税金ですから、皆さんが楽しんでやるようにしてもらったほうがいいのです。例えば町民側からすれば、広報に花の里入場券がつかれました。あの回収率、4枚だそうですよ。町民は余り興味ないですよ、はっきり言えば。若い車に乗れる人ならアクセスは関係ないけれども、あそこへ登ってまで行こうという町民の方は、その4枚ということで、もうわかると思うのですよ。ただ券を持って行って入場した人が4枚、これも間違いなく、私

は調べて発言していますから、そういうことなのです。

だから、このエリアはおれのものだ、あのエリアはおれのものではなくて、仲よくみんなができるように指導してやるのが町で、町は手を出さなくてもいいですよ、そういう指導だけすれば。だから、事務局だって何だって撤退してボランティアにやらせればいいのですよ。私が思うのは、みどりの村プール周辺が、あそこはカヌーの練習場にさせねえか、あそこを釣り堀にしねえかとか言う、いろいろな町民の方がいます。だから、町長、花の里をこれからいろいろ考えながらやるというのだったら、あのみどりの村も全部一体化で、どうやったら観光地長瀬にいいか、あの姿を見せて、イメージを悪くするよりは、私は前に言ったけれども、全部更地にしてしまっただッグランをつくれれば観光地で来るのですよ、犬を連れて。今度犬を連れてたまにお君が長瀬町に来るといっても、それにうちの犬、うちの犬と手を挙げている人がうんといるらしいですよ。あのテレビを見た全国の人が立候補するらしいです、あの番組は。ドッグランがいいか悪いかは、これはわからないけれども、みどりの村周辺の一体化で、花の里事業で、町長が、こういうふうによれとってリーダーシップを発揮してやってくださいよ。最後まとめ、町長、お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今の関口議員のご発言につきましては、貴重なご意見だというふうに承りました。花の里づくり実行委員会という組織があって、その下で皆さんが協力し合っているということでございますから、町のほうとしては、なるべく口は出さない、町民の皆さん方のご意見に従ってやっていただくというのが主体的な管理運営であるというふうに考えておりますので、その辺は、できれば外したくない。ただ、いろいろな問題で縄張り争いみたいな、言葉は悪いですけども、そういう問題が起きているとすれば、やはり原点に戻って、いろいろなことを考え直してやっていただく必要があるのではないかと。例えばプールだとか、そういうものにつきましても、しばらく停止したままになっております。この辺も国体が終わって、それから学校の耐震工事も終わりました。大きな仕事につきましては、大体整理ができたというふうに考えております。これから高齢者、それから少子化の問題について、町はしっかり手をつけていかなければいけないというふうに考えて、平成24年度の当初の施政方針にも基本的には申し上げたつもりでおりますので、そういうことも含めて、これから議会の皆さんとともに話し合いをしながら、まちおこしの大きな効果が上がるように努力をしていきたいというふうに思います。ご提案として受けとめさせていただきます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、町長、リーダーシップを発揮して、皆さんに苦勞のないように、楽しい花づくりができるようにぜひお願いいたします。

では、3番目、町長施政方針について町長にお伺いいたします。施政方針は、町政運営に対する基本的な考え方や新年度の主要な施策について述べるものであると考えていますが、平成24年度の町長施政方針は、前年度のものとは比べると、ほとんど内容が同じであるため、特色や重点的に取り組む施策が何かわかりません。

そこで、平成24年度はどんな施策に力を入れるのか、考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今のご質問についてお答えを申し上げます。

例年3月の定例議会におきまして、私のほうからお示しをいたします施政方針というものは、継続的に

行われている事業に対しましても、主要な施策であれば、これを述べるということでもありますから、その内容が重複をするということはお許しいただけるのではないかと考えております。そういう意味で、施政方針として述べました、いずれの事業に関しましても、私としては基本的に重要な案件であるというふうに考えております。

特にその中でも、今年度特に力を入れて取り組んでまいりますのは、安心・安全なまちづくりを進めるため、住民生活に直結した子育て・教育支援策の充実と地域防災体制の整備でありまして、防災行政無線のデジタル化は、先ほどご質問の中で、いろいろな話が出ましたが、それにあわせて防災行政無線のデジタル化と消防自動車の更新をする事業であります。防災行政無線は、有事の際に町民に対する情報伝達のかなめとなるものでございまして、親局と子局とで相互通信、通話を可能とするデジタル化は、喫緊の課題だというふうに考えて進めているところでございます。

次に、子育て・教育支援策の充実は、学校の例えばトイレの改修だとか、学校給食センターの厨房機器の整備をする事業などでございまして、児童生徒が安心して学校で生活を送ることができるような環境を整備するということが、我々の大きな義務と責任であるというふうに感じておりまして、長瀬町の次代を担う子供たちを育成するための重要な事業だというふうに考えております。先ほども申し上げましたように耐震大規模改修も秩父で一番先に、学校施設、それから町の施設につきましては、耐震大規模改修が終了いたしました。平成27年度までという文科省の計画の中で、100%に届くような状況には、全国的にはまだとてもなっていないという状況の中で、こういう小さな町が早くできたということは非常にありがたいことだというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、そういう小さなことの積み重ねがまちおこしの原点になるというふうに考えています。町民の皆様が、そういう意味でお互いに協力し合って住みやすいと思われるまちづくり、町外から訪れる人たちが、来てよかったというような町をつくっていきたい。抽象的な言葉でございますが、そういうようなことを真剣に考えていく年ではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 町長にいつも答弁いただくのに、ここがという答弁でなく、すばらしい答弁書をつくっていただいて、今発表していただきました。でも、私が思うのは、町長の施政方針、今言うように重要な施策であれば、毎年のつけてというお話ですけれども、町長の施政方針を読み比べてみてください。今言うように、どこが違うかというのが、ほとんどないのですよ、今までもらった施政方針から見れば。これは焼き回して、ここへ張りつけて、くっつけて出したのかなと思うような、同じようなことが、数字が違うだけで、言葉も何もほとんど同じ。これは以前、やめてしまった議員の一般質問とか、そういう中にもいろいろありました。ただ、羅列するだけではだめなのだという中で、例えば私も何年たつかわからないけれども、小泉純一郎総理時代に一般質問で、町長、ことは、これをやるから、これを我慢しろという予算組みしたほうがいいのかという一般質問をしたことがあると思うのですけれども、ご記憶にまだあるかわかりませんが、町長の施政方針というのは、私は、ことはこれをやるから、こっち側は我慢しろというような方向性をしっかり指図してもらわないと、町民の方は、それは役場で11月ごろから始まる、皆さんが予算、来年これをやりたい、それを総務課なり、そういうところでチェックしながら、予算どりもするのだからけれども、かなりやってもらいたいという事業を待っている方はいっぱいいるわけですよ。

その中で、町長、私は町長の施政方針を読んでいる中では、どれにウエートを置いてやっているのか。

今は例えばことし、平成24年度ももう9月だから、半分ぐらいまでは来たわけですけれども、補正予算がいろいろ出たり何だりするということは、私は予算を組むときに、しっかりと組めてないのではないかと、思いつきで、これやらなくちゃってというように私感じるわけです。町長が、これをやれって、今言うように安心・安全、災害、防災、学校の耐震化は早く済んだ、そうですよ。私が文教の委員長のときに耐震というニュースがテレビで出て、始めたのは結構早いほうですよ。委員会を開いて、耐震の勉強、議員もして、いろいろなところを見に行き、一般質問やら何かでお願いして町長に動いてもらった。だから、早くできているのですよ。だから、町長がこれをやりというのをもっと色をはっきりつけたほうがいいですよ。ここに忘れては困るのだけれども、以前の12月議会、こっち側を向いている人が、町長がやるやると言っても、やらないのは皆さんだと言ってしまったことがあるのだけれども、こっち側を向いている執行部の皆さんが、町長がこれをやるといったときに、これをやるって担当課長が進んでやれるように今はなっていないような気がするのです。町長の施政方針は、今町長が言うようにわかるのだけれども、何にも全部薄く広く、これでは執行部の方も、手を挙げて大事な予算、いいんかさってなるような気がするのです。町長、いかがですか。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 私に指導力がないというお言葉の裏返しだというふうに考えておりますが、私も私なりに12年間、微力ではございますが、一生懸命やってきたつもりでございます。そういう中で、町で一から当初予算を組むときに、その予算だけで仕事ができるような状況にはありません。そういう中で結局頼るところは、これはまことに不本意な発言でございますが、国や県の補助制度を上手に利用するということが大きなテーマになります。最初にこれをやりますといったときに、補助制度がつかなかったときどうするかという問題もあるわけでありまして、その辺が関口議員からすれば、中途半端でやる気がないというようなことに映るのだろう。しかし、先ほど申し上げましたように耐震の問題でも、積極的に中でやれば、では、補助金は半分出しますよとか、そういうようなことで繰越金も2億円近くできたわけです。そういうことの積み重ねが、私が受けた平成13年のときには財政は倒産寸前でした。町の財政はつぶれる寸前でありました。夕張市と同じような状況になる予備軍だったわけでありまして。

それが今日までこういうふうに来られたということは、先ほど小泉純一郎の話が出ましたが、小泉さんのやり方は、日本の国をだめにする大きな政治的な過失だったと思います。郵政の民営化は反対する、それは国会を解散してまで自分の意見を通そうとする、個人的にはいいかもしれない。しかし、そうではなくて、国の将来を考えたときに、どうあるべきかというのが総理大臣の仕事です。三位一体の構造改革、地方をだめにする政策だったわけでありまして。私は、それを逆手にとろうというふうに考えました。それは間違っていたと今はっきり胸を張って申し上げます。そういうことが、今日の長瀬町が存立できた大きなテーマでありまして、実質公債費比率が一番悪いときには21%だったわけでありまして。今は14%を割るような状況まで来たということは、お互いに我慢をする。そして、できるときに自分の範囲だけでなく、大勢の方の力をおかりしながら、行政の仕事をしていくというのが、だから私になってから新しい建物というのは作りませんでした。昔、金があって、補助金がいっぱい来るときは、箱物はいっぱいつくったわけでありまして。しかし、それが今はみんな整理をし、雨が漏ったり、耐震に耐えかねるといような状況であったり、学校でもそうです。そういうものをしっかりやっていくというのが、私どもに任された、私の大きな責任だろうということでありまして。

ですから、特色のない横並びの薄べったい施政方針だというお言葉でございますが、私は、それに甘ん

じて、しかし中身は、実際にそういう1年間の中で主体的なものについて、国と県との協力体制をしっかりとやってきたから、長瀬町の今日があるのではないか。そういうふうには私は自分ではプライドを持っているつもりでございませぬ。そういうことから考えますと、施政方針についての不満はありだと思ひますが、そういう関係で私はやってきたということをご理解いただきたい。それは多分間違つてなかつたというふうには思ひませぬ。これから次をやる人が、どういう考え方で施政方針をつくつておやりいただくかはわかりませぬ。しかし、それができるかどうか大きな問題でございませぬ。そういうことから考えますと、中途半端な施政方針だというふうにおしかりをいただくのは、私も甘んじてお受けいたしますが、しかしやってきたことについては、ある程度のことのできたなと、そんな思ひを持っているところではございませぬ。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 町長の今の答弁の中で、次にやる方というお話がありましたけれども、ちょうどたまたま来年町長選挙になるのですね。来年、町長は出るのか出ないのか。私が今、町長の施政方針を言っているのは、私がいろいろなことを言っているけれども、町長がだめだと言っているわけではないのですよ。施政方針は、本当に薄く広く書いてあつて、町長から、これをやれという指示がないから、例えば町民側からすると、みんな我慢しているわけですよ。うちもこれもやってくんねえかな、あれもやってくんねえかなつて、いろいろなことがあると思うのです、町長。今、町長がいろいろやって成果が出てきたのを並べてもらったけれども、それをクリアしたら、それで終わりではなくて、まだ次に順番、おれの番はいつ来るだんべなと待っている人が結構いるわけですよ、この町に散歩でもしてみてくださいよ。ここを直したほうがいいよな、ここは危ねえなというところが結構あるのです。私が言うのは、みんな我慢しているのだから、町長は、例えばことしは防災とか、安心・安全という話でいったら、そういうふうにはっきり書けば、我々も、あ、町長はことしこれをやりたいのだなという、それが見えるわけなのだけれども、それが見えないから、思ひつきで、執行部のほうで、ここでこれを出すかといつてカードを切つてきているようにしか見えないから、私は、この質問を出したのです。

たまたま来年7月に町長選挙になるから、平成24年度を検証して、自分が安心・安全、何をするというのでできているかどうか。職員が予算組みきちんとできているかどうか、そういうのも町長は、自分がやりたい事業をしているかどうか、それを示して、町長がリーダーシップを発揮して、執行部の皆さんにやらせてもらわないと、介護で困っている方がいるかもしれない。一方で、子育てで困っている方がいるかもしれない。いろいろな悩み、かなり絶対あると思うのですよ。そのわがままという、わがままではないけれども、その要望を全部聞いたらできるわけないのですよ。だから、ことしは、これをやるから、ほかのところは我慢してくれといへば、あれっ、思ひつきでやっているんかさ、こんなでっかい予算、急に出てくるけど、世話ねえんかさつて思ひわけです。町長、議長のほうから、そろそろ私の時間という話になつてくるので、総まとめで、町長、わかりやすく。小泉純一郎が郵政民営化どうのこうのなんて私褒めてませぬ。小泉純一郎がよかったというのは、これをやるつていった、そのリーダーシップの発揮の仕方、それを褒めただけだから、そういう回りくどくいろいろなことを言わないで、はっきり最後、大澤体制の有終の美を飾るのだが、おれがもう一回、リーダーシップを発揮するぞというのを発表してください。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 次年度の予算を組むときには、職員の幹部、それから担当の職員からいろいろ集め

てもらいまして、それをヒアリングでお聞かせいただきます。そういう中で、主なものを構築した上で予算30億円の中にはめ込むわけでありまして。しかし、それだけで仕事ができるわけではありません。大きな仕事というのは、先ほど来申し上げているように国や県の補助金をいかにいただけるか。そのことについて、私もなったとき皆さんに言われたのですが、県の職員に言われました。長瀬町は補助金の使い方がまことに下手ですよ。その話をすぐ持ち帰って、幹部職員に申し上げました。国や県には、そういう補助制度というのがいっぱい転がっているというのが、今景気が悪いとか、お金がないとか言っているけれども、今でもいっぱいあります。学校の耐震なんかでもそうなのです。例えば中学の耐震工事なんていうのは、自分の金を使わないで工事がほとんどできました。そういうことから考えると、その年度が始まる前に具体的な計画を立てるということは自己資金を使わなければできません。

そうではなくて、そういう中で、ヒアリングをした中で順位を決めることなく、出てきたものについて、県や国との、担当課の立場や職員が県庁へ行って交渉したりなんかして、その中で、これなら補助金が出せますよというのが、だんだん詰まっていくわけです。今ごろになって、ようやく詰まるということがあって、学校でもそうです。耐震工事の繰越明許をやったというようなことがあります。幾つもそれは出ています。それは、そういうところとのつながりが深くなれば、そういう予算を回してもらえるとということがあるわけでございまして、そういうことから考えると、私の施政方針が非常に消極的といいますか、わかりづらいといいますか、そういうことがあるということは、ご理解をいただけるのではないかとこのように考えております。

だから、小泉構造改革の問題につきましても、そのとおりでありますし、地方をだめにする政治が、今日顕著にあらわれています。このままいくと国がつぶれるのです。つぶれないようにするための政治をいかにするか、地方をどう守るかというのは、私たちは、それをしっかりやっていかなければいけない。今、国で民主党も自民党も総裁選挙でがたがたしています。その前にやることあるでしょうという、ある政治家が言いました。やることをしっかりやればいいのです。結果的に、それがちゃんとできるような体制をつくるというのが、地方自治の大きなテーマだし、私たちの責任だというふうに考えています。

ですから、ここの議会のときだけ議論するのではなくて、皆さんももしご意見があれば、全員協議会をやりましますから、出てこいと。では、町のほうからも、こういうことをやりましょうということ、これからやっていきましょう。そうしてお互いの意思の疎通を図った中で、皆さんの意向が反映されるような、そういうものをしていくということが大切なことだというふうに考えています。町長の任期は4年1期であります。その次にまたつなげるのだというようなことを最初から考えて町長職をやるなんてことはまこと不謹慎だと。1期1期が勝負でありますから、それをしっかり考えて、私はやってきたつもりであります。

以上でございます。

〔「来年はどうする、来年の話を質問している」と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） 今言ったのが、そういうことでありまして、来年の7月が任期であります。それは4年ごとに一つの区切りがつくわけでありまして、その先のことを考えるのではなくて、それまでにどうするかということが大きなテーマだと思います。将来構想というのは、ずっとつなげていくわけでありまして、そのつながりであります。ですから、自分の任期だとか、自分の立場を有利にするために町長をやっているわけではない。そういうことだけのご理解いただきたいと思っております。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、2番、村田徹也君の質問を許します。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 修学旅行生を受け入れる農家民泊について町長に伺います。

8月3日に、教育旅行を誘致するための「教育旅行のメッカ」埼玉づくり事業を実施する埼玉県の主催で、長瀨町に修学旅行生を受け入れる「農家民泊」についての講演会が開催されました。

そこで、早ければ来年度からの受け入れを要望されていましたが、長瀨町では、この事業を率先的に行う方針なのか、さらにはその場合の基盤整備をどのように進めていくのかを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問にお答えいたします。

平成24年8月3日に、子供たちとの交流を生む農家民泊という、先ほど村田議員のご質問の趣旨であります講演会を開催いたしました。この講演会は、埼玉県が推進する「教育旅行のメッカ」埼玉づくり事業の一環として、県主催で実施したものであります。事業の目的は、全国の学校を対象に教育旅行、修学旅行、社会科見学、遠足等を誘致しようとするものでありまして、埼玉県といえば遠足、修学旅行というイメージづくりを行い、次世代の成長産業へとつなげるよう実施するというものでありまして、受け皿は秩父地域全体といたすということでありまして、自然体験、農業、林業、アウトドア体験と農家民泊を体験プログラムの一つとしてメニュー化をいたし、教育旅行の受け皿づくりを進めたいという協力要請があったわけでございます。

基盤整備をどのように進めていくかというご質問でございますが、実際に教育旅行を誘致する場合には幾つか整備しなければならない課題があります。農家民泊を実施する際、旅館業法や食品衛生法上の取り扱いを定めるガイドラインの整備やコーディネートする組織の整備等が課題となります。これらにつきましては、県組織内部で調整等により解決可能なものでありまして、農家民泊や長瀨町でラフティング等の体験プログラムにつきましては、現状のままで実施可能ということだそうでございます。特別な基盤整備は必要ないという県からの回答をいただいているところでございます。来年度以降のスケジュールにつきましては、秩父地域全体での受け入れ可能な農家の数を考慮しながら、クラス単位の課外活動等の授業にプロモーションする予定と聞いております。長瀨町といたしましては、田舎の自然、人、暮らしを観光資源となる体験型教育旅行の誘致は、農家の現金収入化、高齢者の生きがい対策等地域や農業活性化の起爆剤になるものとして期待をしております。観光面でもプラスになると考えております。今後積極的に、このことについては協力をさせていただきたいという思いを持っておりますが、受け皿になります農家の人たちの高齢化が著しいわけございまして、この辺が大きな問題点になるのではないか、そういうふう

に考えているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今、町長の答弁がありましたけれども、地方自治法で、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を実質的に、かつ総合的に実施する役割を広く担うというふうなことがうたわれております。現在この農家民泊修学旅行を秩父地域一体となって、これが必要だというふうなことでやっていくという答弁でよろしいわけですね。

〔何事か言う人あり〕

○2番（村田徹也君） はい。まず、国では文部科学省、農林水産省、総務省が連携し、子ども農山村体験プロジェクトというものを推進しています。これをもって県の指導で長瀨町も、このプロジェクトに参加し、町の活性化を図るという計画だと思えます。現代社会の余暇活動等を考えてみますと、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグリーンツーリズムというのが余暇の主体になっていて、これはヨーロッパでは主体になって長期滞在というふうなことがなされているわけですが、長瀨町では、まだこの基盤は整備されているとは言えないと思えます。先ほど町長は、基盤整備をする必要はないという県のほうの回答であるというようなことでありますが、それは無理だろうと。いきなり農家民泊修学旅行といっても、かなり厳しいものがあると思えます。

そこで、3点、地域整備観光課長にお伺いしたいと思います。まず1点、この農家民泊修学旅行を行うに当たって、どのようなステージで、この事業を進めていくつもりなのか。

2点目、事業参加農家募集や説明会等を今後どのように行っていくのか。

3点目、参加農家への補助等については、どのように考えていくのか。基盤整備は必要でないというふうな話でしたが、宿舎なんかでもお金がかかったりとか、そういうこともありますので、今現在それをどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

まず第1点目、どのようなステージで行うのかということでございますが、この事業につきましては、埼玉県で行う事業でございまして、秩父地域全体で農家民泊ということで、修学旅行生を受け入れるということでございますので、ステージとしましては、秩父地域全体がステージとなりまして進めていきたいと考えております。あとは、農家民泊の募集でございまして、まだ詳しい日程等は決まっていないということでございますので、埼玉県と協議しながら、その時期、募集等を考えていきたいと思っております。

それと、受け入れる農家への補助金ということでございますが、特にこの事業につきましては、農家に対する補助金というのはございません。この事業は、宿泊する場合は農家の方に1泊幾ら、農業体験する場合は半日幾らというようなことで、各参加者から負担金をいただきますので、その負担金の中でやっていただくということでございますので、特別な補助金ということはないと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 日本の中でも農家民泊というのは、先進的地域の北海道、南信州、信濃地域、阿波地域などが有名です。京都等もあります。それらの地域は特色を持っていると。古民家があるとか、伝統工芸品があるとか、特色ある農産物があるとか、体験的余暇活動があるとか、そのようなものがあります。特に私が調べた南信州、南信濃ですけれども、飯田市を中心に農家民泊の加盟農家があるのです。500軒

です。体験事業に到っては200あります、飯田市の信濃は。それと比して長瀬町は、子供たちが体験できるということに関して、いや、基盤整備は必要だろうと私は考えます。いいところもあります。特にそこで今、地域整備観光課長のお答えになったところで、農家民泊で本物の体験を提供するために受け入れ農家の農業生産を継続的に支える仕組みづくり、これをどういうふうにやっていくかということが、まず必要だと思います。修学旅行生が再来年度来ると、その農業体験をどういうふうにやっていくか。これは明らかに農業生産を高めるような援助を町としてやっていかなければならないだろうと思います。そこを伺います。

また、農村休暇法という法律がありまして、農林漁業体験民宿、つまり簡易宿泊営業というのは一部屋でも提供できるというふうなことがあります。しかし、これに関してはクリアしなければならない規制がたくさんあるようです。この登録代は最低3万2,000円かかると、最低限ですよ。そのほか布団を用意するとか、そのようなことを含めていくと、農家に対しても負担がかかるのではないかなと思います。

2つ目の質問は、県との交渉の進捗状況、8月に説明会がありましたが、その後の進捗状況をお伺いしたいと思います。その2点についてよろしくお願ひします。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 地域整備観光課長にご指名なのですが、私のほうからお答えをさせていただきます。

村田議員の質問の中で、埼玉県との協議をしているところがございますが、埼玉県では来年度から一気に農家民泊の受け入れを行うということではなくて、民泊農家が足りない場合、例えばげんきプラザや民宿、こういうところへ宿泊させて農業体験、ラフティング等を行いたいと。特色、また農家の費用等を含めまして、農家の受け入れ等を考えながら、徐々に体制の整備をしていくという話が県のほうからございましたので、これからも県の担当課と協働しながら鋭意整備してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔「先ほどの農業生産を継続的に支える仕組みづくりについて」と言う人あり〕

○副町長（平 健司君） 農家の費用も含めて。

〔「費用は要らないです。要するに農業生産を上げるような、町としての、要するに……」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 起立して話してください。

○2番（村田徹也君） はい。済みません。先ほど言いましたけれども、本物の体験をさせるために長瀬町として農業生産を継続的に行える、支える仕組みづくりについて、これもやっていかななくてはいけないだろうと、それについてどうかということなのですが、地域整備観光課長をお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の再質問に対してお答えいたします。

受け入れ農家の生産を継続的にできるような政策はどうするのかということでございますが、この農家民泊全体が、その専門の農家でなくても大丈夫ということでございます。ただ、庭に畑があって、そこに作物が植わっていれば、そこで畑の草むしりや収穫、どんなものでも大丈夫ということで、大規模な農家の方だけが行うという事業ではなく、どのような形でもできるということが、この農家民泊の趣旨でござ

いますので、長野県とか、そういう大きい農村都市については、大きな経営農家がございますので、そういうところが主で行っておりますが、長瀨町のような小さい、畑が点在しているような地域でありますと、そこまでは求められないということがあると思います。

それと、先ほど旅館業の形で、登録にお金がかかるとかというのがあったのですが、この農家民泊になりますと、県のほうで旅館業法や食品衛生法のガイドラインができますので、そうしますと、そういうものもなくなるのではないかと……

〔何事か言う人あり〕

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） なくならないですか。まだ詳しいことは、ちょっと聞いてないのですが、ある程度そういうのはクリアできるというふう聞いておりますので、またその辺は、詳しいことは打ち合わせしながら決定していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、2番目、教育現場でのいじめ問題について教育長にお伺いします。

メディアで取り上げられた、いじめを受けた中学生の自殺問題は、日本中で反響を呼んでおります。これがきっかけとなり、いじめと自殺との因果関係が問題視されるなど、各地でいじめ問題が注目されています。残念ながら、日本中どこでもいじめが発生して不思議でない地域社会になってしまいました。

そこで、当町はいじめ発生状況といじめ発生に対する教育委員会の対応方策を伺いたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ただいまのいじめに関する村田議員の質問にお答えしたいと思います。

大津市で中学2年生男子が自殺した事件がございました。これをきっかけに全国各地でいじめから自殺につながる事件が相次いでいます。連鎖反応ということかもしれません。いじめにより子供たちがみずから命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生したことは非常に残念でございます。子供たちが、みずから命を絶つということは、決してあってはならないことですし、またこの間の事件で浮き彫りになっているのが、子供を守るべき学校や教職員の対応に問題があった例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例です。このことは学校教育に携わる人間として深刻に受けとめざるを得ません。いじめは、決して許されないことです。と同時に、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものです。今学校教育に携わるすべての教育関係者が、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速な対応をすることが必要であります。そして、問題が発生した場合には、その問題を隠さずに学校、教育委員会と家庭、地域が連携して対処していく必要があります。

長瀨町でのいじめ発生状況ということですが、3校からは定期的に調査の報告を受けております。直近の報告では、平成24年度1学期になるわけですが、中学から1件の報告を受けましたが、これは解消している例でございます。現在での認知件数はございません。いじめの防止の方策としまして、各学校に対して、1つには、いじめのサインの早期発見、早期対応、具体的には日常の観察やいじめアンケートによる実態調査の実施、各学校とも実態調査をアンケートにより実施しております。2点目に、いじめを許さない学校づくり、生徒指導体制の確立、具体的には情報の共有化を組織的な対応で図ること、このことがございます。3点目には、家庭、地域、社会との連携、協力、具体的には保護者とのホットラインの構築など、それぞれ適切な対応がなされるようお願いしております。校長を中心に全教職員が一致協力して対応しているところでございます。教育委員会としましては、日ごろから学校の実態把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、学校への支援や保護者への対応に万全を期すことを肝に

銘じております。小中学校の教職員を一堂に集めて合同研修会なども必要に応じて実施をしております。この夏休みにも実施をいたしました。いじめにつきましては、校長会議等を通じて、さらなる徹底を図るようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） けさの新聞紙上で、平成21年のいじめ実態調査、文科省のほうの結果が公表されました。その結果によると、いじめ数は減っているというふうな、概略減っているというふうなことでした。私もちょっと調べてみたのですが、まず大津市でいじめ事件があったと。教育長もおっしゃいましたけれども、9月5日に札幌の中学校の1年生が、いじめられているので、自殺しますというふうなことで自殺をしたという事件が報じられました。学校当局では、記名のアンケートを実施したと、一般的には、いじめに対するものは無記名でやるのが普通なのですが、記名でアンケートをやったと。そしたらいじめの実態は出てこなかったというふうなコメントが出たのです。はっきり言って、教育現場というのは学習しないのかなと。私もちょっとそういう場所にいましたけれども、そんなことを非常に恥じるようなことでした。子供が、いじめられているので自殺しますと書いて自殺したにもかかわらず、学校側では、いじめはアンケート調査をやったらなかったと、80人から聞き取り調査をやったけれども、なかったと、こういう回答だったのです。これが現状のような感じがします。

これは国立教育政策研究所の信頼の置ける調査なのですが、3年間の追跡調査で、8割の子供が3年間の間に1度はいじめの被害者または加害者になっているという結果が出ています。日本中の学校の43.1%に当たる学校でいじめがあったというふうなことも出ています。教育長から、アンケート等をやっているというお話ですが、いじめがどの程度起きているかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取り組みを意図的、計画的に行う必要があると、いじめに関してはですね。要するにだれがいじめたのだ、だれがいじめられたのだということを図るのではなくて、いじめが起きにくくなるような温床をつくるのがアンケート調査、または見るというふうなことなのだと思います。教育長のご答弁の中にあつたアンケート、これは小中学校が独自にやっているのか、それとも教育委員会、またはサンプルがあるので、サンプルを利用しているのか。また、そのアンケートは無記名なのか、記名式か、年何回やっているのか。もしわかりましたら、そこをお願いします。

あと1点、教育委員会でいじめ解決に向けた事業、研修会等をやっているというふうなお話だったのですが、いじめの中で教職員によるいじめが、これも国立教育政策研究所の調査です。教職員によるいじめが5.1%あったというふうなことなのです。ですから、さらなる教職員の資質向上研修をやることとして、定期的にでも、長瀨町ではいじめで困る子がいないというふうなことで実施していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 再質問にお答えしたいと思います。

アンケートの関係ですが、各学校とも実施をしております。実施の仕方は、各学校でそれぞれ今まで既に実施しておりましたので、継続の実施という形になってきております。3校とも説明したほうがよろしいですか。

〔「学校独自ということですね、アンケートは」と言う人あり〕

○教育長（新井祐一君） 各学校で独自にアンケートを実施しております。今は中学校の事件が多いので、

中学校について簡単にお話をさせていただきます。

中学校の場合ですと、いじめアンケートは毎月行っております。記名か無記名かというお話ですが、中学校の場合には、いじめに特定したアンケートではございませんので、自分の生活を反省するというような観点も含めまして、その中にいじめに関するアンケートも含まれているというふうな形でございます。無記名でございますけれども、担任は、だれが何を書いたかは、自然にわかるといたらおかしいですが、いじめ等があった場合には、その子を特定して事情等を聞けるような形になっております。そして、そのアンケートの結果につきましては、中学校の場合には生徒指導委員会というものが組織されておりますが、毎週開かれておりますので、その中で我が校が欲しい情報を共有し、対応を検討し、それぞれが対応していると、そんな形をとっております。

それから、教職員の資質の向上というお話でございますけれども、ことしの夏休み中に研修を行いました。8月のお盆過ぎ、17日ですか、午後半日を使いまして、具体的には子供たちとの面接の仕方ですか、あるいは保護者との面接の仕方ですか、そのようなことも含めまして、研修を行っております。さらに、8月の後半になりましてですが、特に若手の教員について、指導主事のほうで研修会を行っておりますけれども、その研修の中でも8月の最後の研修につきましては、新学期の学級づくりに関するものと、いじめ問題への対応というようなことにつきまして研修を深めております。これらの研修は、かなり継続的に何年も続けて行っておりますので、時期に応じて研修をする中で、いじめにつきましては、いつも取り上げている問題でございます。

それから、各学校の中に、いじめを許さない雰囲気づくりというようなお話でございました。先ほどのアンケート調査につきましても、もちろんその一つではございます。それから、中学校のほうでは、特に生徒会を中心に、おわしたす運動と言っておりますけれども、あいさつ運動ですか、それからそれに含めてPTAの方にも参加していただいております。あるいは町内のいろいろな団体の方に参加していただきながら、定期的なあいさつ運動を行っておりますし、職員のほうでも下校時の見送りとか、街頭での指導等を繰り返し、繰り返し行っております。これは非常に地道なことではございますけれども、継続的に年間を通して行っている指導でございまして、それらが比較的じっくりと効果が出るのでいいのではないかな、そんなふうに思っております。学校のほうに対しては、そういった指導について、さらに継続をし、工夫、改善しながら、よりよい指導ができればというふうに考えております。また、いろいろお気づきの点があるかと思えます。ぜひ皆様方からもご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今、教育長の答弁の中で1点気になることがあったのですが、いじめ調査等で、だれがいじめられているか、だれがいじめているか特定できるようなこともあると言われたわけですが、私も先ほど言いましたけれども、これはだれがやられているということではなくて、いじめが起きにくくなる雰囲気をつくるということが、やはりアンケート等の実施の本質であると思っておりますので、そのところをぜひお願いします。

あと、もう少し質問したいと思うのですが、ちょっと余分な話になりますが、ことし5月1日現在で日本の児童生徒数は1,031万人です。この中で、ことしですよ、これは去年のやつですが、不登校者が小中学校だけで12万6,000人です。そのうちのある資料では20%がいじめに起因していると。違う資料では、70から80%がいじめが起因していると、そんなふうな数字も出ています。とにかくいじめというのは、絶対許さないというふうなことで、ぜひ取り組んでいただけたらと思います。

なお、もう一度、教育長に幾つか。長瀨町教育委員会として、いじめ根絶に向けた重点施策というのが出ているのかどうかというのを伺います。内容は結構です。私が調べたといいますか、考えたものでは、家庭で3つぐらい、学校で5つぐらい、教育委員会としても5つぐらいあるだろうと思うのですが、それは具体的にしているかどうか。

あと1点、もしも事件が発生した場合、教育委員会としての対応、毅然とした対応を当然やっていくと思うのですが、そこのところを伺います。聖徳太子の17条憲法第1条で、これは皆さんもご承知かと思うのですが、「和を以て貴しと為し」、そのような言葉で始まっています。これはちょっと仏教的な観点があって申しわけないのですが、こんな気持ちで子供たちを育てていただければと願っております。では、お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 幾つかあって、聞き落とした点があるかもしれませんが、教育委員会としての対応ということでございますけれども、長瀨町でも、いじめ以外の問題につきましても、生徒指導上の問題につきましても同じなのですけれども、やはり毅然とした態度というものは必要でございますし、このぐらいは大丈夫だろうということで見逃したものが、次の大きな事件を引き起こすということが教育指導の鉄則でございます。ですから、このレベルはもう許さないということにつきましては、これはきちんとした対応をする。そのことが学校の中の治安を、あるいは規律を守っていく大事な行為であろうというふうに思います。そんな意味でいじめに関しても、この部分は笑い声一つにしても、いじめにつながる笑い声ありますし、その辺は敏感に感じ取る教員でなければならないというふうに思っております。その辺は常にお話をしているところでございます。そのような意味で対応としては、かなり厳しいかなというぐらいの対応に常に心がけているところでございます。

あと、もう一点は何でしたっけ。

〔「教育委員会として重点施策というか、いじめに関してということなのですが」と言う人あり〕

○教育長（新井祐一君） いじめに関して、さまざまところで、常に10年ごとぐらいに大きないじめ事件が繰り返し起きております。そうした中で、県もいろいろなところから、あるいは国からもいろいろなところからメッセージが出されております。そして、いじめについては、こういうふうにしましょうよ、家庭ではこういうふうにお願いしますよということが具体的に示されておまして、そういったものにつきましては、常に学校を通して学校だより等、あるいはPTA、または保護者会等を通して、伝達してお願いしているところでございます。今回も多分県のほうから、そういった文書等も出てくるのではないかなというふうに思うのですけれども、そういったものを含めて、そういったものに沿って対応ということを考えておりますので、特に長瀨町が独自にということはないのですけれども、そういった対応が今はとられているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） では、長瀨町では、いじめで泣く子がいないような取り組みの推進をやっていただけたらと思います。

続きまして、総合グラウンドの駐車場拡張について。長瀨町総合グラウンドは、町民の健康増進やレクリエーションの場として、また未来の長瀨町を背負って立つ子供たちの社会教育の場として重要な施設に

なっています。しかし、各種大会の開催時には、駐車場が狭いため、一般道に駐車を余儀なくされ、近隣住民から苦情も頻繁に寄せられている状況があります。

このような状況を解決するためには、駐車場の拡張が必要ですが、考えを伺います。教育長、お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 総合グラウンドの駐車場拡張についてのご質問にお答えしたいというふうに思います。

質問をいただきまして、その後の9月2日の日曜日に、実は県のスポ少の野球大会、北部の地区予選大会が行われました。最初の予定では、中学校の校庭と岩田のグラウンドと2会場で行われる予定でございました。ところが、雨のために急遽グラウンド1会場ということになりまして、準々決勝からですので、8チームが集まりました。約300人ということで、現在の総合グラウンドの駐車場は、約100台の駐車が可能なのですが、満杯になったという報告を受けております。そのときに担当者と、町のスポ少の本部長であります岩田議員と駐車場の拡張についてお話をされたという報告も受けました。駐車場の拡張に際しましては、入り口周辺の土地の状況、あるいは地権者のことなど、いろいろご提案を含めたお話をされたとの報告を受けております。また、路上駐車云々につきましては、運転手のマナーの問題もあろうかというふうに思いますが、この件につきましては、今回はたまたま会場変更を余儀なくされたということでしたけれども、今後また駐車場の拡張の必要性を検討しながら、グラウンドの使用状況、あるいは利用団体の意見等を参考にして、利用者への利便性と、それから近隣住民への迷惑防止、あるいは交通安全に配慮した対応を検討してまいりたいというふうに考えていますので、よろしくお願いたします。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 確かに9月2日の日は、急な雨のために、中学校と2会場で行う予定が1会場になったということはあるのですが、実際に大会を組むのに1会場でやると駐車場が確保できないということで、2会場にしたわけです。それが急遽ということになったのですが、その場合も他チームの保護者への連絡は、乗り合わせて来てくれと。それから、中学校でやるはずだったチームについては、中学校に車を置いて乗り合わせて来てくれというふうな連絡をしていただいたわけです。ところが、子供の大会ですので、保護者が後から来る。そこまでは連絡がいないということで、路上駐車で、アメミヤ興業さんや近所の方へ、ちょっと駐車させていただけないかというふうなことでやったのですが、間に合わなくて大変だったということがあります。

特に町の財政が逼迫しているとか、もろもろのことがあると思いますが、長瀬町はスポーツ宣言都市ということで、以前にも質問しましたが、スポーツ宣言都市です。町の重点施策には、高齢者の健康増進、子供たちの健やかな成長等を掲げています。そこで、日曜日等グラウンドで活動している子供たちを見ると、本当に長瀬町の将来を背負って立つ子供たちを社会教育の面で教育していただいているということはいくつもわかります。

ちょっと具体的な話になるのですが、これはひんしゆくを買うかもしれませんが、軟式テニス場がありますが、あの軟式テニス場をつぶして駐車場にする。ただし、駐車場は移転するというふうなことも考えられるのではないかな。あとは、もしグラウンド周辺に所有地があれば、これを造成するというのも考えられる。ただ、予算が非常にかかる。または近隣地権者から土地を借り受けて駐車場確保にというふうな、ぜひ前向きなお考えをお聞かせいただければと思いますが、町長でも教育長でも結構ですが、よろ

しくお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 駐車場の候補地等のご提案をいただきました。私どもも質問いただいた後、何回かグラウンドのほうへ行く機会もありましたので、周りを見て歩いたりしたわけなのですが、幾つかの候補地は確かにあろうかというふうに思います。そういった候補地も含めまして、今ご提案の候補地も含めまして、駐車場にはどの程度の拡張が必要なのか、その必要性和どの辺に確保できるのか、その辺を検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、最後の質問ですけれども、子供たちのはつらつとした活動、それから大会等、町長杯とか、冠はつかない大会等におきましても、今の社会教育担当の方は非常に熱心によく見ていただいております。現状はわかっていると思いますが、ぜひ事務局トップの方、教育長等も、そういう場へ足を運んで、つぶさに現状を把握していただけたらと思います。お願いで終わりにします。

○議長（大澤タキ江君） 次に、1番、岩田務君の質問を許します。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） それでは、通告に従って質問を始めたいと思います。

人口減少と少子高齢化対策について町長に伺います。はつらつ長瀨プランの後期基本計画では、本町を取り巻く環境は、人口減少社会の到来と少子高齢化の進行など非常に大きく変化しているとし、このような社会情勢に的確に対応するとしていますが、人口減少と少子高齢化に対して、どのような対策を考えているのか、伺います。

また、少子化対策の一つとして、子育て支援事業や子育て相談事業なども行っていますが、内容を見ると、他の市町村と特に変わりはないように感じられます。

若者に定住してもらうためには、魅力のある町だと感じてもらうための長瀨町独自の支援や施策が必要だと思いますが、今後何か考えがあるのか、伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 岩田議員の質問にお答えをいたします。

この問題は非常に重要な問題でございますが、長瀨町独自の問題だけではなくて、全国的な課題となっている非常に重要な問題であるというふうに認識をいたしておきまして、後継者や担い手不足の問題、福祉分野や財政運営など、あらゆる分野へ影響を及ぼすため、全国の各自治体できまざまな定住策が進められているところでございます。長瀨町といたしましても、こども医療費支給事業の中学卒業までの拡大、子育て支援金の支給、学校施設の耐震化、大規模改修、民間保育園の園舎の改築助成、放課後児童クラブの開設など、少子化対策や若者の定住促進につながる施策等について、またいつまでも自分らしく元気に過ごせるように元気モリモリ体操等の介護予防や各種検診の実施など、高齢化対策につながる施策につきましても非常に厳しい限られた財政状況の中におきましても実施をしております。

子育て支援事業や子育て相談などにつきまして、他の市町村と変わりがないとのご指摘でございますが、限られた財源の中で、県内他市町村と遜色のない事業を実施してきたというふうに考えております。特に

子育て相談などでは、小規模自治体ならではの顔の見える対応ができることなど、余り表に出てこないことではございますが、厚い対応が行われているというふうを考えているところでございます。今後も引き続き、少子高齢化の進捗は変わらず、高齢化率の進展による経費の増加が見込まれる中で、平成24年3月に策定した第4次総合振興計画後期基本計画に基づきまして、町独自の特色のある施策の実施、調査、検討を含め、総合的、計画的に実施し、多くの人々が住み続け、さまざまな世代がはつらつと活動できるまちづくりをしてまいりたいというふうを考えているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） ただいま答弁をいただき、現在の少子高齢化対策などについての問題はわかりました。子供は社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子供を産み育てることのできる社会の実現は、日本社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つであり、この社会問題は経済全般、社会保障、労働市場などに大きな影響を与える大変深刻な問題です。皆さんご存じだと思いますが、出生者数につきましては、1965年には182万人でしたが、2012年、102万人、2050年には56万人に減少することが見込まれており、特に社会保障の問題については、1965年ごろであれば、65歳以上の方1人を9人の現役世代で支える胴上げ型の社会でした。近年では2.4人で1人を支える騎馬戦型になり、このままでは、2050年には国民の4割が高齢者となって、高齢者1人を2.2人の現役世代が支える肩車型の社会が到来することが見込まれています。

我が国の少子高齢化の原因は、出生者数が減り、一方で平均寿命が延びて高齢者がふえているためなのですが、平均寿命が長くなるのはいいことだと思いますし、この高齢化社会を緩和するには、少子化問題である出生率の低下を改善するための少子化対策を行う以外には手段はありません。約40年後に到来するであろう肩車型の社会にならないよう今から少子化対策に真剣に取り組み、成果を出していけば、高齢化社会を緩和していくことも可能だと思います。少子化対策とは、児童手当、奨学金、税控除、生まれてきた子供の健全育成、保育サービスの充実、育児休業の取得促進、地域における子ども・子育て支援など幅広い支援方法があります。当町でも長瀨町次世代育成支援行動計画というものがあり、すべての子育て家庭を対象に、本町が今後推進する子育て支援のための各種施策の方針や目標を総合的、具体的に定める後期計画があるようですが、この後期計画の中に前期計画の実績というものがあり、平成20年度の実績値と平成21年度の目標事業量が書かれており、策定から2年がたちましたが、そちらの現在の進行状況を伺います。また、実施されていないものの理由を伺います。

2点目は、計画策定をするためにニーズ調査をしていて、その中に「子育てをする中でどのような支援、対策が有効と感じていますか」という質問に対し、意見が多かったほうから、「子育てしやすい住居」「町の環境面での充実」「子供を対象にした犯罪、事故の軽減」「保育サービスの充実」「妊娠・出産に関する支援」と続きますが、こういった町が子育てしやすい住居であり、環境面が充実している町なのか、当町としての考察を伺います。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

先ほど子育て支援の行動計画についてのご質問をいただきました。ちょっとこちらで資料を持っていないのが実情でありまして、もし差し支えなければ、資料を取りそろえてお話しさせていただくということでもよろしいでしょうか。お時間をいただきたいと思います。

ちなみにニーズ調査の内容についても同様にさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたしま

す。

○議長（大澤タキ江君） 岩田務君に申し上げます。

ちょっと質問のほうが高いようですので、簡単明瞭でお願いしたいと思います。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 先ほどの質問をなぜしたかと申しますと、大事なことは、どんなところが子育てがしやすい住居であり、町の環境面が充実しているところかということを引きちんと把握していなければ、定住や移住してきたくなるような魅力のある町にしていくのは難しいと思うからです。質問が長いと言われましたので、あれなのですけれども、長瀨町独自のアイデアが出てくるかどうかもあれなのですけれども、参考になるか、例を何点か出させていただきますと、東京都のある自治体では、子育てしやすいまちづくりに取り組んでおり、文京区は歴史と文化のまちで、子育てに教育環境を重視する人にとって注目の地域で、子育てファミリー世帯が住みかえを行う場合に転居経費の一部と住みかえ後の家賃の一部を助成してくれる住みかえ家賃助成が用意されています。また、墨田区には子育て支援マンション認定制度というものがああり、認定マンションでは、その旨の表示を行い、PRできるほか、入居者に対して子育て支援サービスを提供するとともに、事業者に対して支援用の設備の整備補助を行っているようです。

まだまだ言いたかったのですけれども、長瀨町でも埼玉県で一番小さな町だからこそできる長瀨町独自の魅力が感じられる少子化対策を考えていかなければならないと思いますので、ほかにもまだいろいろありますが、後でまた直接お話ができればと思います。こういったことから、まず1点目は、例えばですが、高砂団地と言われた雇用促進住宅を子育て支援住宅とし、託児所や触れ合いの場、子育て支援相談所や学童、公園、コミュニティセンター、警備施設など、子育て世代のニーズに合った施設を敷地内に建設し、安心して子育てができる住宅がある町として定住促進していくことはできないでしょうか。想像してみても、かなり魅力のある住宅、地域になるかと思ひます。

2点目は、民間のアパートなどでも最近空き状況がふえているように感じます。管理人とも話し合いが必要だと思いますが、アパートの入居者や近所に向けて子育て支援サービスを行っている、もしくは今後行う予定のある事業者には、子育て支援サービスの支援用の補助を行い、子育て世代の入居者に対しては、家賃の何割かを町で負担することで、認定アパートなどとして空き部屋の状況を長瀨町のホームページに掲載することで、町外からの入居者がふえれば、こちらも若者の定住促進にもつながると思ひますが、当局の見解をお聞かせ願えればと思ひます。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、岩田議員からご質問の中でもいろいろなご提案をいただきました。私たちも、そのことを全く考えていないわけではなくて、少子高齢化が進む、その最大の原因は、分母の小さい町に一番大きな影響力を与えるわけでございまして、そのことにつきましては、先ほど最初の答弁でもお答えいたしましたように学校の耐震化、それから子供の放課後児童クラブ、それから幼稚園の整備、充実、そういうものが今大体一通り終わったところでございまして、第一小学校に第二小学校に放課後児童クラブというのがあって、そこに例えば働ける保護者の方たちは、5時なら5時まで置いていただくというような、そういう制度ができておまして、かなり活用させていただいております。それから、お年寄りにつきましては、実は岩田に医新会という病院がございまして、そこの先生からの話で、これから具体的に思ひますが、サ高住、サービスつき高齢者住宅を誘致したいというご提案がありました。

これはいろいろな障害がありまして、それをいかに早く、こちらから対応できるような状況にするかと

ということが一つのテーマになると思いますが、正式なご提案ではなくて、まだ予備的なお話でございますので、正式なご提案がありましたら、私としては全力で、お年寄りが住宅の中に住むというのは、お話を聞いてみると、ひとり住まいのお年寄りが非常に多くて、いろいろな問題が起きたときに医療が手おくれになるというような話があって、それを具体的に医療機関の中で、近くにそういうサービス地域をつくって、お年寄りのサービス住宅ですよね、そこにひとり住まいの方、それから夫婦2人だけの人で、そういうところに住みたいという方はいっぱいいるだろうということから、その計画が、平成26年度からの予定だそうでございますが、始まるということで、早目に計画を立てたいというお話でございますので、その計画が立ち次第やりたいと思います。

それから、雇用促進住宅の問題につきましては、齊藤議員から最後にご質問がございますので、この中でお答えをさせていただきます。まだいろいろな障害がございます、なかなか思うような状況になっておりませんので、これを全力で取得して、先ほど岩田議員からお話がありましたような制度を取り入れた住宅にしたいという考えは持っております。ただ、町のものになるかどうかというのは、これからいろいろな障害があって、それを乗り越えていかなければいけないので、やりますというお言葉ができないのはまことに残念でございますが、全力で挙げて、町で取得するように努力していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 次に、4番、野口健二君の質問を許します。

4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） 4番、野口です。避難訓練について町長にお伺いします。

昨年度、五区及び上長瀬地区で、町、秩父消防署、警察等の連携のもとに避難訓練が行われましたが、自主防災組織を高めるような避難訓練が、今後も各区で実施されることを期待しておりますが、いろいろな事情等で実施できない区もあると思います。

そこで、このような区に対しては、町が主体となって避難訓練を実施してほしいが、考えをお伺いします。町として区に対してやっていただけるかどうかということです。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 野口議員のご質問にお答えいたします。

済みません。風邪を引いて声が出なくて、自信がないから声を小さくしているわけではありません。お聞きづらいと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

現在、自主防災組織の設置数は、26の行政区のうち19部会でございます。自主防災・防犯組織の規約を見ますと、ほとんどの自主防災・防犯組織の設置目的は、住民が自主的に防災・防犯活動を行うことにより、地震、土砂崩れ等による被害の軽減及び犯罪の予防を図ることとなっております。言ってみると、自分の命は自分で守るという言葉になると思いますが、そういうことでございます。町の考え方も自主防災・防犯組織が組織単位で行う避難訓練等は、自主防災・防犯組織が自主的に防災・防犯活動を行うものと考えております。町が主体となって防犯訓練、防災訓練、避難訓練等を実施する場合には、現在の19の自主防災・防犯組織単位で避難訓練等もでき、防災訓練に参加の協力が得られ、統一日を定め、一斉に実施できるのであれば可能ではないかというふうに考えているところでございます。

また、区長会で自主防災組織における自主防災組織リーダー養成講座への参加のお願い、災害に対する準備としての自主防災・防犯組織を単位とした避難訓練のお願い、自主防災・防犯組織が未設置の行政区へ設置のお願いをしているところがございます。また、自主防災・防犯組織の応援のため、訓練等に対する支援として、先進事例の紹介、消火器の使い方やAEDの操作講習などを行う際には、消防団員や消防署員の協力、自主防災組織リーダー養成講座への参加しやすいよう研修会場への送迎、訓練用の炊き出しセットの貸し出し、自主防災・防犯組織活動費用補助制度の制定など、各組織で避難訓練等を実施しやすくする環境づくりを進めておりますので、ご理解をいただききたと存じます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） 避難訓練がなかなかできない区があるので、それで話をしたのですが、そういう組織を活用していただきまして、区がやるのであれば、区長会長さんに積極的にそういうことをやっていただければありがたいなと思うのですが、年寄り、年寄りとは言ってはいけない、高齢者の方が多いので、そんなことでやって、私が出たときに担架の作り方というのを消防署でお聞きしたのですが、こんな毛布1枚だけでも、担架ができるというような形で、そういうことも簡単にできるのだという話で、私も見てきましたけれども、そんなことも必要ではないかなと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今回の再質問の中で出てきたこと、私もその場にお邪魔して見せていただきました。簡単にできることは、なかなか思いつかない、あ、人間ってこんなものなのかなという思いをしたところでございます。各行政区と中心となる区長会長さん等を含めた、いろいろなことを考えている区があると思います。そういうものについて、町のほうでできるだけ協力をさせていただき、全体でやろうということになれば、それは町としても、そのことについては当然重く受けとめさせていただいて、ただ、地域によって状況、地形等が違いますよね。そういうことを考えると、本当は単体の行政区でやっていただくというのが理想ではあると思いますが、いろいろな事情で、そういうことがなかなかできづらいということは、あれば見る。あと、残ったところを全体でまとめるとか、例えば井戸、岩田地区だとか、矢那瀬地区だとか、そういう同じような地形のところをまとめてやっていただくというのも一つの方法だというふうに考えています。それは、これから区長会等ともお話をして、1度は避難訓練等をやっていただいて、経験をいただくと。その中からいろいろ気がつくことが多々出てくると思いますので、それを参考にしていただいて、これから災害がなければいいですけども、あったときの被害を少なくするような体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

○議長（大澤タキ江君） 次に、8番、野原武夫君の質問を許します。

8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 8番、野原です。一般質問をお世話になります。

ちちぶ定住自立圏形成協定について。ちちぶ定住自立圏を形成するための協定項目の進捗状況について伺います。この協定項目は20項目ありまして、これは全部についてのご質問というわけにはいきませんの

で、進捗状況についてのみお伺いいたします。総務課長、お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 野原議員のご質問にお答えいたします。

ちちぶ定住自立圏における協定項目の進捗状況でございますが、議員おっしゃったとおり、20項目にわたりますので、平成23年度の重点項目であった医療分野と、平成24年、25年度の重点項目でございます観光分野及び環境分野についてお答え申し上げます。

まず、医療分野でございますが、ちちぶ医療協議会を設立し、4病院を対象に、医師を確保するための支援や救急車の機能向上、医師、医療スタッフの相互派遣、休日等の薬局開設を行う経費の支援などを行っております。今後、回復期リハビリを行う機関への支援や専門家の指導、助言を受けながら、リハビリ体操などの提案を行っていく予定でございます。

次に、観光分野でございますが、リピート客や観光事業における経済効果を向上させるため、秩父地域おもてなし観光公社、ことしの4月でございますが、設立をいたしました。今後は、外国人観光客の増加に向け、観光案内板等の多言語化表記を行ったり、秩父地域から発信する観光情報の提供体制を見直すと同時に、地元住民と協力しながら、秩父地域の特色を生かした新商品の開発、情報通信技術を活用した情報内容の提供を行い、観光客の利便性の向上を図ってまいります。

次に、環境分野でございますが、秩父圏域の環境対策を総合的、かつ計画的に推進するためのちちぶ環境基本計画の策定に向けて準備を進めております。この計画は、低炭素社会や資源循環型社会の実現を基本方針として、それにかかわる事業を掲載していく予定で、各市、町での環境審議会の審議などを経て、ことしじゅうには策定される予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） ありがとうございます。

先ほど最後の環境問題について、これからやるということで、基本計画の案が、この間17日の日に発表されました。その内容を見ますと、秩父市ほか4町は、総合振興計画、それぞれの町が持っているのですけれども、条例はできているのですけれども、この長瀨町は、どういうわけか、この実行計画が出されていないのですよね。ここに書いてある説明の中には、長瀨町と小鹿野町は出ていないのですけれども、計画はできていないということであるので、これから計画を出すということでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 再質問にお答えいたします。

環境基本計画でございますが、町独自の計画は現在ございません。おっしゃるとおりでございますが、一昨年だったですか、環境基本条例を制定させていただきまして、ちちぶ定住自立圏の中で、秩父地域の全体計画と各市、町の個別計画とを盛り込んだ計画を策定するという中で、現在進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） ちょっと意味がわからないのですけれども、実行計画をつくらないという意味は、何かわけがあるのですか。もう一度お聞きします。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 先ほどの実行計画なのですけれども、今回のちちぶ環境基本計画のほうで、秩父郡市一体となりまして、審議会を12月に予定して、審議会の中で、秩父広域全体で考えていこうということで、今までの、実際あるところでの環境問題については、地区、町単位ではなく、秩父郡市全体にわたるものが多いだろうということで、この審議会にかけてやっていこうというお話は聞いております。それで、予定ですが、この後、審議会委員に審議していただきまして、秩父全体のこととして行っていく予定になっております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） これは地球温暖化対策の実行計画なのですけれども、CO₂の削減計画の中で、秩父市が1万6000トン、それから横瀬町、皆野町が約1,000トン、小鹿野町が6,500トンという中で、長瀨町は360トンぐらい、物すごく少ないですよ。どうしてこんな計算値が出たかわからない。こんな少ない数字が出たので、実行計画を出してないのかなと。必要ないかなというようなレベルでいるのではないかと思いますけれども、それは測定結果が正しいかどうかは別としまして、長瀨町は、環境の町としては最優先でもって進めていかななくてはならない。そういう中で、計画は独自のものを最初からつくっておいて、そして皆さんと相談するという中で、大きな定住自立圏の中でひとつ持つということは必要だと思います。そういう意味で、地元が持たないということの説明は、どうしても理解できないといいますか、余りにも無策であるというふうに感じられますので、その辺は、これからぜひお願いしたいと思っております。

そして、この定住自立圏の内容について20項目ということは、当初町としては、そこまで全部やる必要はないというような説明をされておった。なぜ全部やることに賛成しているのか、その辺についても、ちょっと町長、発言いただけますか。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 20項目全部という話は、私たちは必要のところだけという考えを基本的に持っておりました。しかし、これは秩父市を中心とした事業推進を図っているわけでございますが、表ではなくて裏という言葉がいいかわかりませんが、ぜひ長瀨町も項目に参加していただくと、あとの仕事がやりやすくなると。例えば内々の話ですけれども、ほかのところを口説きやすくなるという話なのです。この定住自立圏というのは、いろいろな問題があると思うのです。これは理屈では簡単に理解できますけれども、実際に行動してみると、なかなか難しい局面に直面することがいっぱいあるわけでありまして。先ほどのCO₂の削減の問題は、数値の間違いか何かわかりませんが、もう一度検討しますが、そういうことで、長瀨町が定住自立圏に熱が入っていないということではありません。

ただ、必要なものについては絶対にやらなくてはいけないと思いますが、そういう参加をしていただきたいというお話があったので、ではいいでしょうということがあったのが本当の話であります。ですから、そういうことがあって、時間のかかる問題、医療だとか、環境だとかというものについては非常に大切だし、これは喫緊の課題でありますから、これは積極的にやろうということになってくると、バランスが崩れてくるわけでございますが、これもやむを得ないと。そういう中で、項目だけは全部参加しましょうということで手続をとりました。その後につきましては、個々の問題で、重いところと、軽いという言葉はよくないのですけれども、そういうところが多少出てくるのは、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（大澤タキ江君） 野原議員に申し上げます。

質問回数を超えておりますけれども、通告されております年間予算額ですね、こちらはよろしいのでしょうか、回答は。

○8番（野原武夫君） いや、お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 最後の質問の中で、各項目が非常にふえているという内容で、予算が大分かかる。これは予算だけではなくて、人も相当要るのではないか。私たちが考える以上に町の負担は多いのではないか。また、そういった意味で、予算的にも年間予算は、これからどのぐらいかかるものかというようなことが、町の負担として、ちょっと聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） それでは、定住自立圏に関する予算はというご質問だと思います。お答えいたします。

定住自立圏の共生ビジョンに掲げられた事業は、秩父圏域の中心市である秩父市が中心となって進めております。そのため、長瀨町を初め各町は、秩父市に負担金を拠出する形でとっております。長瀨町の負担総額は、今年度2,700万円になっております。その内訳でございますが、ちちぶ医療協議会への負担金1,000万円、専門家の招聘経費、招く経費といたしまして700万円、秩父地域森林産業活性化協議会負担金、おもてなし観光公社負担金など、さまざまな分野へ包括的経費といたしまして1,000万円となっております。これらの経費は、国による特別交付税の措置がかなりの部分されておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 総務課長に質問いたします。

水難事故について。ことしの夏も例年同様の猛暑が続き、キャンプ場や荒川で涼を求める観光客の姿が多く見受けられました。

毎年この時期には水難事故のニュースが聞かれますが、ことしの長瀨町内での水難事故の状況を伺います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

水難事故についてのご質問でございますが、町内の水難事故対策につきましては、警察、消防、カヌー・ラフティング業者や舟下り業者などの各団体等にご協力をいただき、荒川は急流で深みもあるので、川に遊びに来ても、子供から目を離さない、川に入らないことなどを注意喚起していただいておりますが、残念なことに毎年事故が起こっている状況でございます。

さて、平成24年7月から8月まで町内で起きた水難事故の状況でございますが、救急車が1回出動し、1名の方を救助しております。また、救急車は出動せずに警察、カヌー・ラフティング業者などが救助した回数を含めると19件、29名の方を救助していただいております。また、昨年、平成23年5月から8月

までは救急車が4回出動し、6名の方を救助しておりますが、そのうちお二人の方が不幸にもお亡くなりになっております。また、救急車が出動せずに救助された回数を含めると15件、26名の方を救助しております。ことしと昨年の救助状況を比較してみますと、救急車の出動回数は減っているものの、警察、カヌー・ラフティング業者などの方に救助された件数、人数は、依然として多くなっている状況でございます。特にことしは、カヌー・ラフティング業者、ライン下り業者の方々が10件、17名の方を救助し、多く人の命を助けていただいております。水難事故の対策といたしましては、平成15年から毎年本格的な川遊びシーズンに備えて官民合同の水難救助訓練を実施しており、今後も水難事故ゼロを目指して、警察、消防、カヌー・ラフティング業者や舟下り業者など、関係団体と連絡を密にし、事故防止を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） この水難事故について質問したのは、ことしは救急ヘリが飛んでいるのが、すごく少ないということがありまして、これだと水難事故はゼロに近いのではないかなということで、もし水難事故がゼロだったら、長瀨町のキャッチフレーズは、都内から2時間以内であること、それからあとは観光地、それからことし10月にオープンいたします自然の博物館、そうすると学術の町とかなんとかということで、キャッチフレーズ1つ余分につけられるのが水難事故がゼロの町ということで、どうでしょうかということをお願いしたわけなのです。ですけれども、聞きましたら、ちょこちょこ小さい、業者の方たちが救助している件数が19件で27名ということで、すごく驚いてもありますし、その方たちのご努力とか、ご協力に対して感謝するところです。

この水難事故というのは、昔のことを聞きますと、昔は長瀨町に遠足に多く来たわけなのですけれども、水難事故が1件あってから、遠足がなくなったということがあるので、大きな事故がなければ、夏休み中は長瀨にもぎわっていたのですけれども、これから紅葉の秋になります。秋になりますと、遠足とかということがあって、小さい子供たちにいっぱい長瀨に来てもらおうと、大きくなっても、あ、あそこは思い出の地だから、あそこでお土産を買ってきたから、また行こうやということで、栄えるとも思いますので、そのことがありましたので、水難事故についてということで、お聞きしたわけなのです。ですけれども、再度これからも事故が起こらないようにするためには、またグレードアップする必要があると思うのですけれども、そのことについてお聞きします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） グレードアップという再質問でございますが、実際はカヌー・ラフティング業者以外の方でも消防ですとか、警察の方が週末ですとか、あとは非番明けとか、自分の趣味を生かしてカヌーをやっている方等もいらっしゃるしまして、そういう方が本当に大事故になる前に未然に防止しているという、本当にボランティア的な力をかりているところではございますが、今後も継続して、官民合同の水難救助訓練を充実していければと考えています。

なお、ことしの夏は、金石のところのキャンプ場、あそこが事故の一番多いところですが、監視小屋というのを設置していただいて、現在のところ、大事故に至らなかったのではないかと考えます。

また、ちなみにことし県内で、私の知っている範囲で3件死亡事故が起きております。神流川で遊泳中のお子さんですとか、都幾川での遊泳中のお子さん、先日の日曜日は寄居で、カヌーで親子で出て、お父さんが亡くなったという事故があったかと思いますが、これだけ長瀨町に限らず秩父管内で、遊泳とか、

川のレジャーがされている地域として死亡事故がゼロというのは、それぞれの団体の方々が協力しながら対応できているのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） ぜひ死亡事故ゼロにしてください。

次、お願いします。介護保険について健康福祉課長にお伺いします。

介護保険料が4月から値上げになり、低所得者には負担が重くなりました。介護保険料を少なく抑えるためには、介護サービスを利用しなくて済むような健康な体づくりが必須ですが、町の対策や取り組みを伺います。

また、介護認定を申請する方もふえているようですが、中には非該当になるケースもあるようです。その非該当になる理由を伺います。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、介護保険制度について若干触れさせていただきます。介護保険給付費にかかわる必要な経費は、国、県、市町村、そして65歳以上の第1号被保険者、40歳以上の第2号被保険者に、法で定められました負担割合に応じてご負担をいただいております。ちなみに65歳以上の第1号被保険者の方には、保険給付費にかかる費用の21%を保険料としてご負担いただいております。65歳以上の第1号被保険者の推移につきましては、介護保険制度が始まりました平成12年度末でございますが、1,907人で、大幅な制度改正が行われました平成18年度末では2,210人、本年7月末におきましては2,360人と毎年増加の傾向にあります。また、要介護認定者におきましては、平成12年度末が171人で、平成18年度末が339人、本年7月末におきましては444人と、こちらも増加傾向となっております。制度創設当初と比較しますと2.6倍となっております。同様にサービス提供にかかわります介護保険給付費につきましては、平成12年度末が2億2,168万7,000円、平成18年度末が4億3,717万5,000円、平成23年度末が5億3,947万5,000円と制度創設当初と比較しますと約2.4倍となっております。今後65歳以上の第1号被保険者の方が増加する傾向にあります。

議員ご指摘のとおり、介護保険料を少なく抑えるためには、介護サービスを利用しなくて済む健康な体づくりのための事業や取り組みが必要な時期となってきております。その一環としまして、町では介護予防事業に取り組んでおります。介護予防事業は、1次予防事業と2次予防事業に分かれておりまして、1次予防事業は、65歳以上のすべての高齢者の方を対象とする事業で、元気モリモリ体操や認知症予防教室などを開催しております。内容といたしましては、高齢者の皆さんに個々に介護予防を実践してもらう事業と、地域ぐるみで介護が必要な人を支える人材を育成する養成事業など実施しております。2次予防事業は、65歳以上の方に基本チェックリストを配布しまして、チェック項目で、身体や認知機能等の低下が見られると判断された方を対象に保健センターではつらつ教室を実施し、個々の機能向上や維持を図り、今までどおり自立した生活が行えるよう支援する事業です。今後も町民の方が長く地域で自立した生活を送れるよう介護予防事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

要介護認定の非該当になる理由についてのご質問ですが、要介護認定において非該当になった方は、身体及び心身ともに機能が回復し、状態の改善が見られたが、まだ日常生活において若干の生活のしづらさ等があっても、日常生活を送ることに支障がないと判断された方が非該当の対象となっております。ちな

みに平成23年度におきましては4名の方が非該当となっております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 介護保険料の値上げに関してですけれども、行政報告書を見てみますと、随分6億を超えています。すごい大変だと思っております。これからも元気でということで、65歳以上の高齢者、元気モリモリ体操、延べでいいますと4,141名が参加しているということで、これは成功しているからこそ介護保険を受ける方が少なくなって、介護認定に出しても等級が下のほうの1とか2とか、要支援になる方も多いかと思うのです。

それで、聞くのですけれども、国の対策や取り組みは、今聞きましたので、これで大体十分だろうなとは思っています。ですけれども、介護認定を申請する方がいまして、年齢的にも95歳以上の方というのは、申請書を出しても非該当ということなのですけれども、要するにケアマネとかに聞きますと、今普通に生活しているときには何ともなくて、娘さんや嫁さんに介護してもらったり何かというのだけれども、そういう方が来ると、できないことも立ってできたりとかということがあります。要するに皆さんも入院してみるとよくわかると思うのですけれども、見舞客が来ると、すごく元気だ、元気だよと言っていて、帰ってしまうと、酸素を受けないとだめだぐらい疲れてしまうのと同じようなことなので、年齢的に該当しないのだからしょうがないではなくて、95歳以上の方が認定の申請を出してきた場合には、そのご本人を見るだけではなくて、嫁さんだとか、娘さんだとかの話もよく聞いて、そして来てほしいというのが私の実感です。うちの母親がなったときにも、うちのおくみさんに聞いてるんで、瑠美さんに聞いているのではありませんと言われて、えっと言ったのですけれども、そういう方が来ると、病人の方というのは、いいところを見せようというので、すごく頑張ってしまうのですけれども、帰った後は、またいつものどおりに戻ってしまっただけで大変なので、年齢制限というのではないのですけれども、95歳以上の方というのは、本当に大変なので、いつ亡くなるかわからないというような方もいますので、介護している嫁さんだとか娘さんのことを考えて、少しぐらいは要支援だとか何かにさせていただいたほうが、人情味があると思いますので、難しい再質問ですけれども、それにお答え願いたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員の質問にお答えいたします。

介護保険制度の中の介護認定についてのご質問が要旨になるかと思えます。認定につきましては、先ほども説明しましたように、支援の必要がない方、具体的に言いますと、健康であるということで、特に年齢がお幾つだとか、そういうことの判断はないというふうに考えております。ただ、高齢者の方は、年齢が高くなればなるほど容体が急に変わるというようなことも承知しておりますので、その際には変更申請というのもありますし、その容体において認定を受けるというような制度もありますので、その辺につきましては、こちらのほうで制度のPRが少ないとか、されてなかったということもありますので、その時々に変更申請があるというようなことも周知していきたいなと考えています。

それと、周りの方の意見を聞くようにというふうなお話をいただきますけれども、健康福祉課としましては、特に健康な方というか、通常の方は、特に問題はないと思うのですけれども、認知症が見られるような方については、ご家族の方ですとか、関係者の方に同席をしていただいて、本人さんのお話を聞くということとあわせて、家族の意見を聞くようにしておるのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 変更申請してから何日ぐらいで来るのでしょうか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、変更申請から認定がおきるまでの期間ということなのですが、ほぼ1カ月ぐらいを目安としております。ただ、認定を受ける際には、町の職員が行います訪問調査と、かかりつけのお医者さんに記載していただきます意見書という2通りあるのですが、中にはお医者さんの都合がありまして、若干おくれるというケースがあるのですが、大まかには1カ月ぐらいということで見いただければと思います。また、ちょっとおくれるようでしたら、その時々お問い合わせいただければ、その辺の状況についてはお話ができると思います。

以上でございます。

〔よくわかりました。以上で終わります〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時04分

再開 午後1時00分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 一般質問をさせていただきます。

まず1番、観光ゴールデンルートについて地域整備観光課長にお尋ねいたします。8月27日付の埼玉新聞のトップ記事に載った事柄なのですが、「黄金ルート創設へ」という大きな見出しで、「埼玉、群馬、新潟の3県が連携し、国内外からの旅行者に各県を横断して観光を楽しんでもらう「ゴールデンルート」の創設に乗り出し、埼玉県は長瀨町を宣伝した」との新聞報道でありました。

大変喜ばしい限りではありますが、迎える側としては、花の長瀨を四季を通してアピールできる道路整備や荒れ地の活用、お土産品の開発や販売など総合的な町の体制づくりが必要ですが、そのお考えをお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

平成24年8月27日の埼玉新聞1面に、「ゴールデンルート創設へ」と題した記事が掲載されました。記事には、「3県を横断するゴールデンルートの創設は、定期開催されている3県知事会議で提案され、担当者レベルで具体化に向けた取り組みが進められている」とありましたが、埼玉県観光課に問い合わせましたところ、県観光担当者と記者との意見交換の雑談中に出た話が新聞記事として取り扱われてしまい、

大変驚いているとのことでした。ですから、これは正式な発表ではなく、雑談中に出たものが新聞記事に載ってしまったものでございます。

ただし、今後報道のように3県による連携が進むような動きがあれば、町としましてもルートへの組み入れをしていただくよう強く働きかけていきたいと思っております。町といたしましては、ゴールデンルート創設の有無にかかわらず、多くの観光客を受け入れるため、観光基盤の整備が必要不可欠であると考えておりますが、道路の整備、荒れ地等の活用につきましては、観光客や観光関係者などの意見を取り入れ、優先度の高い事業から整備を進めてまいりたいと考えております。

また、お土産品の開発や販売につきましては、現在長瀬町商工会が平成22年度から全国商工会連合会の補助事業を活用しまして、アユの薫製等の開発を行っております。今年度中には形になると伺っております。これら特産品の開発などは、行政が主体となるよりは、観光客のニーズを把握している観光業や商工業の皆様方が事業主体となって進めていただくのが望ましく、より現実的で持続的な商品開発に結びつくものと考えております。今後とも関係機関と連携を密にし、国内外の観光客の意見、ご要望に耳を傾け、協働して受け入れ態勢の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今、雑談中のことが記事になったと。場合によったら、ひょうたんから駒が出てくるというようなことになるかもしれないし、それを期待したいとも思います。それと同時に、ふだんから荒地であるとか、観光土産であるとか、いろいろなものを開発し、今後試していく、それは必要なことであります。ゴールデンルートにのろうがのるまいが、しっかりと対応していく、前に進んでいくということは非常に大事なことだと思いますので、その辺はぜひ進めていただきたいのですが、私は前回6月の議会のときに長瀬の観光について幾つか質問させていただいたのですが、その中で道路上の整備と申しますか、美観というか、そういうふうな面から看板等の設置がちょっと見苦しいというふうなことで、お話をしましたが、必要な看板は設置してほしいということも申し上げたのですが、一時的に駐車場等を案内するでっかい看板が引っ込んだ形跡があったところもあるのですけれども、全然そのままであったり、またもとの通りに出てきてしまったりというような状況であります。そういうふうなことも含めて、その6月議会にちょっと質問させてもらった中から、地域整備観光課として、また課長として取り組んだことをお話したいのですが。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 新井議員の再質問に対してお答えをいたします。

総合的に整備するということは、町でも必要なことでありますので、これから順次進めていきたいと思っております。そして、前回の議会でのご質問の中で、道路の看板等の撤去についてということでご質問がありましたが、その後観光協会のほうと話をさせていただきまして、観光協会のほうから、ある程度話をする。それでもだめであれば、通知をもう一度観光業者のほうに回して対応していきたい。それがだめであれば、前回の警察とか入って委員会を組織しまして、その対応をしたわけですが、改善が見られない場合は、そういう会議を再度持ちまして、なるべく不法な看板がなくなるように対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ちょっと関係者にお伺いしてみますと、実際のところ、そういう指導があった。一旦引込めかけたのだけれども、またほかのところやっている。また、テントが出ている。あれも不法ではないかというようなことで、自分のやらない理由を言って、結局あっちはこうだ、こっちはこうだ。また、いろいろなことを言いながら、結局自分のやらない正当性を主張しているというようなこともあるのです。これは一斉に全部取り払うというのが一番望ましいことではあるのですが、言ってみれば商品の保護であったり、お客様の保護になったりしている、テントそのものは通行の邪魔になるような状態ではありません。それと同時に、最近は非常に若いお客さんがふえているので、それに対応した商品というのを開発する必要があるのではないかということから、再度質問をさせていただきます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） では、新井議員の再質問に対してお答えいたします。

日よけ等邪魔にならないけれども、不法なのではないかということなのですが、これにつきましては、なるべく邪魔にならない、本来はいけないものなのかもしれませんが、お客さんの利便等もありますので、なるべく邪魔にならないような指導をしていきたい。

また、若い方がふえていて、その商品の開発についてということですが、今のところ、若い方を対象にした商品、お土産品等は、開発の予定は立っておりません。ただ、旅行商品としまして、今県が各観光担当者を集めまして、旅行商品を構築しようという研修会がありまして、うちからも職員が1名出ておりまして、この間発表会がありまして、3位になりまして、その旅行が商品化されるというようなことが決定になったそうです。それは長瀬町を若い方が、どういうふうな形で旅行したら喜ばれるか。また、春と夏だけではなく、秋にも旅行ができますよということで、売っていくというようなシナリオで旅行商品を開発して、それが旅行業者の目にとまりまして、商品売っていくというようなことで話が来ております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 1番の質問は以上なのですが、今ちょっと出てきました3位に入賞したということで、今は発表できない段階かもしれませんが、しっかりと検討した上で、多少は試行錯誤するでしょうけれども、長瀬名物に仕立てていただけたらというふうに思います。よろしく願います。

それから、2番に移ります。町道の管理について地域整備観光課長に同じく質問ですけれども、町道に面した樹木等により、道幅が狭くなっている箇所がありますが、伐採するなど適切な管理により緊急車両等が容易に通行できるようにしてほしいのですが、その考えをお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

道路にはみ出た生け垣や樹木は、通行の支障になるだけでなく、場合によっては歩行者や通行車両の交通事故につながるおそれがあります。このため町では、道路や歩道上にはみ出た通行に支障を来している場所について、町民の皆様からの通報や道路パトロール等により発見した場合は、当該所有者に対しまして、注意喚起や伐採の指導を行っているところでございます。また、総務課でも夏の交通事故防止運動に伴う交通安全の推進について、各行政区の区長さんに依頼しまして、道路環境の整備等で道路上に伸びている雑草、樹木の排除及びカーブミラーの清掃についてお願いしているところでございます。いずれにいたしましても、危険木等交通に支障がある場合は、今後も所有者に対して指導を行い、道路の安全管理に

配慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 緊急車両というのは最近大型化してきて、消防車にしても、それから救急車にしても、結構車幅のある状態になっております。それが狭い道でありますと、たとえ30センチ、50センチはみ出しただけでも通行するのにこするといふようなことも見えておりますので、急ぐ車でありますので、そういうものがスムーズになるような道路整備がされれば一番いいのですけれども、なかなかそれが図り切れない部分がありますので、その辺のところを管理していただきたい。それには区長さんというか、各区にお願いして、いろいろ見てもらっているような話もありましたけれども、10月ないし11月に道普請といたしますか、区内の清掃といたしますか、そういうふうなことが行われるのが例年でありますけれども、そのようなときに、より意識して、アスファルト上にはみ出している、いわゆるアスファルトの部分というのは、多分町道部分だと思っておりますけれども、それがはみ出しているような部分のところにつきましては、地元の人から、ここは通行に支障があるから、結局自分たちが一番困るわけです。そういうふうな面から、区内といたしますか、班内といたしますか、区長、班長等にチェックしてもらいましてやってもらう。

消防の貯水池等につきましても、雑草に覆われているというのが、最近あちこちで見受けられます。長瀬駅のすぐ近くにあるところは、本当に木が茂ってしまって、いわゆる貯水池そのものの機能が生かせないのではないかと思うようなところもありますので、そういうふうなことも含めて、貯水池の点検であるとか、道幅の点検であるとか、そういうふうなことをぜひ指導していただきたい。実際のところ、木を切りますと、その後の処理が困るので、結局みんながやってくれないところもあるかと思えます。そういうふうなことも含めて、ただやってくれるように話してくださいと言うだけではなくて、そういうふうな指導といたしますか、お願いに基づいて切ったようなものについては、町のほうでダンプカー等を出して回収してもらおうとかというようなことも含めてやっていかないと、実際処理がなかなかされない状態です。ちょうど今は植え込みが茂って、いろいろなものが一番目立っているときでありますので、ぜひその辺のところをお願いしたいというふうに思います。

それから、どこの道路という部分も同じなのですけれども、北桜通りにつきましても、枝が下がったり何かしている部分もありますし、相変わらず通りにくい道になっております。そこで、急に町長に向けて話すのもあれなのですけれども、北桜通りの管理運営につきましても、前、秩父鉄道の社長、会長に話して、何とか打開したいというふうな話もありましたけれども、この町道の管理というふうな面から、南桜通りについて、いわゆる長瀬上長瀬間ですね、この辺のことについてどんなふうに進展しているのか、お聞きしたいのですけれども。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 南桜通りの問題につきましては、以前からずっと考えておりまして、実は長瀬町と秩父鉄道は運命共同体だという意識を持ちながら協力体制をとろうという話を荒船社長のときに申し上げ、まことにそのとおり、長瀬なくして秩父鉄道の現在はないというふうなお言葉をいただいて、お互いに協力体制をとりながらやっているわけでございます。その一環として南桜通り、実は荒船会長も今は相談役という立場になられまして、新しく社長をお迎えしたわけでございまして、いろいろなことについて直接的な最高責任者ではございませんが、町としては、今年度中に南桜通りを秩父鉄道に譲っていただくような方向でお話を進めていきたいというふうに考えて、今は準備中でございます。1キロある距離でござ

ざいますが、鉄道としては、あれは前の軌道敷であった。それが親鼻の鉄橋ができるために、傾斜の角度が強くなるということで、道路敷を上を上げて、あの線路敷を道路として使って、そこに桜を植えたというのが現状で、だれが桜を植えたかというのは、私たちにはわかりません。

しかし、鉄道が、それを町に自由にに使わせていただいておりますということはありがたいことでありまして、これをそのまま放置してはまずいというふうを考えておりまして、これは私が瀧上町長るとき、ですからずっと前ですが、議会で提案したことがございます。しかし、そのときは何億というお金が必要だということで、そのままになりました。しかし、最近では、そんな状況ではなさそうでございますので、こちらの意見が通れば、それは一遍に譲っていただくのか、部分的に譲っていただいて整備をするかは別にして、また皆さんにご相談申し上げますが、町としては、町で譲り受けさせていただくということを基本的に考えて交渉を進めていきたいと思っています。

その中で老木、90年以上たつたわけですね。ですから、その老木をどうするかについてが大きなテーマになると思いますので、これは南桜通り、桜の並木、例えば樹木の検討委員会みたいなものを立ち上げていただいて、その中でどういうふうにしたらいいか、切ってしまうほうがいいのか、それとも古木がいいという人もいるというような話もありますので、その辺の検討会をつくっていきたくて考えています。その結果によりまして、皆さんの合意が得られれば、道を広くできる可能性もありますので、その辺も含めて、これから慎重に検討していきたくて。今、新井議員がおっしゃるとおり、樹木の問題では非常に狭いし、道路ではないということから考えれば当然のことなのでしょうけれども、その辺そろそろ決定する時期に来ているというふうに私も考えておりますので、今年度中あたりに方向性につきましては鉄道と基本合意ができるか、慎重に検討していきます。

その中で桜の木を切るか切らないか、新しく植えるか植えないかについても、その植える苗木につきましては、実は寄居町に写真家で岩田省三という方がおいでになります。その方から私のところに提案がありまして、南桜通り、もし古木を切って植えるということであれば、私は日本で一番桜の種類と苗木を持っていますと、植えてすぐ花が咲くような桜もありますということで、聞いたところによりますと、19種類の桜を持っているというのです。それを長瀬町のためにいつでもご提案申し上げますと。それで、「桜切るばか、梅切らぬばか」という話があるけれども、そのとおりで、そのことについても、ご指導ということであれば、私も微力ではございますが、力を尽くしたいというご提案までいただいております。そういうことも含めて、これから検討し、平成24年度中に確定できるような状況で進めていきたいと考えております。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 南桜通りにつきましては、平成24年度中に譲り受けられるよう準備中だということで、譲り受けた後の道路をみんなで一生懸命考えていきたくて。いい道づくりをしていただきたいと思います。と同時に、先ほど課長にちょっとお尋ねいたしました伐採樹木の片づけについて、小さな袋を道普請のときに渡されるだけでは片づけ切れませんので、その辺のことについてお答えいただきたいのですが。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 議員の質問にお答えいたします。

伐採した後の木の処分ということで、今現在もある程度そういう話がかかっているのが現状でございます。町といたしましても、それをどのようにするか、例えばある場所に置いといていただいて、それを町で回収して、例えば今シルバーさんで保管場所がありますので、そちらに持っていくとか、あと広域のほうに

持っていくとか、そういうのも今後検討してまいりたいと考えております。実際どのようにするかというのは、まだ決まっておりませんが、なるべくできる範囲でやっていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 次に、3番、板谷定美君の質問を許します。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 通告に従いまして質問させていただきます。

ちちぶ定住自立圏構想について町長にお伺いしたいと思います。8月17日に開催された「ちちぶ定住自立圏現況報告会」の資料では、各分野において「検討する」「相談中」「考えていく」「策定を予定している」などの文字が羅列してありました。これを見ると、いまだに事業が進行しているようには思えません。長瀨町は、どのような考えを持ってちちぶ定住自立圏構想に参加しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 答えいたします。

8月17日のちちぶ定住自立圏現況報告会において説明された資料が、平成24年度に実施している、または次年度以降に実施を予定する事業をまとめたものであるというふうに思います。したがって、各事業の進捗状況の説明において、現在進行形の文字が散見されているわけであります。また、実施期間が中長期的な事業は、計画の策定から事業の実施にかけて段階的に取り組む必要があるために事業完了までの期間を要することになります。いずれにしても、事業に参画した市町によって、それぞれの事業が定める目的の実現に向けて、着実に取り組みを行っているところでございます。

当町は、ちちぶ定住自立圏構想に基づく10分野20項目すべてに関し、秩父市と協定を締結しています。それは長瀨町一町ではなかなか実現できない事業でありまして、秩父圏域のスケールメリットを生かして行政サービスの向上を進めることが可能であるというふうに期待をしたためでございます。現在も、その考えに変わりはありません。全国的に人口減少や少子高齢化が進む中で、秩父圏域の市町が、それぞれ役割分担、協力をしながら行政サービスを行い、安心・安全な住みよいまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。基本的には、そういうことでございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 現在執行中というようなことでございますが、定住自立圏共生ビジョンを決めるのは、圏域の中心である秩父市でございます。周辺自治体には、共生ビジョンの予算の議決権はないと思います。しかしながら、工程表を締結しております。その中では、秩父市の役割、長瀨町の役割が定められております。協定とは協議して決定することです。何のために、だれのために定住自立圏構想があるのか見せていかないと定住自立圏構想は絵に描いた餅になるような気がいたします。負担金が2,700万円、無駄にならないような形でしっかりと取り組んでいてもらいたいと思います。

次の質問に移ります。あいさつ、声かけ運動について町長にお伺いしたいと思います。青少年健全育成長瀨町民会議の総会において、「あいさつ、声かけ運動」を展開しようとの呼びかけがありました。あいさつは、コミュニケーションの基本であり、地域住民同士のあいさつ、子供に対するあいさつ、観光客へのあいさつを行うことにより、地域のつながりや防犯対策、観光客へのよい印象を醸し出すことなどがで

きます。ぜひ積極的に取り組んでほしいが、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

そのご質問の答弁に入る前に、板谷議員を初め原区の皆様には、野上駅から中学校へ向かう線路沿いの道路の環境整備にご尽力いただいております。いつもきれいな花で飾られまして、一般町民を初め登下校の生徒たちにとっても大変いい環境整備をしていただきました。その活動とご質問のあいさつ運動とは大変共通点が多いと考えております。元気なあいさつは、するほうもされるほうも大変気持ちがいいものです。花で飾られた道路を歩くのも同じように大変気持ちがいいと皆さんお思いだと思います。

昨年の町民会議で提案された町ぐるみのあいさつ運動の展開につきまして、ことしの町民会議で、あいさつ、声かけ運動推進要綱を策定し、加盟している各団体に働きかけて推進していこうということが決定をいたしました。ご案内のように町民会議には、青少年にかかわる町内のあらゆる団体が加盟しておりますので、それらの団体が自分たちでできることから行動に移していただければありがたいというふうと考えているところでございます。既に小中学校では積極的な取り組みがなされています。さらに、それを地域全般に広め、私たち大人が積極的に実施することから始めていただきたいと思います。具体的な取り組みは、個々の団体で検討していただければと考えております。事務局といたしましては、各団体の取り組みをサポートし、さらにあいさつ運動の推進のための啓発に努め、具体的にはのぼり旗の作製や広報紙での声かけ等を実施してまいります。ぜひ町民ぐるみあいさつ運動へ展開できるようご協力をお願いいたします。

私も毎朝歩いていますが、通勤の人に当然会います。大人の方は意外に、こちらから声をかけないとあいさつしてくれませんでした。毎日会うものですから、「おはようございます」「おはようございます」「おはようございます」と3回目ぐらいから、向こうが頭を下げ、だんだん声が出てくるようになります。これはだれかがきっかけをつくらないといけないな、そんな思いを持っておりまして、子供さんにはよくあいさつをしていただけますが、若い女の方もなかなかあいさつしてくれない。こちらから何回声をかけても顔を横に向けて通り過ぎていくような方が何人もいます。これは半年かかりましたけれども、1人はどうしてもあいさつしてくれない。そういう子もいますが、ほとんどの方は、こちらから声をかけるということが大切なのではないかな。そういうのを経験上感じました。ですから、これからは皆さんが声かけ運動を積極的にやっていただくというところはありがたいことですし、声をかけて、お互いに話をする、その1日が明るく、元気に過ごせるというふうな思いを持っていると思います。そういうことから考えて、ご提案のことにつきましては、町民運動の大きなテーマとして、これからはしっかり頑張って、長瀨町に行くと、みんなあいさつしてくれるよなというような、観光客に喜ばれるようなまちづくりも大きなテーマだし、それが観光の発展につながるというふうを考えておりますので、ご提案ありがとうございました。ぜひこれを積極的に進めていきたいというふうを考えております。よろしく願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 今、町長から力強い答弁がございました。ありがとうございます。まずは役場庁舎内から明るいあいさつが聞かれるよう期待して、私の質問を終わりにします。

○議長（大澤タキ江君） 次に、7番、齊藤實君の質問を許します。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 7番、齊藤です。町長にお伺いをいたします。

雇用促進住宅野上宿舎の活用についてお伺いいたします。人口の減少は、すべての経済活動とも連動し、税収入の減少や社会保障における負担の増大、地域のコミュニティや活力の低下などの問題があるとして、以前から私は何回か質問させていただいていますが、人口減少対策の一つとして、雇用促進住宅野上宿舎を活用できないか提案をしてみましたが、その検討状況をお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 齊藤議員の質問にお答えをいたします。

3月定例町議会でご質問いただき、その後雇用促進住宅野上宿舎譲渡の交渉経過等検討状況につきましてご報告をしたいと思います。このことにつきましては副町長が、その当面の中心になってお話を進めておりますので、副町長のほうから答弁をさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） それでは、町長に引き続きまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

去る5月28日月曜日に高齢・障害・求職者・雇用支援機構埼玉職業訓練支援センター、ちょっと長いのですが、から担当者2名が来庁いたしまして、譲渡に関する説明を受けたところでございます。自治体が取得する場合、取得価格については、入居者がある住宅を取得する場合は、取得価格から5割を減額した額となりますが、野上宿舎は入居者がいないので、減額はできないとの説明を受けました。耐震工事につきましては、平成19年度に実施済みであり、町に対しての優先譲渡を強く要望しましたが、入居者がいない場合は一般競争入札となるとのことです。評価額については、土地、建物を含めて当時4,400万円程度と評価をされております。現在は、それから年数がたっていますので、多分その2分の1前後と推測をいたしているところでございます。

再度交渉の場を設けまして、6月7日木曜日に担当者3名が来庁いたしました。そこでも町に優先して随意契約で譲渡できるよう強く申し入れましたが、野上宿舎は、あくまでも入居者がいないので、一般競争入札で行い、入札が不調であれば自治体と随意契約をします。一般競争入札のため、減免措置や宿舎の改修工事等はできない。平成33年度までに宿舎を廃止することが閣議で決定されていると。町と随意契約できるか持ち帰って、再度厚生労働省と検討するとの話で、その後厚生労働省と協議をしていただいたようでございますが、制度上の拘束が厳しく、町との随意契約は不可能という結論になったようでございます。さらに、先日なのですが、9月7日金曜日、再度こちらのほうに2名見えまして打ち合わせを行いました。町との随意契約は、やはり無理ですと。近々一般競争入札を行うとのことでありました。こうした交渉経過により、町で取得するためには一般競争入札が不調になることを祈り、不調後に随意契約で取得することを期待するほかないような状況となっております。不調に終わった場合は、町と随意契約を行えるとのことです。その場合は、ぜひ取得したいと考えておりますので、よろしく願いしますということをお願い申し上げまして、その日はお別れしたところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） そうすると、これについては、まだ結論が出ていないわけですね。これから出るということですけども、可能性はどうかのですか。私が言っているのは、少子化については大事なポイントですよ。先ほど1番議員もおっしゃったとおり、また町長もよく、あそこを起点に若者定住促進住宅にするのだという方針のもとで来たわけだから、それがここでまた挫折をしてしまうという。もっと前向きにやってほしいのですよ。どうかのですか、先行きは。いかがでしょうか。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 町としても積極的にしたいと思っているわけなのですが、歯切れが悪い答弁になると思いますが、うわさによりますと、10月上旬に現地説明会、10月下旬に一般競争入札というようなうわさを聞いております。おおよその最低制限価格は、先ほど申し上げました4,400万円から、数年たっていますので、多分2分の1前後ではないかと思われま。それは最低制限価格なのですけども、10月上旬の入札に参加する現地説明会、その時点でどの程度の人、業者が、そこに入札に参加するかが見えてくると思います。その時点で、例えば複数なり、参加希望者があった場合には、町が入札に参加しないと、その時点で町が取得するということは不可能になってしまうわけです。入札に参加しないと業者に売ってしまうわけですから、最低制限を設けていますから、最高額のところに譲渡してしまうということになりますので、その現地説明会が、町としても職員が現地へ赴く予定でございます。その時点で参加者がなければ不調に終わるわけですから、町との随意契約が可能になると。もし現地説明会に参加者がいた場合、当然町が入札に参加しないと、その時点で参加した業者に譲渡されてしまうわけですから、現地説明会の様子を見て、議会の皆様と、できたら全員協議会なりで諮っていただきまして、その時点で最低制限価格は当然出てきますから、その時点で町として、野上宿舎の入札に参加していいかどうかを、また議員の皆様にご相談させていただきたいということが1点です。

それと、入札に参加しますと、入札に参加した金額で買わなくてはならないのです。例えば4,000万円で入札しますと、4,000万円で土地と建物を買うのですけれども、それが随意契約ですと2分の1になるのですね、町が取得する場合には。ということは2,000万円で買えると。その辺のデメリットとメリットがありまして、ちょっと歯切れが悪いのですけれども、10月上旬の現地説明会を見て、町の執行部としても検討すると。その時点で議会の皆様とも相談させていただくと。町長が前々から言っているとおおり、あそこを若者定住の基本というのですか、軸として考えられれば一番いいことだと思いますし、この前の3.11ですか、ああいう災害のときにも、町が取得していれば、そこを一時的な避難所としても使えるわけですから、とにかく10月上旬の現地説明会が過ぎるまで、もうちょっと時間をいただきたいと思います。今の時点では、それ以上のことは申し上げられないものですから、ここで入札に参加しますということであれば、当然権利が出てくるのですけれども、デメリットもありますので、その時点で町として検討させていただいて、議員の皆様にご相談させていただきたい、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 何か歯切れが悪くて、ちょっと頼りないのですけれども、いずれにしても、こうしたいという政策で物事をやらないとできないわけですね。特に人口をふやすというのと少子化、高齢化については、そういうものがないと、今後長瀬町はどうなるのだと、人口減少をどうするのだと、このままでいたのではしょうがないだろうというのがあるわけですよ、町政の政策として。その中で大事なこと

なので、そんな歯切れが悪いことではなくて積極的にやってくださいよ。

それから、金のことについては、今建てたら幾らかかるのですか。町営住宅を1棟つくったら幾らかかるのですか。そういうものを考えたときに、2,000万円、3,000万円、安い買い物ではないですか。4,000万円だって安いと思うのです。本当なら私個人でも買いたいぐらいだよ。要するにそのくらいの勢いでいかないと、これから少子化をどうするか。すぐすぐ子供ができるわけではないのだよ。だから、その辺を含めて、私はしっかりとやってほしいなと。予算書の中にも少子化の問題についてのあれは余り見えないのですよね、今回は。

それとまた、今さっき全員協議会でというお話がありましたけれども、それだったら提案してください。全員協議会で若者定住促進住宅の委員会なり設置して、そこで検討する。そういうものがないと前へ進まないですよね。アパートがだめだったと。では、次はどうするかというときは、やはりそういう検討委員会なりを設置して、若者定住促進をするにはいかがなものでしょうか、どんなふうにするのかというのを、ぜひ委員会を設置して、そこで検討する。そういうふうにしなないと前へ進まないですよ。私もこれで3回、村田議員もやったり、私も2回、3回やっていますよ。それだけで進んでいないですよ、全然、それでは。だから、私は政策で、これをきちっとしてくださいと、柱を。人口減少をどうするのか、それについてはどんなふうにするのかという一つの柱を立てていただいて、そこに集中してやってほしいというのが、さっき5番議員もそれ相応のことを言っていましたけれども、これはやるべき、これは一つの選択肢があるとは思いますが、全部幅広くするのが悪いとは私は言っていませんよ。そうではなくて、やはり一つの柱が欲しいなというのは、今人口減少だ、全国的にもそうだからいいやではないのですよ。だから、それを私は強く希望し、それについて前向きな姿勢を見せてほしいですが、町長、いかがですか。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 町長ご指名で、私が出てきて申しわけないのですけれども、先ほど来申し上げているとおり、買いたいのです。買いたいのですけれども、町としては安く買いたいのです。それには現地の説明会が済まない、安く買えるか、入札して高く買うか、そういう話になってしまいますので、多分10月上旬に行われるだろう現地説明会を見てから、買う方向で、例えば全員協議会を開くときには、最低制限は、こういう価格ですけれども、こういう金額で参加したいのだけれども、どうですというご相談になると思うのです。だから、今の時点ですと、できたら2分の1で買いたいというのが当然ありますし、ただ、譲渡価格、先ほど来4,400万円の半分ぐらいではないかと想定しているのですけれども、それ以外に、当然長く使っていませんから、内装、清掃したり、ガスの配管、電気の配線等やり直さないとならないところがあるらしいのです。あと、給水ですか、上からとっているのは。だから、その辺の金額もある程度は把握しているのです。それを入れても幾らぐらいだというのは承知していますので、とにかく何千万の買い物になりますので、安いほうがいいわけですから、10月上旬の、とにかく現地説明会が終わるまで町のほうに預けていただきたい。買いたいというのは、町長が前から言っているとおり、そこを基準にして若者定住を進めたいということですから、買いたいには買いたいのです。ただ、町の税金を使うわけですから、安ければ安いにこしたことはないですから、様子を見させてくださいというので、ちょっと歯切れが悪くなってしまうのですけれども、そういうことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） それでは、ちょっと歯切れが悪くて、私のほうも物足りないのですけれども、いずれにしても10月上旬ですか、あった中では、ぜひ前向きに頑張ってください、この町のものにしてほ

しいと思いますので、そういうことを期待し、私の質問を終わります。

- 議長（大澤タキ江君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。
これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

- 議長（大澤タキ江君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。
今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第24号から議案第37号までの14件でございます。
議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。
各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。
それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤タキ江君） 日程第5、議案第24号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。
町長。
○町長（大澤芳夫君） 議案第24号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。
白血病等の治療法である移植療法のドナーとなる場合に取得可能な職員の特別休暇について、国や他団体の動向を勘案し、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。
よろしくご審議のほどお願いします。
○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。
○総務課長（福島 勉君） 議案第24号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。
提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおり、白血病等の有効な治療法である移植療法のドナーとなる場合に取得可能な職員の特別休暇、いわゆるドナー休暇について、国や他団体の動向を踏まえ、骨髄を提供する場合に加え、末梢血幹細胞を提供する場合にも休暇を取得できるよう所要の改正を行うものでございます。
それでは、内容につきましてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第14条第2項第16号の改正は、適正な字句への改正で、同項第20号中「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又は」に、「骨髄液を」を「骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第24号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第6、議案第25号 長瀨町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第25号 長瀨町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、長瀨町税条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） それでは、議案第25号 長瀨町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が施行され、長瀨町税条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

今回の条例改正でございますが、その施行されました法律により、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成23年度から平成27年度までの5年間において、全国的に、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人町県民税均等割の標準税率につ

いての特例、平成26年度から平成35年度までの10年間に限って500円を加算するという特例でございますが、その特例が設けられたため、改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、お手元の議案第25号 長瀬町税条例の一部を改正する条例をごらんください。附則に次の1条を加えるもので、その附則第25条でございますが、平成26年度から平成35年度の10年間に限って個人町民税の均等割の税率を条例第31条第1項で規定している現行の年額3,000円に500円を加算するものでございます。

改正条例の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） この議案第25号なのですけれども、東日本大震災からの復興というようなことで、防災関係にかかわることだということなのですが、これは平成26年度からということは再来年度からという考えでよろしいわけですよ。震災から1年半もたっているし、急を要するので、500円、県と町でプラスということだと思うのですが、緊急を要するにすれば、来年度からではなくて平成26年度からという、どうしてなのだろうかと、その1点と、このプラスについては、防災関係にすべて充てるということになるのかどうか、そこだけ伺いたいと思うのです。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

急ということで、今ご説明いたしました、それが平成26年度からの徴収ということで、急ではないのではないかというお話でございますが、これは国のほうで、平成23年7月に3.11の関係もありまして、それを復興する形で、約19兆円見込まれたということでございます。そのうちの0.8兆円につきましては、地方公共団体で行う防災対策に充てろという形になってございまして、国のほうで決めたものの歳出の年度が、先ほどもご説明いたしました、平成23年度から平成27年度までの歳出に使うと、それで19兆円必要だということで、歳出が先にいってございます。それを法律もそのままなのですが、平成27年度から10年間で歳入を充てるというような形で法律が施行されております。そのため、それにあわせて当町につきましても500円を平成26年度から平成35年度までの10年間で上げていくという形になってございます。こちらにつきましては、これは町県民税はということで、町と県であわせて徴収しております。徴収するという形になってございまして、県の分も、ことしの2月定例議会において500円上がったという形のものにつきましては議決されてございます。それから、他市町村につきましても、ほとんどがこの9月の議会で条例を提案しているようでございます。

それと、これを全部充てるのかということでございますが、そのための法律の趣旨でございますので、充てるという形になります。充て先につきましては、防災の関係に充てるという形でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第25号 長瀨町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号～議案第29号の説明

○議長（大澤タキ江君） 日程第7、議案第26号 平成23年度長瀨町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第27号 平成23年度長瀨町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第28号 平成23年度長瀨町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第29号 平成23年度長瀨町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第26号から議案第29号まで、平成23年度の各会計の歳入歳出の決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第1項の規定に基づきまして、去る7月26日、会計管理者から各会計の決算書が関係書類を添えて提出され、同条第2項の規定によりまして監査委員に決算審査の依頼をいたし、8月24日に意見書が提出されましたので、同条第3項の規定により議会の認定を賜りたく提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 各会計の歳入歳出決算概要について、会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（齊藤敏行君） それでは、平成23年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書により各会計の歳入歳出決算概要を順次ご説明いたします。

この決算書、表紙、目次をめくっていただきまして、薄い緑色のページをごらんください。平成23年度長瀨町一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額は35億5,062万1,605円、歳出決算額は33億5,503万1,415円、歳入歳出差引残額は1億9,559万190円でございます。

次に、1、2ページの一般会計歳入歳出決算書をごらんください。歳入決算は、表の一番上の欄にありますように、款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較で調製してございます。

3、4ページをごらんください。歳入合計欄でございます。予算現額38億130万3,100円、調定額36億4,923万9,127円、収入済額35億5,062万1,605円、不納欠損額170万7,919円、収入未済額9,690万9,603円、予算現額と収入済額との比較2億5,068万1,495円でございます。

収入済額の主なものでございますが、1、2ページに戻っていただきまして、第1款町税8億9,856万1,719円、第10款地方交付税11億5,717万9,000円。3、4ページをごらんください。第14款国庫支出金3

億2,817万9,301円、第15款県支出金2億6,465万8,793円、第18款繰越金1億6,173万3,210円、第20款町債4億390万円でございます。

不納欠損額は、1、2ページの町民税が18万2,169円、固定資産税が146万5,550円、軽自動車税が6万200円でございます。

続きまして、収入未済額でございますが、第1款町税9,405万303円、第12款分担金及び負担金の児童保育費負担金44万6,300円、3、4ページの第13款使用料及び手数料の住宅使用料2万円、第19款諸収入の育英資金貸付金元金収入の239万3,000円でございます。

続きまして、歳出決算でございますが、5、6ページをごらんください。表の一番上の欄にありますように、歳出決算は、款、項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で調製してございます。

次の7ページ、8ページをごらんください。表の一番下の歳出合計欄でご説明いたします。歳出合計欄の予算現額38億130万3,100円、支出済額33億5,503万1,415円、翌年度繰越額1億5,886万3,500円、不用額2億8,740万8,185円、予算現額と支出済額との比較4億4,627万1,685円でございます。

なお、翌年度繰越額の内訳でございますが、23年度から24年度への繰り越しは繰越明許費2事業でございますが、第9款消防費の1億2,151万円、第10款教育費の3,734万8,500円でございます。

次に、支出済額の主なものでございますが、5、6ページに戻っていただきまして、第2款総務費8億5,839万3,974円、第3款民生費7億3,433万2,842円、第4款衛生費4億7,710万8,061円、第8款土木費1億9,872万7,012円、7、8ページに移りまして、第10款教育費4億9,674万9,156円、第12款公債費2億6,919万2,207円でございます。

決算書の114ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は35億5,062万1,605円、歳出総額は33億5,503万1,415円、歳入歳出差引額は1億9,559万190円で、翌年度に繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額の667万8,500円で、実質収支は1億8,891万1,690円でございます。

なお、繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額の内訳でございますが、防災行政無線デジタル化事業の1万5,000円、第一小学校大規模改修（トイレ改修）事業666万3,500円でございます。

続きまして、右のページの国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額は10億1,856万8,326円、歳出決算額は9億57万3,184円、歳入歳出差引残額は1億1,799万5,142円でございます。

歳入決算についてご説明いたします。117、118ページをごらんください。歳入合計欄でございますが、予算現額は9億6,849万3,000円、調定額は10億6,363万8,581円、収入済額10億1,856万8,326円、不納欠損額299万6,580円は国民健康保険税でございます。収入未済額4,207万3,675円は、国民健康保険税でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが、マイナスの5,007万5,326円でございます。

収入済額の主なものでございますが、115、116ページをごらんください。第1款国民健康保険税1億7,855万6,771円、第5款国庫支出金2億1,636万3,322円、第7款前期高齢者交付金2億6,518万3,125円、第9款共同事業交付金8,557万6,914円、第11款繰入金7,880万7,198円、第12款繰越金7,294万5,798円でございます。

続きまして、歳出決算についてご説明いたします。121、122ページをごらんください。歳出合計欄でございますが、予算現額9億6,849万3,000円で、支出済額9億57万3,184円、翌年度繰越額はございませんので、不用額、予算現額と支出済額との比較は同額の6,791万9,816円でございます。

支出済額の主なものでございますが、119、120ページをごらんください。第2款保険給付費6億2,165万3,110円、第3款後期高齢者支援金等1億1,060万6,318円、第6款介護納付金4,904万4,202円、第7款共同事業拠出金8,104万8,998円でございます。

148ページをごらんください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は10億1,856万8,326円、歳出総額は9億57万3,184円、歳入歳出差引残額は1億1,799万5,142円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引残額と同額の1億1,799万5,142円でございます。

右のページの介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額6億360万7,803円、歳出決算額5億7,338万2,659円、歳入歳出差引額3,022万5,144円でございます。

149、150ページをごらんください。歳入決算についてご説明いたします。歳入合計欄の予算現額は6億259万9,000円、調定額6億487万5,513円、収入済額6億360万7,803円、不納欠損額は介護保険料の8万8,920円、収入未済額は介護保険料の117万8,790円でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが、マイナスの100万8,803円でございます。

収入済額の主なものでございますが、第1款保険料1億1,054万8,780円、第3款国庫支出金1億3,370万6,100円、第4款支払基金交付金1億6,720万5,975円、第5款県支出金8,584万2,550円、第7款繰入金8,182万4,953円でございます。

151、152ページをごらんください。歳出決算についてご説明いたします。歳出合計欄の予算現額は6億259万9,000円、支出済額は5億7,338万2,659円、翌年度繰越額はございませんので、不用額、予算現額と支出済額との比較は、同額の2,921万6,341円でございます。

支出済額の主なものは、第2款保険給付費5億3,942万6,555円でございます。

174ページをごらんください。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は6億360万7,803円、歳出総額は5億7,338万2,659円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引残額と同額の3,022万5,144円でございます。

右のページをごらんください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額8,107万5,400円、歳出決算額7,921万2,502円、歳入歳出差引残額186万2,898円でございます。

175、176ページをごらんください。歳入決算についてご説明いたします。歳入合計欄の予算現額8,333万6,000円、調定額8,175万8,080円、収入済額8,107万5,400円、不納欠損額は後期高齢者医療保険料の7,540円、収入未済額は後期高齢者医療保険料の67万5,140円でございます。予算現額と収入済額との比較は226万600円でございます。

収入済額の主なものは、第1款後期高齢者医療保険料6,077万2,620円、第3款繰入金1,794万1,474円でございます。

続きまして、歳出決算についてご説明いたします。歳出合計欄の予算現額8,333万6,000円、支出済額7,921万2,502円、翌年度繰越額はございませんので、不用額、予算現額と支出済額との比較は同額の412万3,498円でございます。

支出済額の主なものは、第2款後期高齢者医療広域連合納付金7,776万1,174円でございます。

186ページをごらんください。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は8,107万5,400円、歳出総額は7,921万2,502円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引残額と同額の186万2,898円でございます。

以上で、一般会計、各特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。
○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時45分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、各課長より歳入歳出決算の内容について説明を求めます。

最初に、総務課長、お願いします。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） それでは、私のほうからは平成23年度の一般会計全般の財政状況につきまして、最初にご説明申し上げます。

歳入歳出の決算概要につきましては、会計管理者が先ほど申し上げましたので、私からは補足も含めまして、公有財産の状況、歳入歳出決算の対前年度比較、基金の状況等を最初に附属書類の提出ということで、行政報告書をお渡ししてございますので、こちらに沿ってご説明申し上げます。

3ページをごらんください。中ほど下の（2）、公有財産の状況でございますが、行政財産、普通財産とも、土地、建物の平成23年度中の増減はなく、①の土地は15万428平米、②、建物は3万3,425平米でございます。

次に、（3）、基金の状況について説明いたします。次の4ページの中ほどに各基金の運用状況を表にしてございますが、下の合計欄をごらんいただきますと、平成22年度末現在高の合計は4億5,431万8,000円でしたが、平成23年度中に財政調整基金など1億5,872万円積み立て、また財政調整基金など8,591万3,000円繰り入れておりますので、7つの基金の平成23年度末現在高の合計は5億2,712万5,000円となっております。

なお、平成23年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書には、財産に関する調書の項目のところに記載してございます。ページは187ページ以降でございます。

次に、5ページの表をごらんください。この表は平成23年度一般会計の歳入決算と対前年度との比較等でございますが、主な科目の収入額や内容につきましてご説明申し上げます。1,000円単位に丸めてございますので、ご了承ください。

まず、町税は8億9,856万2,000円で、歳入全体の25.3%を占めております。

次の地方譲与税から表の中ほどの交通安全対策特別交付金までにつきましては、国の客観的基準により配分されたものでございます。

そのうち、表の中ほどの地方交付税は11億5,717万9,000円で、歳入全体の32.6%を占めております。

次に、国庫支出金は3億2,817万9,000円で、安全・安心な学校づくり交付金や地域活性化・経済危機対策交付金、投票人名簿システム構築交付金などの減により、平成22年度に比べ23.2%の減少となっております。

次に、県支出金は2億6,465万9,000円で、埼玉県子育て支援特別対策事業県補助金などの減により、平成22年度に比べ20.2%の減少となっております。

次に、諸収入は4,591万3,000円で、自治総合センターコミュニティ助成金や埼玉県市町村振興協会交付金、サマージャンボ宝くじ分の増額などにより、平成22年度に比べ52.3%の増加となっております。

次に、町債は4億390万円で、道路新設事業債の増額などにより、平成22年度に比べ8.0%の増加となっております。

以上が歳入の主なもので、合計では35億5,062万1,000円となっております。

続きまして、7ページをごらんください。歳出決算額についてご説明いたします。この表は、平成23年度の一般会計目的別歳出決算と平成22年度との比較でございますが、内容につきましては、後ほど各担当課よりご説明申し上げますので、主なものについて説明をさせていただきます。

まず、議会費は4,793万3,000円で、平成23年6月1日の地方議会議員共済年金制度の廃止に伴う町負担金の増加などにより、平成22年度に比べ41.5%の増加となっております。

次に、総務費は8億5,839万4,000円で、財政調整基金の積立金の大幅な減額、公有財産台帳電子化整備業務委託料の増額、固定資産評価がえ事業、課税台帳電子化整備事業委託料の増額、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修委託料の増額、人口統計調査費の減額などにより、平成22年度に比べ6.0%の減少となっております。

次に、民生費は7億3,433万3,000円で、地域密着型サービスと施設整備事業補助金の減額、次世代育成支援対策事業の減額などにより、平成22年度に比べ11.4%の減少となっております。

次に、衛生費は4億7,710万8,000円で、保健センターの改修工事の減額、し尿処理負担金の減額などにより、平成22年度に比べ4.0%の減少となっております。

1つ飛びまして、農林水産業費は3,660万2,000円で、集落農業センターの改修工事による増額、林道改修工事の増額などにより、平成22年度に比べ20.2%の増加となっております。

次に、商工費は8,770万5,000円で、観光案内所建設事業の減額などにより、平成22年度に比べ7.5%の減少となっております。

次に、土木費は1億9,872万7,000円で、町道等境界査定資料デジタル化事業の減額や河川改修工事の減額はございましたが、道路新設改良事業の用地測量設計、改良工事や土地購入費の増額などにより、平成22年度に比べ27.3%の増加となっております。

次に、消防費は1億4,759万8,000円で、全国瞬時警報システムの減額、消防用ホース乾燥棟設置工事の減額などにより、平成22年度に比べ2.8%の減少となっております。

次に、教育費は4億9,674万9,000円で、中学校校舎耐震補強工事の減額はありましたが、一小屋内運動場の耐震補強及び大規模改修工事、二小校舎大規模改修工事、公民館補修工事、社会体育施設の修繕工事の増額などにより、平成22年度に比べ8.5%の増加となっております。

次に、公債費は2億6,919万2,000円で、辺地対策事業債の償還金の増額などにより、平成22年度に比べて2.1%の増加となっております。

次に、9ページをごらんいただきたいと存じます。この表は歳出を性質別にあらわしたものでございます。主なものについて説明をさせていただきます。まず、人件費は6億8,895万2,000円で、退職者と新規採用職員の給与、共済費等の差、育児休業取得職員の給与費の減などから職員人件費は減額となっておりますが、地方議会議員共済年金制度の廃止に伴う町負担金の増額などにより、平成22年度に比べ0.2%の増加となっております。

次に、普通建設事業費は4億6,425万6,000円で、小中学校の大規模改修工事等の増はあったものの、地

域密着型サービスと施設整備事業、次世代育成支援対策事業、観光案内所建設事業などの減額などにより、平成22年度に比べ14.2%の減少となっております。

次に、補助費等は4億9,007万5,000円で、定住自立圏構想事業や小中学校給食費補助制度などにより増はあったものの、皆野・長瀬上下水道組合し尿負担金などの減額などにより、平成22年度に比べ2.5%の減少となっております。

次に、積立金は8,672万円で、財政調整基金や光をそそぐ交付金基金積立金の減額により、平成22年度に比べ56.8%の減少となっております。

次に、物件費は4億4,906万4,000円で、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修費用、固定資産評価がえ事業、子宮頸がん等予防接種委託料、緊急雇用創出事業委託料などの増額により、平成22年度に比べ20.7%の増加となっております。

次に、扶助費は3億7,710万1,000円で、こども医療給付費の増や小中学校入学祝金制度の創設の増などにより、平成22年度に比べ2.1%の増加となっております。

次に、繰出金は5億1,189万7,000円で、皆野・長瀬上下水道組合下水道繰出金の増額などにより、平成22年度に比べ8.0%の増加となっております。

これらの歳出を合計いたしますと33億5,503万1,000円となっております。

次に、11ページをごらんください。町債の状況についてご説明いたします。(1)の一般会計債の合計欄をごらんいただきますと、平成22年度末現在高は28億6,994万9,000円でしたが、平成23年度中に4億390万円を借り入れ、2億3,199万6,000円を償還いたしました。このため平成23年度末の現在高は30億4,185万3,000円となっております。

なお、欄外に記載してございますが、減税補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債の元利償還金については、その全額が、また辺地債、消防債、災害復旧債などは、その一部が普通交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。

一般会計決算全般の概略の説明につきましては以上でございます。

続きまして、総務課の歳出の決算概要につきまして、平成23年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書に基づきご説明いたします。恐れ入ります。決算書のほうをご用意いただきたいと思います。

最初に、36、37ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費は、予算現額7億5,893万1,000円で、7億2,647万138円を支出いたしました。そのうち第1目一般管理費は5億5,922万9,126円の支出で、次の39ページにかけてでございますが、職員給与関係や職員研修経費、庁用車の管理としての車の修理、車検代、燃料代や保険代、電気システムの運用経費、許認可等処分事務データベース化事業委託、職員採用試験経費、秩父広域市町村圏組合への負担金などでございます。

次に、40、41ページをごらんください。第2目広報広聴費につきましては、「広報ながとろ」の発行にかかる費用209万2,104円を支出いたしました。1つ飛びまして、第4目財政調整基金費でございますが、財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例第2条の規定による積立金で、5,600万円を積み立ていたしました。なお、不用額の655万5,000円は、定住促進の土地売却等を基金に積み立てる予定で予算を組んでおりましたが、売却が平成23年度中にできなかったため、執行残となったものでございます。

1つ飛びまして、第6目財産管理費で、42、43ページにまたがっておりますが、公有財産の管理や庁舎の維持管理、物品の管理などの経費2,313万7,992円の支出で、具体的には第11節消耗品は事務用品の購入、庁舎の光熱水費、庁舎の施設修繕、第12節役務費は電話・ファクス等の通信費用、火災保険料、第13節委

託料は庁舎の設備機器等の保守管理委託料、第14節使用料及び賃借料はコピー機借上料、庁舎監視システムの機器借上料、第15節工事請負費は庁舎内2階事務室部分の照明のLED工事、第18節備品購入費は事務用備品の購入、第19節負担金、補助及び交付金は電子入札参加資格申請共同システムの負担金でございます。

第8目交通安全対策費でございますが、交通指導員の経費として、報酬、費用弁償、被服費などのほか、交通安全対策実施に際しての事務用品、啓発品代や各種負担金などで145万3,510円を支出いたしました。

第9目自治振興対策費でございますが、4,518万7,298円を支出いたしました。44、45ページをごらんください。防犯灯にかかる電気代、防犯灯のLED電球交換等の委託及びボールの設置代、コミュニティ協議会への運営補助、憩の家センター改修補助や地域振興対策としての行政区に対する補助金でございます。

次に、第10目諸費でございますが、円滑な行政事務を推進するための行政区長さん等への報酬や区長回覧等に対する手数料、法律相談に対する委託料、その他人権・同和問題にかかる経費などとして751万3,775円を支出いたしました。

次に、第11目減債基金費は、減債基金条例に基づき3,000万円を積み立ていたしました。

第12目ふるさと長瀬応援基金費は、9名の方から72万円の寄附金が寄せられ、積み立てをいたしました。

次に、第2項企画費、第1目企画総務費で、47ページにかけてでございますが、予算現額3,908万1,000円で、3,710万7,666円を支出いたしました。企画財政が担当している審議会委員への報酬、L G W A Nなどの内部情報系システムの運営管理、また住民税の財務基幹系システムの管理を行う費用やちちぶ定住自立圏としての負担金などで、具体的には第1節、行政改革推進委員会委員報酬、総合振興計画審議会委員報酬、第12節、インターネット等の通信経費、第13節、システムのハードウェア、ソフトウェアなどの保守委託料、役場内ネットワーク更新作業やホームページ改修作業の委託料など、第14節、システムのハードウェア、ソフトウェアなどのリース料や使用料などで、第18節備品購入費は、プリンター等情報機器系備品の購入代、第19節負担金、補助及び交付金では、ちちぶ定住自立圏（専門家招へい経費）負担金、秩父鉄道の安全対策に対する沿線自治体としての負担金などがございます。

少し飛びますが、50ページから55ページにかけてでございます。第5項選挙費及び第6項統計調査費でございます。各種選挙や各種統計調査に要した費用で、選挙費につきましては、予算現額1,329万8,000円で、通常選挙管理委員会費のほか、県知事選挙費、県議会議員選挙費、町議会議員選挙費、農業委員会委員選挙費、合わせて1,077万5,554円を支出いたしました。統計調査費は、54ページになってまいりますが、予算現額62万3,000円で、通常統計事務のほか、経済センサス、活動調査、統計調査を実施し、41万3,494円を支出いたしました。

ページをおめくりいただきまして、88、89ページをごらんいただきたいと思います。第9款消防費、第1項消防費は、予算現額2億7,121万1,000円で、1億4,758万8,819円を支出いたしました。そのうち第1目常備消防費でございますが、秩父広域市町村圏組合への負担金1億3,045万7,000円でございます。

第2目非常備消防費でございますが、消防防災の中核として重要な役割を果たしている消防団の円滑な運営を図るための事業でございます。消防団員の報酬や費用弁償、被服費、公務災害の負担金などのほか、消防自動車や消防資機材に対する管理経費として1,075万7,589円を支出いたしました。

90、91ページをごらんください。第3目消防施設費は、予算現額232万2,000円で、消防詰所及びコミュニティ消防センター、防火水槽、消火栓などの消防施設の維持管理を行ったもので、223万762円を支出いたしました。

第4目防災対策費は、予算現額1億2,572万3,000円で、町の防災行政無線設備の保守委託、県防災情報システムの維持管理のほか、備蓄品などの購入経費でございます。414万3,468円を支出いたしました。なお、防災行政無線デジタル化工事関連で1億2,151万5,000円を繰り越しさせていただいております。

また、少し飛びまして、110ページから113ページをごらんいただきたいと思います。第12款公債費、第1項公債費は、予算現額2億6,962万3,000円でございますが、町債の元金及び利子の償還費用として2億6,919万2,207円を支出いたしました。

以上が平成23年度一般会計の歳入歳出決算の概要と総務課の決算概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 次に、税務課長、お願いいたします。

税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） 続きまして、税務課関係につきまして、決算書に基づきご説明いたします。

まず、歳入の町税についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、決算書の10、11ページをお開きください。第1款町税、第1項町民税、第1目町税の個人でございますが、第1節現年課税分の調定額は3億1,708万7,160円で、平成22年度と比べて個人所得の減少等によりまして2.1%の減額となっております。これに対し収入済額は3億1,361万4,967円で、収納率は98.9%となっております。また、第2節滞納繰越分の調定額は4,320万1,302円で、平成22年度と比べて1.3%の増額となっております。これに対する収入済額は666万1,280円で、収納率は15.4%となっております。

第2目法人でございますが、第1節現年課税分の調定額は4,619万6,700円で、平成22年度と比べ、一部の企業において業績の回復が見られ、38.4%の増額となっております。これに対します収入済額は4,577万5,100円で、収納率は99.1%となっております。また、第2節滞納繰越分の調定額は177万4,008円で、平成22年度と比べて4.7%の増額となっております。これに対します収入済額は5万円で、収納率は2.8%となっております。第1目個人と第2目法人を合わせた第1項町民税の調定額は4億825万9,170円、収入済額は3億6,610万1,347円となっております。

次の第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、第1節現年課税分の調定額は4億6,541万1,000円で、平成22年度と比べて1.8%の減額となっております。家屋につきましては、新增築件数の増により、平成22年度と比べて1.4%増額となったものの、土地につきましては、引き続き地価が下落傾向にあり、平成22年度と比べて4.9%の減額、償却資産につきましては、新規設備が少なく、1.0%の減額となり、全体で減少となっております。これに対します収入済額は4億5,538万8,725円で、収納率は97.8%となっております。また、第2節滞納繰越分の調定額は5,703万5,016円で、平成22年度と比べて2.3%の増額となっております。これに対します収入済額は1,486万4,492円で、収納率は26.1%となっております。

次の第2目国有資産等所在市町村交付金でございますが、調定額は平成22年度と同額の142万7,600円で、これに対し収入済額も同額の142万7,600円、収納率は100%となっております。第1目固定資産税と第2目国有資産等所在市町村交付金を合わせた第2項固定資産税の調定額は5億2,387万3,616円、収入済額は4億7,168万817円となっております。

次の第3項軽自動車税、第1目軽自動車税でございますが、第1節現年課税分の調定額は1,751万9,800円で、平成22年度と比べて軽乗用車の登録台数の増加等によりまして、1.4%の増額となっております。これに対します収入済額は1,720万760円で、収納率は98.2%となっております。また、第2節滞納繰越分

の調定額は152万190円で、平成22年度と比べて3.0%の増額となっております。これに対します収入済額は43万1,630円で、収納率は28.4%となっております。

第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、調定額は4,314万7,165円で、平成22年度と比べて、たばこの値上げによりまして13.8%の増額となっております。これに対します収入済額でございますが、4,314万7,165円で、収納率は100%となっております。表の一番上になりますが、第1款町税の調定額は9億9,431万9,941円で、平成22年度と比べて0.5%の増額となっております。これに対します収入済額は8億9,856万1,719円で、収納率は90.4%となっております。

次に、不納欠損額について税目ごとにご説明申し上げます。まず、個人町民税でございますが、24件、7人で18万2,169円、固定資産税が94件、19人、146万5,550円、軽自動車税が13件、7人で6万200円、合計いたしまして131件、33人、170万7,919円について、いずれも地方税法に基づき不納欠損として処分させていただいたものでございます。

なお、町税全体の収入未済額は、調定額から収入済額と不納欠損額を差し引いた9,405万303円で、平成24年度に繰り越されます町税の滞納額となっております。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。恐れ入りますが、決算書の46、47ページをお開きください。下のほうになりますが、第3項徴税費でございますが、その項は第1目税務総務費と、次のページの第2目賦課徴収費の合計で、予算現額は6,220万7,000円に対して支出済額は5,753万825円で、不用額は467万6,175円となっております。

第1目税務総務費でございますが、税務事務の管理的業務のほか、町税等徴収嘱託員の設置や固定資産評価員の設置などを行うもので、第1節報酬は固定資産評価員及び町税等徴収嘱託員の報酬でございます。第4節共済費は、町税等徴収嘱託員の社会保険料でございます。

次の48、49ページでございますけれども、第9節旅費は職員の出張旅費で、第11節需用費は追録代や確定申告などの参考図書代でございます。第19節負担金、補助及び交付金は埼玉県や秩父地区税務協議会負担金などがございます。

第2目賦課徴収費は、町税の適正、公平な課税と徴収を行い、自主財源の確保を図るためのもので、第11節需用費は、徴収事務に使用する消耗品費、印刷製本費でございます。第12節役務費は、納税環境の整備を図るためのコンビニ収納にかかる通信運搬費や収納手数料等でございます。第13節委託料は、電算会社への電算業務委託料、3年に1度の評価がえに合わせた航空写真撮影・土地家屋現況図等修正業務委託料、町税の収納率を向上させ、自主財源を確保するための埼玉県緊急雇用創出基金補助金を財源とする納税推進コールセンター委託料、固定資産税の効率化及び適正課税を図る事務の効率化や適正課税を図るため、埼玉県緊急雇用創出基金補助金を財源とする課税台帳電子化整備事業委託料等でございます。第14節使用料及び賃借料は、地方税電子申告支援システムレンタル料、納税環境の整備を図るためのコンビニ収納に係るソフトレンタル料などがございます。第23節償還金、利子及び割引料は、過年度町税過誤納還付金及び還付加算金でございます。

以上で税務課関係の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 次に、町民課長、お願いします。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 続きまして、町民課関係につきまして歳入からご説明申し上げます。一般会計歳入歳出決算事項明細書においてご説明申し上げます。

最初に、歳入からご説明いたします。恐れ入りますが、16、17ページをおめくりください。第13款使用料及び手数料、第2項手数料、第1目総務手数料、第2節戸籍住民基本台帳手数料でございますが、予算現額261万6,000円、調定額294万3,850円、収入済額は同額でございます。戸籍住民基本台帳事業でございますが、戸籍関係では平成23年度末現在の本籍人口は9,816人で、証明書等の発行件数は3,600件でございます。住民基本台帳関係でございますが、平成23年度末の人口は7,831人、世帯数は2,868世帯で、平成22年度と比べますと、人口は117人の減、世帯は9世帯の増となっております。住民基本台帳の事務の処理件数は転入、転出、転居、世帯主変更の各届け385件、住民投票、戸籍の付票の交付3,955件でございます。また、住民基本台帳カード申請受理件数17件、交付件数は17件ございました。

なお、運転免許証を自主返納された方に対しましては、住民基本台帳カードの発行手数料を無料とさせていただきますが、2件ございました。

次に、第2目衛生手数料、犬の登録事務手数料でございますが、予算現額39万1,000円、調定額41万4,200円、収入済額、同額でございます。犬の登録でございますが、登録頭数は617頭となっております。

次に、18、19ページをおめくりください。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、第2節保険基盤安定国庫負担金でございますが、予算現額167万2,000円、調定額167万2,562円、収入済額は同額でございます。国民健康保険法に基づく平成23年度国民健康保険基盤安定負担金の交付分で、繰り入れ金額の2分の1の補助がございます。

次に、第2項国庫補助金、第2目衛生費国庫補助金、第1節環境衛生費国庫補助金でございますが、予算現額207万円、調定額175万4,000円、収入済額は同額でございます。循環型社会形成推進国庫補助金でございます。補助基準額は7人槽41万4,000円、5人槽33万2,000円となっており、国庫基準と町基準は同額で、3分の1の補助で、認可区域外の新設及び既設のみで、県補助につきましては計画区域外の施設のみが該当になります。

次に、20ページ、21ページをお開きください。第3項国庫委託金、第1目総務費国庫委託金、第1節外国人登録事務費国庫委託金でございますが、予算現額50万円、調定額35万1,000円、収入済額は同額でございます。これは外国人登録事務市町村交付金でございます。なお、外国人登録ですが、平成23年度末の人口は31人、世帯数は24世帯でございます。

次に、第2目民生費国庫委託金、第1節国民年金総務費国庫委託金でございますが、予算現額240万6,000円、調定額195万9,502円で、収入済額は同額でございます。これは国民年金法第86条の規定に基づく基礎年金事務の交付金でございます。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金、第1目総務費県負担金でございますが、第1節一般管理費県負担金の備考欄の2段目の旅券発給事務に対して県からの交付金で57万8,000円の収入でございます。次に、第2節戸籍住民基本台帳費県負担金でございますが、予算現額1,000円、調定額550円、収入済額、同額でございます。公的個人認証サービス事務交付金でございます。

次に、22、23ページをお開きください。第2項県補助金、第1目民生費県補助金、第3節社会福祉医療費県補助金でございますが、予算現額919万9,000円、調定額910万8,667円、収入済額は同額でございます。重度心身障害者医療費県補助金及びひとり親家庭等医療費県補助金でございますが、2分の1の補助がございます。次に、第5節児童福祉医療費県補助金でございますが、予算現額196万9,000円、調定額181万3,241円で、収入済額は同額でございます。就学前乳幼児医療に対する県の補助金でございます。

次に、第2目衛生費県補助金でございますが、ページを1枚めくっていただきまして、24、25ページの

上段をごらんください。第2節環境衛生費県補助金、予算現額59万4,000円、調定額64万円、収入済額は同額でございますが、合併処理浄化槽の転換が対象のみの県の交付金でございます。

次に、第3項県委託金、第1目総務費県委託金、第4節統計調査費県委託金の備考欄の一番下の人口動態調査交付金で、県からの交付金で1万2,660円でございます。

次に、26、27ページをお開きください。第3目衛生費県委託金でございますが、予算現額53万1,000円、調定額54万4,800円、収入済額は同額でございます。内容については、県からの委託金で、環境保全に係る、備考欄に掲げてある3つの委託金でございます。

次に、30、31ページをおめくりください。第4項受託事業収入、第1目健康診査受託収入でございますが、予算現額289万6,000円、調定額197万8,420円、収入済額は同額でございます。内容については、埼玉県後期高齢者医療広域連合から受託し、健康診査事業に係る健康診査業務受託収入でございます。

次に、第5項雑入、第3目雑入、第2節雑入でございますが、一番下から3段目の交通災害共済加入推進費受入金や、1枚めくっていただきまして、32、33ページの後期高齢者医療療養給付費負担金精算金が町民課の主なものでございます。

次に、歳出でございますが、48ページ、49ページをおめくりください。第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費でございますが、予算現額2,612万6,000円、支出済額2,548万8,203円、不用額63万7,797円でございます。住基法、戸籍法に基づき戸籍業務、外国人登録事務、印鑑登録事務等の業務を実施するための業務でございます。

1枚めくっていただき、50、51ページをごらんください。主なものについては、第13節委託料の欄で、外国人登録法改正が平成24年7月の施行に伴い、改修が必要となることから、住基システムの全面改修費が主なものでございます。なお、第19節負担金、補助及び交付金でございますが、旅券発給事務負担金ですが、パスポート業務を行っている秩父市に県からの交付金、先ほど収入で申し上げましたが、全額支払っております。

次に、60、61ページをおめくりください。第3目社会保険費、予算現額9,721万4,000円、支出済額9,702万4,533円で、不用額18万9,467円でございます。主なものは、第20節扶助費でございますが、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費支給事業でございます。経済的負担の軽減等を図り、福祉の増進を図るための事業でございます。重度心身障害者の医療費支給事業でございますが、受給者数は190人、支給件数は3,998件で、1人当たりの支給額は8万6,940円、平成22年度と比べまして30.9%の増となりました。また、ひとり親家庭医療費支給事業でございますが、受給者数は162人、支給件数は566件、1人当たりの支給額は1万487円で、平成22年度と比べまして12%の減となりました。次に、第28節繰入金でございますが、この事業は国民健康保険事業の円滑な運営を図ることを目的とする事業でございます。

次に、第4目老人保険費でございますが、予算現額9,627万1,000円、支出済額9,427万2,299円、不用額199万8,701円でございます。健康保険法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者医療制度の一般会計分の経費の要求を行うものでございます。本事業の主なものは、第19節負担金、補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合への療養給付費を初め本事業の円滑な運営及び適正な事業の執行を図るための負担金でございます。

次に、64、65ページをおめくりください。第2目児童扶助費でございますが、予算現額1,676万9,000円、支出済額1,667万756円、不用額9万8,244円でございます。こども医療費支給事業でございますが、少子化及び子育て支援への使用を目的とし、中学卒業までの子供の医療費の一部を支給し、経済的負担及び福

社の向上を図るものです。平成22年7月より支給対象者を中学卒業まで拡大しておりますが、受給者数は943人、支給件数は1万119件で、1人当たりの支給額は1万7,010円、平成22年度と比べまして2%の増となっております。

次に、66、67ページをおめくりください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費でありますが、予算現額308万8,000円、支出済額274万7,655円、不用額34万345円でございますが、廃棄物やごみ清掃活動及びリサイクルに向けた取り組みに向け、岩畳清掃事業や各種補助金の支給を行うものでございます。

次に、第2目環境衛生費、予算現額756万7,000円、支出済額700万225円、不用額56万6,775円でございますが、1枚めくっていただきまして、68、69ページをごらんください。第19節負担金、補助及び交付金でありますが、主なものは太陽光発電システムでございますが、補助金額は定額の5万円でございます。また、専用住宅に高効率の給湯器を設置する際に補助金を交付しておりますが、1件当たり一律2万円となっております。なお、補助件数ですが、住宅用太陽光発電システム設置補助金については20件、住宅用高効率給湯器設置補助金は18件の補助金を交付いたしました。また、斎場費の負担金として秩父広域市町村圏組合負担金469万1,000円を支払っております。

次に、70、71ページをごらんください。第2項清掃費、第1目塵芥処理費、予算現額6,957万3,000円、支出済額6,957万3,000円、不用額ゼロ円でございますが、秩父広域市町村圏組合への清掃費の負担金でございます。

次に、第2目し尿処理費でございますが、予算現額2億9,727万円、支出済額2億9,460万5,000円、不用額271万7,000円でございます。皆野・長瀬上下水道組合に対するし尿下水道負担金が主なものでございます。また、合併処理浄化槽の補助金については9件の方に補助を行いました。

次に、第3項上水道費、第1目上水道費でございますが、予算現額4,093万4,000円、支出済額4,093万3,339円、不用額661円でございます。皆野・長瀬上下水道組合への負担金及び補助でございます。

続いて、町民課関係の特別会計についてご説明申し上げます。申しわけございませんが、特別会計、国民健康保険、後期高齢者医療保険については、行政報告書においてご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、行政報告書の68ページをおめくりください。第1、国民健康保険特別会計でございます。国民健康保険制度は、国民皆保険として地域住民の医療と健康の保持増進に重要な役割を果たしている制度でございます。現在、国保を取り巻く環境は、加入者の高齢化、疾病の多種多様化、高度医療の進展等により、医療費は年々増加の傾向にあります。なお、医療費の窓口負担緩和のため、70歳以上の方の自己負担割合を特例で2割から1割に引き下げを行ったり、出産費の自己負担緩和のため、出産育児一時金の引き上げを行っております。

次に、69ページをおめくりください。1の決算状況でございます。国民健康保険特別会計の歳入決算額は10億1,856万8,000円、歳出決算額は9億57万3,000円で、平成22年度に比べ歳入は4.6%の増、歳出は微増となり、歳入歳出差引額は1億1,799万5,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億7,855万7,000円、国県支出金2億1,636万3,000円、前期高齢者交付金2億6,518万3,000円、県支出金5,728万9,000円、共同事業交付金8,557万7,000円、繰入金7,880万7,000円などでございます。

次に、歳出の主なものは、保険給付費6億2,165万3,000円、後期高齢者支援金1億1,060万6,000円、介

護納付金4,904万4,000円、共同事業拠出金8,104万9,000円などがございします。このうち保険給付費は平成22年度に比べ0.1%の増、後期高齢者支援金8.9%の増、介護納付金10.1%の増、共同事業拠出金12%の減となっております。

次に、保険税の収入状況でございしますが、医療分現年課税分の収納率は94.1%、後期分は93.4%、介護分は90.4%となっております。また、滞納繰越分を合わせ全体では79.8%で、前年と比較いたしまして0.7%の減となっております。

次に、71ページをおめくりください。3の国県支出金の収入状況でございしますが、国県支出金の主なものは、療養給付費等負担金1億5,622万7,000円、普通調整交付金5,411万円等がございまして、国県支出金の計は2億1,636万3,000円、平成22年度と比べまして9.9%の減となっております。

次に、県支出金の主なものは、普通県調整交付金が4,306万6,000円、特別県調整交付金が1,011万8,000円等で、合計5,728万9,000円、平成22年と比べまして3.3%の減額となっております。これは特別県調整交付金が減ったものでございします。

次に、72ページをおめくりください。医療費の状況でございします。一般被保険者と退職被保険者を合わせた被保険者の年間平均数は2,507人で、平成22年度と比べ30人減少しておりますが、療養給付費等は7億4,428万8,000円で、1人当たりの医療費は29万6,884円で、平成22年度と比べまして3,119円増加いたしました。なお、その他の給付といたしまして、出産育児一時金8件、葬祭費23件の支払いを行いました。

次に、5、被保険者の異動状況でございしますが、平成23年度末では1,352世帯となり、平成22年度と比べまして17世帯の増となっております。加入率は47%、また被保険者数は2,507人で、平成22年度と比べ12人の増となっております。

次に、7の保健事業でございしますが、(1)の特定健康診査・特定保健指導は、40歳以上の加入者を対象に、メタボリックシンドロームの危険性のある方を早期に発見し、予防と解消を図るものでございしますが、特定健診の受診者数は358人、そのうち特定保健指導の受診者は、動機づけ支援57人、積極的支援13人となっております。受診率は18.8%でございします。

次に、73ページをごらんください。(2)の生活習慣病予防検診の補助事業でございしますが、満50歳、満60歳の節目の方に2万8,000円、それ以外の方には2万円の補助を行い、136人の方に受診していただきました。平成22年度と比べまして12人の増加となっております。なお、補助金額は上限となっております。

次に、9の基金の運用状況でございしますが、保険給付費支払基金の不足に充当するため、保険給付費支払基金につきましては5万円積み立て、平成23年度末の現在高は1,731万7,000円で、高額療養費等支払資金貸付基金は100万円となっております。

次に、82ページをおめくりください。第3、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。この制度は、平成20年度から開始された制度で、これまでの老人保健制度にかわるものとして、保健財政の安定化や福祉の推進を図ることを目的とされているものでございします。対象者は75歳以上の方及び一定の障害のある方で、広域連合の認定を受けた65歳以上の方となっており、平成23年度末の被保険者数は1,200人でございします。

初めに、1の特別会計の決算状況でございしますが、歳入決算額8,107万5,000円、歳出決算額7,921万3,000円となり、歳入歳出差引額186万2,000円の黒字となっております。

歳入のものは保険料で、全体の75.4%を占めております。また、歳出の主なものは広域連合納付金で、歳出全体の98.2%を占めております。

次に、83ページをごらんください。2の保険料賦課徴収状況でございます。(1)、区分別被保険者数でございますが、715人の方が均等割額の軽減を受けております。次に、(2)の収納状況でございますが、保険料は年金から納めていただく特別徴収と窓口や口座振替で納めていただく普通徴収がございまして、98.9%の収納率となっております。

以上で町民課関係の決算の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(大澤タキ江君) 次に、健康福祉課長、お願いします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(中畝健一君) 続きまして、健康福祉課関係の事業につきまして、決算書に基づき説明をさせていただきます。

初めに、民生費関係についてご説明いたします。決算書の56、57ページをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費でございますが、支出済額は1億4,805万37円となっております。この内訳は、福祉全般に係る諸経費やひのくち館の利用者を受け入れるため、緊急雇用促進事業を活用し、支援員を雇用した事業を実施してまいりました。障害者福祉関係では、障害者自立支援法に基づく各種障害者サービス費用として在宅や施設入所者に対し、負担金や補助金の交付を行い、また秩父広域で行っております障害者の自立支援審査会への負担金の支払いを行っております。関係団体への補助事業につきましては、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、シルバー人材センターへ補助金の交付を行いました。在宅福祉関係では、在宅で生活をしている重度心身障害者の方へ手当ての支給などの実施をしてまいりました。

次に、58、59ページの第2目老人福祉費でございますが、支出済額は2,016万6,071円となっております。高齢者の福祉に対する諸経費としまして、在宅高齢者に対する緊急通報システムの設置に関する費用や特別養護老人ホーム「ながとろ苑」の円滑な運営を図るため、土地を借り上げました費用を計上させていただきました。老人クラブ活動促進のための補助金の交付事業、在宅で療養している老人の介護等に対する寝たきり老人手当の支給事業、また保護措置を必要とする老人を養護老人ホームに入所させている委託料などがございます。特に平成23年度は、高齢者と地域のつながり再生事業を活用しまして、介護予防事業を実施しています町内の4カ所の公会堂の段差解消やトイレの洋式化、備品類の充実を図ってまいりました。また、認知症対応型共同生活介護施設の安全性向上のため、介護基盤緊急整備特別対策事業を活用し、スプリンクラー施設の設置に伴う助成事業を実施してまいりました。

次に、62、63ページをごらんください。第5目介護保険費でございますが、支出済額は8,221万9,846円となっております。低所得者の高齢者が居宅サービスを利用した際、自己負担額の一部を助成する事業や介護保険特別会計繰出金は町の法定負担分を介護保険特別会計に繰り出すものです。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費でございますが、支出済額は2億7,592万9,300円となっております。核家族化や経済的理由により、共働き家庭が増加しているため、乳幼児の子育て環境の充実を図ってまいりました。公設の2カ所の放課後児童クラブの運営に際しての賃金や、民間の放課後児童クラブの委託事業のほか、次の64、65ページをお開きください。民間保育所への保育所児童運営委託事業、保護者が保育を利用しやすくなるよう延長保育、一時保育、障害児保育等の事業への補助金の交付を行ってまいりました。子育て支援事業といたしまして、出生児1人につき2万円の祝金や絵本の支給、また子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までの児童等を養育する保護者に対して子ども手当の支給をしてまいりました。特に平成23年度は、児童虐待、子育て相談などの子育て環境の整備に力を入

れまして、地域子育て支援促進事業、児童虐待防止対策緊急強化事業、子育て相談事業に取り組んでまいりました。

次に、ページは少し飛びますが、68、69ページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費でございます。支出済額が3,410万6,114円となっております。保健全般や医療関係の事業を行ったものでございます。保健事業の拠点となっている保健センターの維持管理費や敷地の借上料、各種事業への参加を促進するため、送迎の委託業務を実施するとともに、訪問活動を充実させるため、軽乗用車の購入をいたしました。

次に、70、71ページをごらんください。緊急医療施設の充実を図るため、秩父広域市町村圏組合への負担金の支払いを行い、1市4町で組織しているちちぶ医療協議会への負担金の支出を行っております。

続きまして、第4項公衆衛生費、第1目予防費でございますが、支出済額は2,814万2,728円となっております。健康の保持増進や各種疾病の予防のための事業を実施してまいりました。具体的には予防接種、検診や各種事業に係る医師、歯科医師などの有資格者への謝金、予防接種にかかわる医薬材料費などのほか、めくっていただきまして、72、73ページをごらんください。委託料になりますけれども、各種がん検診や妊婦健診、各種予防接種、人間ドック等の委託料、また秩父広域市町村圏組合に結核予防の負担金などの支払いを行っております。

続きまして、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。介護保険につきましては、事業概要など一般的な内容もあわせてごらんいただいたほうがわかりやすいと思いますので、行政報告書に基づいて説明をさせていただきます。

行政報告書の74ページをごらんください。介護保険制度は、加齢や疾病などで要介護状態になり、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練並びに看護等の医療を必要とする方に対し、その能力に応じて必要な福祉や保健医療サービスを提供することを目的に開始された制度で、平成12年4月に施行されております。65歳以上の第1号被保険者の増加や介護サービスの利用増加などの要因によって介護給付費は年々増加しております。平成23年度末の61歳以上の第1号被保険者の人数は、平成22年度と比較して23人増の2,332人で、総人口の29.8%を占めており、人口の3人に1人弱という状況になっております。また、第1号被保険者のいる世帯は16世帯増の1,621世帯で、総世帯数の56.5%を占めております。また、本年度の決算状況でございますが、歳入決算額が6億360万8,000円、歳出決算額は5億7,338万3,000円で、形式収支は3,022万5,000円の黒字となっております。

内訳につきましては、下の表の平成23年度介護保険特別会計決算状況をごらんください。歳入の主なものにつきましては、保険料が1億1,054万9,000円、国庫支出金1億3,370万6,000円、支払基金交付金1億6,720万6,000円、県支出金が8,584万3,000円、繰入金が8,182万5,000円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費で5億3,942万7,000円で、歳出に占めます構成比率は94.1%となっております。平成22年度との増減率は3.8%の増となっております。

次に、75ページをごらんください。2の保険料賦課徴収状況の(1)の所得段階別被保険者数ですが、平成23年度の保険料基準額は4万8,000円で、段階は第4段階となっており、納めていただいている方の人数は356名となっております。納入者が一番多い段階では第5段階で、特別徴収、普通徴収を合わせまして688名、次に多いのは特例第4段階の495名となっております。

次に、(2)の収納状況でございますが、◎全体をごらんください。現年賦課分の収入済額は1億1,017万円で、収納率は99.4%となっております。現年繰り越しの収入済額は1億1,054万9,000円で、収納率は

98.9%と平成22年度と比べまして0.1%の減となっております。

次に、76ページの3の保険給付費支出状況の(1)の保険給付費ですが、各種のサービスは、区分欄に示されている内容のサービスが提供されております。介護サービス、介護予防サービスの合計は、件数が9,064件で、前年度に比べまして755件の増、費用額は5億5,919万3,000円で、前年に比べまして2,235万1,000円の増、支給額は5億638万2,000円で、前年に比べ2,037万3,000円の増となっております。

次に、78ページをごらんください。4の要介護認定の状況でございますが、介護保険のサービスを受けるためには本人の状態がどの程度介護を要する状態か判定する必要があります。申請件数は541件で、平成22年度に比べまして24件の減でございました。内訳は新規申請が145件、更新申請が376件、変更申請が20件でございました。

(2)の認定者数でございますが、平成22年度と比較しまして7人増の421人となっております。介護度別では要支援2が全体の18.5%と最も多く、次いで要介護1が17.1%、次に要支援1、要介護2がともに16.9%となっており、介護度の低い方が全体の3分の2を占めております。

次に、79ページをごらんください。7の介護予防事業でございますが、(1)の2次予防施策は、介護認定には至らないが、早期に対策をとらないと介護保険該当者になってしまうおそれのある方を抽出しまして、対象者に通所型の介護予防事業を実施しました。

また、(2)の1次予防施策は、65歳以上の方を対象に事業を実施してまいりました。内容は、元気モリモリ体操を町内12カ所で、延べ334回、4,141人の方にご参加をいただきました。また、ほかの事業は、そこに示してあるとおりの事業を実施しております。

次に、8の地域包括支援センター事業ですが、(2)の総合相談業務でございますが、高齢者が地域で安心して生活できるよう来所や電話での相談、またご家族からの相談を受けております。相談件数は、80ページに合計が出ておりますけれども、相談件数の総件数は1,085件となっております。

次に、9のその他事業でございます。(1)の介護用品支給事業は、在宅で常時おむつを必要としている方に対し、介護者の経済的負担の軽減を図るため、34名の方に紙おむつの支給を行ってまいりました。

次に、10の介護予防給付業務では、要支援1、2の方に対しまして、地域包括支援センターでは委託も含めまして、延べ1,325件のケアプランを作成しまして、生活に関する支援を行ってまいりました。

次に、81ページをごらんください。11の基金運用状況でございますが、今後の給付費の増加に対応するために給付費支払基金につきましては124万8,000円を積み立てまして、年度末現在で5,565万円の基金を積み立てております。

以上で健康福祉課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時11分

再開 午後4時20分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域整備観光課長、お願いします。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 続きまして、地域整備観光課関係の説明をさせていただきます。

決算書72、73ページをごらんください。第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費55万9,725円の支出でございまして、雇用の拡大や労働の安定等、事業の円滑な遂行を図るための助成でございまして、備考欄にありますとおり、関係機関、団体への負担金、補助金が主なものでございます。

続きまして、74、75ページをごらんください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費1,267万4,620円の支出でございまして、農業委員会運営の全般的な経費でございまして。主に事務局人件費と年12回行われます会議の運営費でございまして、今回新たなものとしまして、第13節委託料、事務事業委託料29万8,500円ですが、農業委員会の会議録作成業務の委託事業でございまして、会議録の作成を行いました。

続きまして、76、77ページをごらんください。第2目農業総務費74万1,240円の支出でございまして、農業団体の構成員としての負担金が主なもので、山村交流事業、米の需給調整支援事業を行ったものでございます。

第3目農業振興費438万6,359円の支出でございしますが、農業振興総務事業、農業振興対策事業、農業近代化資金利子補給事業、農業振興地域事業、農道整備事業、農村整備事業を行いました。内容としましては、有害鳥獣の駆除、生産団体の育成、種苗の購入、農業施設の整備、集落農業センターの管理等が主なものでございまして、第13節委託料40万円につきましては、有害鳥獣捕獲業務委託料で、長瀬猟友クラブへ有害鳥獣駆除の委託を行ったものでございます。第15節工事請負費267万2,852円、これは建築後25年以上経過し、老朽化に伴い、矢那瀬集落農業センター、唐沢集落農業センターの改修工事を行いました。

78、79ページをごらんください。第4目緑の村管理費824万4,581円の支出でございまして、緑の村管理事業、花の里管理事業でございまして。主なものとしましては、第13節委託料260万9,598円のうち花の栽培管理事業委託料231万9,702円は、緊急雇用創出基金を活用しまして、花の里の管理を行いました。第14節使用料及び賃借料449万9,034円、これは緑の村土地の借上料で、8名で約2万5,000平米の土地を借り上げております。第19節負担金、補助及び交付金100万円は、長瀬町花の里づくり実行委員会への補助金でございまして。

第2項林業費、第1目林業総務費650万9,840円の支出でございまして、林業総務事業、宝登山「四季の丘」事業、町有分収造林事業で、森林緑化を図るための事業でございまして。主なものとしましては、第13節委託料572万5,465円のうち園地「四季の丘」整備事業委託料207万1,465円につきましては、緊急雇用創出基金の事業を活用し、四季の丘の整備を行いました。また、町有林境界明確化・立木調査業務委託料365万4,000円につきましては、井戸にあります立山分収造林が契約満了になったことによる立木の売買のための調査費でございまして。

第2目林業振興費89万2,000円の支出でございしますが、松くい虫から松を守るために松食い予防剤の注入、汚損立木の伐採等を行いました。

次の80ページ、81ページをごらんいただきたいと思います。第3目林道費315万3,463円の支出でございまして、林道管理事業、林道補修事業を行いました。主なものでございしますが、第11節需用費45万5,863円のうち施設修繕費34万9,650円でございますが、林道3カ所の修繕を行いました。第15節工事請負費263万7,600円、林道改修工事として3路線、葉原線、榎峠線、谷津線の改修工事を行いました。

続きまして、第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費829万2,049円の支出でございまして、商工総務事業、小規模事業指導事業、中小企業利子補給事業でございまして、長瀬町商工会への補助や事業

者への利子補給を実施しました。主なものでございますが、第19節負担金、補助及び交付金821万7,449円で、長瀨町くらしの会、長瀨町小規模事業指導費補助500万円は、長瀨町商工会への補助金でございます。それと、長瀨町中小企業融資対策資金借入利子補給金が319万2,449円で、平成23年度は113件の給付がございまして、うち18件が平成23年度新規給付となっております。

第2目観光費7,941万3,448円の支出でございまして、観光地としてのイメージアップを図り、魅力ある観光地づくりの推進を図るため、観光一般事業、観光施設事業、魅力ある観光地づくり事業、インフォメーション事業、花いっぱい事業、長瀨八景管理事業、桜管理事業、モニュメント管理事業、観光協会法人化事業、ロケーションサービス事業の10事業を行いました。主なものとしましては、第11節需用費453万419円、うち光熱水費230万776円は、観光トイレや観光情報館等の光熱水費が主なものでございます。第13節委託料4,911万5,094円のうち公衆トイレ清掃委託料224万円につきましては、観光トイレの清掃管理委託料でございます。魅力ある観光地整備事業（ヤマユリ植栽事業）委託料1,416万9,843円は、野土山にヤマユリ3,000球の植栽と防護柵の設置を行いました。長瀨町ハイキングコース整備事業委託料829万8,606円は、権田山等のハイキングコースの草刈りや歩道の整備を行いました。2つの事業とも緊急雇用創出基金事業を活用し、実施いたしました。

次の82、83ページをごらんください。備考欄一番上の段ですが、長瀨観光振興支援事業委託料1,909万9,508円は、ふるさと雇用再生基金事業を活用し、事務職員を採用し、業務運営を円滑に行うための事業で、観光協会へ委託し、実施いたしました。第15節工事請負費1,339万650円、観光案内板改修工事2カ所、旧観光案内所移設工事としまして、旧新井家住宅敷地内へ移設したもので、257万2,500円、宝登山並木参道観光トイレ改修工事998万1,000円となっております。第18節備品購入費149万9,045円、庁用器具購入費ですが、長瀨観光情報館の備品で、会議室の机、椅子、キャビネット等を購入し、備品の整備を行いました。第19節負担金、補助及び交付金1,026万500円、構成員としての負担金と観光協会補助金180万円、長瀨船玉まつり実行委員会補助金213万円、長瀨町観光協会法人円滑化事業補助金500万円等でございます。

続きまして、第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費299万5,441円の支出でございまして、道路橋梁総務事業、道路照明灯事業を行いました。主なものとしまして、第11節需用費214万3,272円のうち光熱水費181万7,514円、主に道路照明灯187基の電気料でございます。第14節使用料及び賃借料50万6,499円のうち土木積算システムリース料45万9,690円につきましては、道路工事設計等に必要な積算システムの借上料でございます。

続きまして、84、85ページをお開きください。第2目道路維持費2,154万1,477円の支出でございまして、道路維持管理事業、原材料等支給事業、道路維持補修事業、交通安全施設整備事業、道路台帳整備事業、道路愛護保全管理事業を行いました。主なものとしまして、第11節需用費263万2,714円のうち施設修繕費201万2,572円は、町道井戸54号線ほか13カ所の修繕を行いました。第13節委託料1,026万4,834円のうち主に除雪作業委託料191万1,074円、昨年度は4回除雪を行っております。道路愛護保全管理業務委託料365万9,600円、これは町道の草刈り、小修繕を行いました。緊急雇用創出基金事業を活用し、町道の維持管理を実施いたしました。第15節工事請負費560万1,750円のうち町道補修工事としまして246万7,500円、本中7号線ほか13カ所の補修工事を行いました。交通安全施設整備工事313万4,250円につきましては、ガードレールや標識等の安全施設の設置を行いました。第16節原材料費226万1,309円、工事原材料費で、12の行政区より要望のありましたコンクリートや砕石の原材料の支給を行いました。

第3目道路新設改良費1億5,394万1,805円を支出いたしまして、主なものとしましては、第13節委託料

2,852万5,350円につきましては、本中142号線、幹線2号線、幹線8号線、矢那瀬6号、12号、14号、44号線、幹線5号、本中53号線の5路線の測量を行いました。第15節工事請負費7,867万7,550円、町道新設改良工事として本中87号線、野上下郷51号線、本中93号線、本中18号線、風布2号、3号線の5路線の改良工事を行いました。第17節公有財産購入費4,200万9,296円につきましては、本中87号線、幹線2号線の2路線の改良工事に伴う用地を購入いたしました。

次の86、87ページをごらんください。第22節補償、補填及び賠償金466万9,980円、本中87号線、野上下郷51号線、幹線2号線の3路線の改良工事に伴う物件補償費でございます。

第4目まちづくり推進費143万3,544円の支出でございます。建築行政事務事業、都市計画基礎調査事業、道路後退部分整備事業でございます。主なものにつきましては、第13節委託料99万302円、道路後退部分測量業務委託料で、道路の後退部分を町で購入するための測量業務委託料でございます。第17節公有財産購入費30万3,297円、道路後退部分の土地購入費で、平成23年度につきましては5件の購入を行っております。

続きまして、第2項河川費、第1目河川総務費436万5,602円、河川総務事業、河川改修事業でございます。第15節工事請負費359万5,200円につきましては、水路整備工事1カ所で、馬内沢支流の水路工事を行いました。

第3項住宅費、第1目住宅管理費1,444万9,143円、住宅管理事業、町営住宅長寿命化計画策定事務でございます。主なものとしましては、第11節需用費429万968円のうち施設修繕費387万3,957円でございます。主なものとして、建築後年数が経過しているため、塚越団地浄化槽、圧力タンク等の修繕や各団地の床の張りかえ等の修繕を行いました。

次の88、89ページをごらんください。第13節委託料388万7,143円のうち町営住宅長寿命化計画策定業務委託料302万4,000円で、県の補助2分の1をいただき、町営住宅の現状を把握し、長期的な維持管理と長寿命化によるコストの削減と事業の平準化を図るため、町営住宅の長寿命化計画を策定いたしました。

以上で地域整備観光課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤タキ江君） 次に、教育次長、お願いたします。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 教育委員会関係の平成23年度決算について説明申し上げます。

決算書の74、75ページをお開きください。教育委員会関係はここと、あと後半90、91ページから110、111ページまででございます。

それでは、順に説明いたします。74、75ページ、第5款労働費、第1項労働諸費、第2目労働対策費につきましては、勤労青少年ホーム事業で、報償金は勤労青少年ホーム運営委員への報酬と主催講座教室の講師謝金でございます。第19節の補助金3万円は、公民館・ホームまつり実施に伴う実行委員会への補助金を支出したものでございます。中央公民館で3月11日に実施し、来場者約700人ございました。

次に、90、91ページをお開きください。第10款教育費ですが、全体で7億2,018万5,000円に対し支出済額4億9,674万9,156円、繰越金額3,734万8,500円、結果1億8,608万7,344円の不用額となりました。不用額のうち事務局費の不用額が約1億7,500万円と他の科目に比べ極端に多くなっている理由でございますが、各学校の大規模改修工事に関しまして、第13節の工事監理委託料と第15節の工事費のそれぞれ入札差金等でございます。これらの事業は平成22年度の繰り越し事業として行っておりまして、繰越明許費の場合、事業費が確定して不用額が生じましても減額補正をすることはできないと解されているため、執行

残となったものでございます。

戻りまして、第1項教育総務費、第1目教育委員会費は、教育長を含め5名の教育委員の報酬や旅費、交際費、負担金を支出したものでございます。

92、93ページ、第2目事務局費は、教育委員会事務局職員の給料を初め事務局事業で実施した学校施設等改修事業、学校コンピューター整備事業、学校支援員配置事業など18の事業を実施した決算額です。主な内容について節の決算額で紹介します。

まず、第1節報酬は、就学支援委員会委員への報酬です。年2回開催しております。委員は10名。第2節から第4節、第9節については、教育委員会の職員の給料、旅費関係でございます。第7節賃金ですが、これはさわやか相談員、特別支援教育支援員、学習生活補助員等の学校支援員の小中3校への人的支援事業を行ったもので、さわやか相談員は中学校へ1名配置、特別支援教育支援員は第一小学校へ2名、学習生活補助員は第一小学校へ2名、第二小学校、中学校へ各1名の配置、総数で7名の学校支援員を配置し、問題を抱える児童生徒へのきめ細かい指導ができる体制に努めたものでございます。第8節、報償金は、毎年夏休みに実施している秩北建設組合長瀬支部の皆さんによる奉仕による学校修繕作業に対する謝金10万円や新1年生の入学祝金としての水泳帽代4万4,000円、矢那瀬地区PTAの通学路の除草作業への謝礼3万5,000円等でございます。

次に、第11節需用費は、先ほど18事業と申し上げましたが、それぞれの消耗品費の積み上げと、施設修繕費とあるのは学校施設の修繕事業を実施したものでございます。第13節委託料は、備考欄に掲げてありますように学校職員の健康診査委託料から次ページ、中学校トイレ高圧洗浄清掃業務委託料まで18項目の委託事業を実施したものでございます。執行後の不用額は536万9,489円となりました。冒頭でも説明申し上げたように理由は、工事に伴う設計や設計監理事業の入札差金が主なもので、ほかに第二小学校校舎の改修工事を昨年行いましたけれども、工事の前に一時的な引っ越し業務を行いました。業者委託において、結果、PTAや地元の皆さんの協力が得られたことから、業者へ委託する分が大幅に縮小になったため、それだけでも執行残が出ております。それぞれの執行残の積み上げで、先ほど紹介しましたように536万9,489円の不用額となりました。

なお、平成24年度への繰り越し49万3,500円は、第一小学校校舎のトイレ改修工事の設計監理業務委託分でございます。

次の第14節使用料及び賃借料は、主に学校コンピューター整備事業として実施したもので、情報活用能力を育てる学習に資するため、小中学校のコンピューターを活用している事業ですが、5年リースを基本に、小中学校別、また児童生徒と教師用別等で順次リースがえを行っている事業です。平成23年度は、中学校教師用のパソコンのリースの更新と継続して活用しているパソコンやソフトのリース料等が主な内容でございます。

次に、第15節工事請負費ですが、先ほど紹介しました第13節と関連がございます。学校施設等改修事業で、備考欄を上から順にごらんいただいているような工事を実施いたしました。各工事につきましては、行政報告書の61、62ページで学校別に紹介していますので、あわせてごらんいただきたいと思います。予算額4億3,569万4,000円に対し支出済額2億3,168万2,800円、繰越金3,685万5,000円、これは第13節でも紹介しましたが、第一小学校トイレ改修工事費分でございます。執行分の不用額が1億6,715万6,200円となりました。これも先ほど申し上げましたように、それぞれの工事の入札差金の積み上げによるものでございます。

なお、学校改修につきましては、国庫補助を受けて実施しております。決算書の19ページ、歳入のところをごらんいただきたいと思います。国庫補助のところでは安全・安心な学校づくり交付金1億988万9,000円とありますが、これがいただいた交付金でございます。

次に、また戻ります。第18節備品購入費は、3校のそれぞれの備品購入と3校の図書室への図書購入費でございます。図書購入費249万9,667円とございますが、これは図書費でございます。庁用器具購入費60万6,858円の主な内容は、第二小学校の校舎改修により、新たに相談室ができました。そこへの椅子、テーブルや給湯室のガス台等を購入したものでございます。機械器具購入費37万5,900円は、中学校へカラーレーザープリンターを購入したものでございます。図書費249万9,667円は、先ほど言いました3校の図書室の図書購入費で、光交付金をいただき、学校図書の充実を図ったもので、平成23年度に限ったものなので、各学校の予算ではなく、教育委員会事務局費へ計上し、実施したものでございます。

次の第19節負担金、補助及び交付金につきましては、例年実施している各団体への加盟による負担金の支出と小中学校修学旅行補助金47万6,000円、町内4園への、幼稚園、保育園への国際理解教育費補助金を交付したものでございます。第20節扶助費は、備考欄にございますように要保護・準要保護児童生徒への給食費や学用品費の補助金181万8,899円と平成23年度からスタートいたしました入学祝金制度に基づき支出したものでございます。

次に、第3目育英費ですが、これは大学等への入学準備金、育英奨学金の貸与事業でございます。入学準備金40万円について、3名分の予定に対しまして希望者1名であったため、執行残80万円となったものでございます。

次の第2項第一小学校費、次のページ、第3項第二小学校費、さらに次のページ、第4項中学校費につきましては、それぞれの学校を維持管理していくために必要な消耗品、光熱水費を初め学校運営に経常的に必要な施設管理の委託業務や児童生徒の健康診査に伴う事業、各種団体加盟による負担金等の支出を実施するためのものでございます。

この中で何点か説明したいと思います。第一小学校費ですが、97ページ、第14節のうち土地借上料とあるのは、校門前の駐車場の土地の借上料でございます。次の第18節備品購入費のうち図書購入費とありますのは、これは教師用の指導書で、これは教科書の採択がえに伴い指導書の購入が必要となるもので、第二小学校においても同様でございます。4年ごとに小、中は交互に教科書の採択がえを行いますが、その都度教師用の指導書も必要となるもので、平成23年度は小学校の採択がえが行われたものでございます。

次に、第二小学校ですが、同じように第14節の土地借上料は、二小裏の畑です。子供たちの農業体験に使用しています。

次に、中学校費ですが、第14節の校庭敷地借上料は、中学校のテニスコート部分の土地借上料です。第19節負担金、補助及び交付金のうち遠距離及び電車通学者への電車賃の補助交付を従来の遠距離者だけでなく電車通学者全員を対象に約2分の1の補助金交付を平成23年度から開始いたしました。

次に、102、103ページをお開きください。第5項幼稚園費、第1目幼稚園費、第19節補助金は、私立幼稚園に通園するお子さんの保育料等を援助する私立幼稚園就園奨励費補助事業を国庫補助金を受け、実施したものでございます。補助件数76件で572万4,300円を園を通じて交付いたしました。国庫補助額は決算書、歳入のところの10ページに掲載してございますが、このうちの136万8,000円でございます。

次の第6項社会教育費及び106、107ページの第7項保健体育費、第2目体育施設費までが生涯学習教育分野で、社会教育事業、公民館事業、文化財事業、青少年健全育成事業、社会体育事業を実施したもので

ございます。



◎会議時間の延長

○議長（大澤タキ江君） ここで会議時間を延長いたします。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 102、103ページ、第6項社会教育費、第1目社会教育総務費は、社会教育委員への報酬金や人権教育、成人式祝賀会事業、家庭教育学級事業、第19節にありますように団体への補助金交付を実施したものでございます。

第2目公民館費は、中央公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティ集会所、それぞれの施設の維持管理に必要な委託料や補修工事と公民館主催事業を実施したものでございます。

104、105ページ、第15節、補修工事費は、消火栓ポンプの取りかえ工事と雨漏り等で劣化した体育室用具庫の天井の張りかえ工事を実施したものでございます。

次に、第3目文化財費は、文化財審議委員会を初め文化財保存事業、旧新井家住宅及び郷土資料館の維持管理を含めた事業、遺跡発掘調査事業を実施したものでございます。ご案内のように郷土資料館及び旧新井住宅の公開事業に当たりましては、第13節委託料の備考欄にあるように業務委託で公開しているところでございます。委託先はシルバー人材センターです。

次に、106、107ページ、第4目青少年健全育成費は、青少年育成推進員4名への謝金と町民会議、育成会への補助金交付を実施したものです。

次に、第7項保健体育費、第1目保健体育総務費は、スポーツ振興審議会委員や体育指導委員の報酬や各種スポーツ事業の開催、体育協会やスポーツ少年団への補助金交付事業を行ったものでございます。

第2目体育施設費は、岩田総合グラウンド、小坂塚越グラウンドの維持管理を行ったものです。その中で108、109ページ、第15節工事請負費は、岩田総合グラウンドの防球ネット設置工事等を実施したもので、執行残は100万6,432円となっていますが、これは主に防球ネット設置工事の入札差金によるものでございます。管理棟横駐車場造成工事は、総合グラウンドの駐車場の造成で、16台分の駐車スペースをふやすことができました。一般質問の中でも出てまいりましたが、現在総合グラウンドの駐車総数は全体で約100台となっております。

次に、第3目学校給食費ですが、これは学校給食センターの事業費、施設の維持管理費、臨時調理員の賃金、運営していくために必要な負担金等でございます。

110、111ページ、第18節備品購入費148万6,385円の内容は、冷蔵庫用冷凍機、ガス回転釜、厨房用の扇風機等を購入したものでございます。第19節、補助金のうち平成23年度から新たに小中学校給食費補助事業を実施しましたが、補助金額864万5,100円の決算額となりました。小学生3,500円の給食費に対して1,200円、中学生4,200円に対し1,500円の補助を支給するものです。児童生徒数を参考に申し上げますと、平成23年5月1日現在で645名でした。

最後に、第4目町民プール管理費でございますが、第14節、土地借上料は、保健センター隣接の町民プールの施設部分の土地借上料について支払ったものでございます。

以上で教育委員会決算内容説明を終わります。



◎延会について

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（大澤タキ江君） 次会の日程をご報告いたします。

あす9月13日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までには会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長（大澤タキ江君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後5時03分

平成24年第4回長瀬町議会定例会 第2日

平成24年9月13日（木曜日）

議事日程（第2号）

- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、議事日程の報告
- 1、議案第26号～議案第29号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第30号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第31号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第32号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第33号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第34号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第35号の説明、採決
- 1、議案第36号の説明、採決
- 1、議案第37号の説明、採決
- 1、請願第2号の上程、説明、質疑、委員会付託
- 1、総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、閉会について
- 1、町長あいさつ
- 1、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤		實	君	8番	野	原	武	夫	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	副町長	平		健	司	君
教育長	新	井	祐	一	君	会計 管理 者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	福	島		勉	君	税務課長	大	澤	彰	一	君
町民課長	野	原	寿	彦	君	健康福祉 課長	中	畝	健	一	君
地域整備 観光課長	齊	藤	英	夫	君	教育次長	大	澤	珠	子	君
代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君						

事務局職員出席者

事務局長	若	林	実		書記	野	原	徹
------	---	---	---	--	----	---	---	---

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長(大澤タキ江君) 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(大澤タキ江君) 本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長(大澤タキ江君) 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第26号～議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤タキ江君) 日程第1、議案第26号 平成23年度長瀨町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、議案第27号 平成23年度長瀨町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第28号 平成23年度長瀨町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第29号 平成23年度長瀨町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

各課長、教育次長の説明は終了いたしました。

ここで、決算審査報告を代表監査委員、中畝攻佳君をお願いいたします。

中畝攻佳君。

○代表監査委員(中畝攻佳君) おはようございます。監査委員の中畝でございます。平成23年度長瀨町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、監査委員を代表いたしましてご報告申し上げます。

審査は、去る7月26日から8月24日までの間に監査委員の野原武夫さんと一緒に実施いたしました。その結果は、お手元にお配りいたしてあります平成23年度長瀨町歳入歳出決算審査意見書のとおりでございます。

ます。この決算審査意見書の1ページの2、審査の結果のところに記載してございますが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令に準拠して調製されておりますし、決算計数を関係諸帳簿及び証書類と照合いたしました結果、誤りのないことを確認いたしました。また、予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿っておおむね適正に行われているものと認められました。各会計の歳入歳出決算は、表1、会計別歳入・歳出一覧に掲げてありますとおり、各会計とも歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は黒字となっております。

2ページをお開きいただきたいと存じます。一般会計に関しましては、表の2、決算収支比率等前年度比較の中ほどに掲げてございますが、形式収支は1億9,559万190円となっております。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源667万8,500円を差し引いた実質収支は1億8,891万1,690円の黒字となっておりますし、この実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支につきましても7,869万2,580円の黒字となっております。さらに、実質単年度収支につきましては、財政調整基金に1億5,800万円積み立てられましたが、財政調整基金が7,927万3,000円取り崩された結果、1億5,741万9,580円となっております。

次に、一般会計の予算の執行状況でございますが、歳入につきましては2ページの表の下から3ページにかけて記載してございます。3ページの中ほどの表3、歳入執行状況一覧の一番下の合計欄に示してありますとおり、歳入予算の執行率は93.4%、収入率は97.3%となっております。町税の収入状況につきましては、同表の町税の収入率の欄に掲げてありますとおり90.4%となっておりますが、このうち滞納繰り越し分の収入率は21.3%と低率となっております。

町税における不納欠損額は170万7,919円となっております。これは、時効の成立、滞納処分執行の執行停止により権利、義務が消滅し、徴収が不可能となったものを不納欠損として処分されたものでございます。また、町税全体における収入未済額は9,405万303円となっております。

町税につきましては、負担の公平性と自主財源である町税収入の確保ということは重要な課題でありまして、積極的な徴収活動を展開していくことが必要であります。また、未納者に対しましては、法に基づく適時適切な措置を講ずるなど積極的な滞納整理を行い、徴収率の向上と滞納額の圧縮を一層強く進めていくことが必要であります。引き続き実効性のある町税確保対策を展開されることを強く望むものでございます。

次に、3ページの上から6行目に記載してございます。6行目をごらんいただきたいと思いますが、歳入のうち町債につきましては、借入額が昨年度より2,988万4,000円増加しておりますが、これは土木債、教育債、臨時財政対策債の増加によるものであります。なお、町債の年度末現在高は30億4,185万2,726円となっております。

歳出につきましては、予算現額38億130万3,100円に対しまして、決算額は33億5,503万1,415円で、予算額に対する執行率は88.3%であります。

なお、不用額は2億8,740万8,185円で、予算現額に対する割合は7.6%ということで、これは昨年度より5,464万3,185円増加しております。この不用額は、事業費節減の取り組みによるものなどの積み上げによるもの、工事や委託の入札差金などで、事業の執行に支障を生じたというものではございませんが、今後の予算編成においては、事業計画のより一層の精査を行い、必要最小限の予算計上と計画的な事業執行に取り組む必要があります。

次に、財政の構造につきまして、4ページをごらんいただきたいと存じます。4ページの表4、主要財

務指標一覧をごらんいただきたいと存じます。平成23年度における財政力指数は0.461、経常収支比率は87.4%、経常一般財源比率は93.6%となっております。なお、公債費比率は4.7%で、ここ数年下がってきております。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。4ページから6ページにかけて記載してございます。最初に、国民健康保険特別会計でございしますが、財政収支の状況、予算の執行状況につきましては4ページの中ほど以下に記載してあるとおりでございます。形式収支、実質収支、単年度収支ともに黒字となっております。

国民健康保険税の収入状況でございしますが、収入率は79.8%で、滞納繰り越し分の収入率が21.8%と低率となっております。国民健康保険税の不納欠損額は299万6,580円で、これは時効の成立、滞納処分の実行停止により、徴収する権利、義務が消滅したものを不納欠損として処分されたものであります。国民健康保険税の収入未済額は4,207万3,675円となっておりますので、財源確保や負担の公平性の観点から、収入未済額の縮減により一層努力していただくよう望むものでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと存じます。介護保険特別会計でございしますが、形式収支、実質収支、単年度収支ともに黒字となっております。予算の執行状況につきましては、5ページの中ほどに記載してあるとおりでございますが、介護保険料の収入未済額が117万8,790円ありますので、負担の公平性の観点から、納付意識のさらなる向上に努められ、収入未済の解消に向けてより一層努力されるよう望むものでございます。

次に、高齢者医療特別会計につきましては、形式収支は黒字となっておりますが、単年度収支は25万1,698円の赤字となっております。予算の執行状況につきましては、5ページの下段から6ページの上段にかけて記載してございます。

6ページの(5)、財産に関する調書は、決算書の187ページ以降に記載しておりますが、このうち基金につきましては6ページの表5、基金の状況にまとめて記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。基金には、一般会計の基金、特別会計の基金、合わせて11種ございます。23年度末の基金全体の残額は、表の基金残高欄の合計欄に記載してございますが、6億109万2,633円で、前年度末より7,399万3,047円増加しております。

以上をもちまして、決算審査結果の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長(大澤タキ江君) これより各議案に対する一括質疑に入ります。

6番、大島瑠美子さん。

○6番(大島瑠美子君) 1点だけお伺いします。

一般会計歳出決算書の2ページです。町税に関して、固定資産税の不納欠損額ですけれども、固定資産税というなら財産があるわけですよね。それなので、これを不納欠損にする前に差し押さえ等をやりましたか、やりませんでしたか。それから、この固定資産はもうもしかしたらそのご本人さんが転売とか売り払って本人の固定資産がなくなったので、差し押さえもできなくて、そしてこの不納欠損をしたのでしょうか。それをお聞きします。

それから、この町税に関しては、ずるい者が得をするってよく言われています。私たちは、カツ丼食わなくてラーメン食ったって税金だけは払わなくてはというのに、いい車に乗って、そして税金を払わないで不納欠損で何百万もやっている人がいるというのではないのかいと言うから、そうだよねとは言ってはおりますけれども、そこのところなので、固定資産税に関しましての不納欠損というのは、よく差し押さ

えなりなんなりすれば、払わなければ差し押さえになるのだというのが町民に蔓延すれば一生懸命払うようにもなると思いますので、この不納欠損のことにつきまして、固定資産税だけでいいですので、教えてください。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） それでは、大島議員の質問にお答えいたします。

固定資産税の関係でございますが、固定資産税の不納欠損につきましては、お一人だけではなくて数名おありまして、その原因が多岐にわたっております。例えば所在とか財産が不明の人、それからお亡くなりになられてもう既に財産がないというような人になっているようでございます。それで、差し押さえをしたかどうかということでございますが、差し押さえにつきましても毎年その事情によって行っておりまして、固定資産税に限らず、滞納されている人はいろいろな税金にまたがっていると思いますので、今ちょっと資料が見つかりませんが、固定資産税についても滞納処分はしていると思われま。

それから、黙っていれば免れるというようなお話でございますが、法に基づいて、納期が来ますと、督促状から始まりまして、まだ納まっていないのでということで催告を出して、それで催告に応じて、1回では来てくれませんから、1次、2次、それからその後というような形もございまして、来ていただいて事情をお聞きして、要するに納税相談ですね。それによって少しずつ納めていただいている方もおります。それに対応していただけないような人、来られないような人につきましては、そのほかにもなかなか応じてくれないような人につきましては、預金等の財産の調査を行いまして、差し押さえられるものについては差し押さえを行っております。何もしていないというわけではございません。それに基づいて行っておりまして、適正に行われているという形にはなっているかと思ひます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） では、もう一度聞きます。

差し押さえを実行して、それで競売したことがあるのかないのか、それだけお聞きします。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 先ほどのご質問なのですけれども、競売したことは1件ございます。それと、去年やったので、ちょっと補足させていただきます。先ほどの固定資産税の件なのですけれども、家を建てて、そのままローンで競売に出されて行方不明になった方とか、当初から戸籍謄本の名前がそのまま5年、最初の名前、相続人が全く見つからなくても一応財産としてはあるわけですから、それでかけたものが不納欠損であった記憶がございまして。それと、ちゃんとやっているというのは、今回は徴収率も多分固定資産税は上がっているのです、それがちゃんとやっているということだと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、何点か質問をさせていただきます。

初めに、決算書の7、8ページ、ほか114ページのところで、不用額の問題で、きのうも教育次長は補正はできないというのでかなりの残金が余ったというお話がありました。先ほど監査委員からもお話があったように、この不用額がかなり額が多いというのは、見積もりの段階での甘さがないか、あるいは予算を管理するところでもうちょっと気を引き締めて予算管理をしながら事業に取り組んでいく必要があるのだろうと思ひます。そこで、不用額についてお聞きをいたします。

それから、47ページ、ちちぶ定住自立圏の件で、当町はちちぶ定住自立圏の話があるときには全員協議会を開いて、秩父市が中心地であるから、秩父市の担当者が来て説明をする。それでほぼ皆さん了解してわかっているかと思うと、きのうの一般質問のようにいろいろ出てくるわけなのです。そこで、前にも私は言いましたけれども、ワーキンググループのテーブルで秩父とどうしようかという話をするときに、担当課長が例えば私たちにもその内容を、ここがメリットで、ここがデメリットなのだという説明、勉強会なりをふだんからしていないと、大事な税金を使っていつまで最後結局何の役にも立たなかった、ただ協力しただけだったということが出てくるかと思うのです。きのう町長がいいことを言いましたよ。たまには向こうにも、こちらにいい点ではないけれども、協力もしておかないと次に続かない。それは、私はそういうことがあるのだらうと思うのです。だから、ワーキンググループの担当責任者が我々に、ここはこういうメリットがあって、ここはこういうデメリットがあるけれども、これはここに関連していくのだからという勉強会をしていかないと、いつになってもこのちちぶ定住自立圏構想については、議会側からはわからないうちに大事な税金を使って、最終的には戻ったりすることもあるのだらうけれども、一緒に秩父市を中心地につくるのであるのであれば、我々議員にもメリット、デメリットを示して勉強会をしていたかしないと、私から見ると、責任者が全部わかっているとは思えないのですよ。ワーキンググループで行った人が向こうでお話をしてわかってきて、本当にこの庁舎内でその関連の人が全部把握しているかどうか、これがちょっと心配をしているので、ご答弁をお願いいたします。

続いて、ページで言いますと結構あるので、観光協会についてお伺いをいたします。観光協会には、総額でどのぐらいの委託金が出ているのか、そしてその委託金についての効果というのはこの町にどのぐらいはね返ってきているのか、それから委託金はいろんな委託金があるかと思います。かなりの量があるので、これ1つという限定で質問ができないのですけれども、委託をしなくてもできる事業があるのではないかと。例えば観光協会に全て委託して、観光協会が例えば長瀨町から100円の委託金をもらって、その委託金を使って事業をするということはほとんどないと私は感じるのです。そこで、委託金の使われ方について、大変どっさりしたものなので、補助金に対しての効果、あるいはその検証をお話をさせていただきたいと思えます。

観光協会については、ちょっと細かく何点か聞きたいので、これはページが81か83だと思ったのですけれども、ハイキングコース整備というのがあるので、これは観光客をターゲットにするだけで、例えば町民には、そのハイキングコースというのがどこにこれだけのお金を使ってハイキングコースの整備をしたのか、ちょっと私にもわかりませんので、ひとつお話をさせていただきたいと思えます。

それから、慌てて補助金を使って外国語の看板を立てたようです。私も後からいろいろな方に聞くのだけれども、あの外国語、携帯電話といっても全部の携帯電話ではないけれども、その電話機を当てて外国語で聞ける。私が聞いたのは、興味ある子供があれを長瀨駅前で行おうと思ったけれども、どうやったらいくのかわからないと。だから、本当に外国の方が来てあれをぱっとやって使えるのかどうか。

それから、観光情報館の件についてお伺いをいたします。観光情報館は、指定管理制度にして指定管理を観光協会に委託しています。その利用については、観光情報館をつくる議案のときに前の課長に私も質問しましたがけれども、税の公平性からいったら、あそこの使用料は観光協会であろうか住民であろうか平等にしてほしいというお話をしましたがけれども、それがどうなっているのかお伺いをいたします。

それから、船玉まつりの補助、船玉まつり実行委員会への補助は私も承知しております。その船玉まつりの件で、どうも見てみると、観光協会が全部主導を握って、あとは役場のごく一部の人がそれに携わ

っている。専門的なことがあっても、その専門的なところにも、例えば我々がその専門的分野でも口が全然出せない。私もことしその船玉まつりに出て委嘱書をもらったのですけれども、委嘱書をもらったけれども、その段階では観光業者の人も正座のほうにそういう方が座っているけれども、実際に夜会場ではそういう方は顔が全然見えない。それで果たしてうまくいくのかどうか。せっかくの補助金、町からも出ていくのだから、もっと町民にも輪を広げて参加をしていただくということでどうかお聞きをいたします。

続いて、71ページ、市町村広域組合、上下水道組合に負担金が出ていますが、この負担金が出ている効果、例えば広域だと、ごみ袋の値段を下げてくれて、その下げた分ふえて大丈夫なのですかという質問もしましたけれども、全体的にごみの減量化の対策と今の現状をお聞かせ願いたいと思います。

上下水道組合については、税金が負担金で行っているということで、高料金対策、その負担軽減がどういう形であらわれてくるのか、どんなふうになっているのか、町民の方は知りたいので、お聞かせ願いたいと思います。

それから、77ページ、地域整備観光課は大変なのだと思うのですけれども、各部会の補助が77ページに載っていますけれども、2万円とかというのが、いつでも毎年2万円のがぞろぞろ、ぞろぞろ載って、今まで不思議だなと思っていたのだけれども、質問をさせてもらいます。これを一まとめというか、きのうの一般質問でリーダーシップを発揮してことしはこれをやるということで、例えばこの2万円の使い方というのは、内容はわかりませんが、どこかの組合が2万円もらっても大した事業をできないと思うので、この活用の仕方を変えられるのかどうか、あるいは使い方が私はわからないから、しっかりしたそういう2万円で満足がいく補助ができていくのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから、89ページ、町営住宅の管理の問題で、長く町営住宅をもたせようという話をきのう聞きましたけれども、どんなことをしているのか、あるいは管理者に補助が出ていますけれども、どんな管理をしているのかお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、91ページ、備蓄品関係についてお伺いをいたします。現在23年度の決算で、私は去年1年間いろいろ述べて、お願いもしました。その都度執行部からは、それは対処するとか、結構いい言葉はいただいているので、備蓄品は、例えば幼児の対策、ミルクだとかおむつ、年寄りも同じなのだけれども、そういう対策がきちんとしてられているのか、今の現状をお聞かせ願いたいと思います。

続いて、ちょっとページがわからないので、若者定住促進住宅の件でお伺いをいたします。今まで若者定住促進住宅事業をやってきて、23年度のこの決算のときにどんな検証をしているのか。例えば少子化対策にかなりメリットが出てきているのかどうか。そして、きのうは、その若者定住促進住宅というか、若者にいいから、あそこの団地をもし買えれば買いたいのだという話がありました。きのう町長からもサ高住という言葉が出て、私も町長と同じ考えで、そのサ高住はもう前から考えています。若者定住促進住宅をきのうそういう形でお話したので、今の現状、少子化にどうかをお聞きをします。

それから、今度は介護で、認知症や、あるいは介護が必要な方が施設を満足に見つけられているのかどうか。私もある方から聞くと、3カ月で施設を交換しなくてはだから、3カ月に入ったら次の施設を見つけなくては、それが大変なので、どうにかならないかなという声を結構聞くのですけれども、健康福祉課のほうでは、介護問題、介護の過度によってサービスが変わってきますけれども、介護というのは、なっている方ではなくて、その親を面倒見たりする人が大変で介護をお願いするので、そういう施設、きちんと困っている人がそこに手が届いているのかどうかの現状をお聞きしたいと思います。

この介護のところ、きのう町長が言葉を出したサ高住というのはサービスつき高齢者住宅、例えば健

康福祉課長もきのうの促進住宅を入札で買えるか。入札者がなければ我が町に入ってくる。若者定住促進住宅だけである住宅を欲しがらずに、例えば健康、こういうサービスつき高齢者住宅にあれをちょっと手直して2階、3階でも使えるような考え方もしていてもらいたいと思うので、ここでちょうど決算のところなので、今までの検討もお願いしたいと思います。

続いて、国保の問題で、国民健康保険で資格証明書の発行が出ているのかどうか。例えば出ているのだら、出るのは仕方ないことなのだけれども、これは大変重いことだと思うので、発行されているのかどうかお聞きをいたします。

最後に、文化財関係で私はお聞きをしたいと思いますが、文化財もいろんなところでお金が使われています。私は1点だけ文化財のことで聞きますけれども、文化財関係の看板というのは勝手に外せないだろうと思います。先日私が管理している神社の敷地に、もう真っ黒になった、焼けたトタンがこの中にしっかりした足組みで組んであるのかと思ってなぞってみました。そうしたら、文化財関係なのです。文化財の担当者呼んだら、これは勝手にはどかせませんと。ちゃんと文化庁に聞いて撤去の話をしなきゃいけませんという話なのだけれども、魅力ある長瀬町をつくりましょうと一生懸命観光の関連する人なんかもやっているところにああいう汚い看板を平気で立ててあるような現状、これが現状なのです。だから、どこにどういう看板が立っているのだよというのを把握はできているのだと思うので、そういう検証ができているかどうかお聞きをします。大変申しわけないのだけれども、いろいろ多岐にわたります。担当の方がわかりやすく、済みませんが、説明をお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

総務課関係、何点かご質問いただきまして、回答に漏れがあるかもしれませんが、そのときはまたご指摘等いただきたいと思います。まず、1点目、決算全般ということかとも思いますが、不用額が多いのではないかと。監査委員さんからの指摘もございました。特に23年度決算、教育委員会のほうで2億円出ておりますが、この件につきましては、昨日教育次長のほうからも説明がありましたとおり、かなりの部分が、一小、二小、中学関係の大規模改修等の工事がございます、22年度から23年度への繰り越し事業ということで、予算の減額等が行えない制度というか、仕組みになっております。その不用額というのが今回発生しているのがかなり大きなものでございます。当然そのほかの科目、具体的に総務関係で申し上げますと、総務管理費の給与費関係ですとか、あと財政調整基金等で不用額が出ておりますが、給与関係につきまして、見込みが3月の補正に間に合わせるには1月ぐらいには固めないとなりませんので、共済費の負担金率の確定とか未確定の部分もございますので、どうしても不用額というのが多目に残ってしまう傾向がございます。

また、財政調整基金の665万円ほどだったかと思うのですが、これは蔵宮団地の宅地分譲を23年度に売却する予定でございましたが、その辺が24年度にずれ込みましたので、そのまま予算のほうも減額が間に合いませんでしたので、不用額等となっております。

あと、大きな要因といたしまして、町の予算でございますが、予算決算書では款、項、目、節という形で印刷というか、冊子ができ上がっているわけなのですが、各執行のほうでは目の下に各事業ごとの予算を組んでおります。そうしますと、例えば需用費ですとか幾つか4つ、5つある事業の中で5万円、10万円の不用額、それらの積み重ね等もございます。本来でしたら、年度末等で減額を確定したのものについてはして、すればよろしいかとも思うのですが、なかなか時期的な問題や細かい金額等も全てをできないと

いうことで、ある一定額以上でさせていただいている状況もございます。これが一応決算の不用額ということでもよろしく願いいたします。

続きまして、定住自立圏の関係、総務課の関係では、専門家招聘ということで、700万円の予算のところ663万1,000円秩父市のほうに負担金を昨年度いたしました。確かに秩父市が中心となって事業をして、秩父市の担当職員が全員協議会等の中で説明するというのは私も伺っておりますが、町のほうでも、定住自立圏の組織といたしまして、町長、議長、そのほか有識者で構成する推進委員会、その下の私等の企画担当課長の幹事会、そのほかといたしまして、それぞれの下部組織等で、例えば秩父医療協議会ですとかおもてなし観光公社、環境基本計画の策定委員会、あと秩父地域の水道広域化委員会、そのほか関連組織といたしまして、自殺予防の対策連絡会、まるごとジオパーク推進協議会、森林地域活性化協議会、また来る10月5日ですか、講演会を予定しておりますのも秩父地域まちづくり協議会等の関係で、定住とも関係のあるものでございます。町のほうでも、ただ協力するというだけではなく、議員各位等にも定期的な説明というのもしていかななくてはいけないかとも思いますが、10分野20項目という多岐にわたっておりますので、それぞれの担当課長、担当者等を含めた形でさせていただくことにその場合はなるかとも思いますが、基本的には秩父市のほうで今年度も年度末等には報告等も予定しているスケジュールになっております。なお、8月17日に開催されました1市4町合同研究報告会につきましては、ことし、来年以降等の報告ということで説明をさせていただいた経緯もございます。あと、庁舎内での情報共有ということでございますが、こちらのほうの研究報告会等の資料等も各課長等にも渡したり、当然各課長も下部組織の委員になっていたり、担当者からも復命等を受けていると思っておりますが、その辺の資料もできるだけ共有していくように今後も続けてまいります。

それから、次は3点目で、防災関係の備蓄品だったかと思えます。まず、弱者、幼児等への何か対策はということで、23年度は粉ミルクを用意させていただいております。ただ、粉ミルクは賞味期限が1年程度ということで、定期的に更新していかななくてはならないのですが、健康担当のほうの事業とうまく組み合わせて、当然古いものは使えませんので、その辺は定期的に今後も更新していく予定でございます。そのほか、昨年度購入いたしましたものといたしまして、アルファ米とか、あとは飲料水も定期的に購入しておりますが、これも賞味期限の関係もございますので、うまく時期等もずらしながら考えております。昨年度は、けがとかされたとき用のためとかで三角巾等も購入させていただきました。

また、弱者に関連しまして、昨年度ではないのですが、発電機も、昨年の大震災後だったかと記憶しておりますが、購入させていただきました。そういう電気を使うような方の病気というか、状態の方等もいらっしゃるの福祉のほうでも把握しておりますし、こちらでも若干の情報はいただいております。当然そういう方々はご自分で対策はとられているわけですが、それをまた補完するために町のほうでも用意をさせていただいております。いずれにいたしましても、町だけでは当然対応し切れないかと思えます。県とか関係機関と協定等も結んでおります。ただ、やはりご自分で3日分とか最低限のものの確保等もお願いしたいところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

観光関係、かなりありましたので、まず委託料の金額、どのくらいあるのかということなのですが、8つの委託事業がありまして、約4,600万円を観光協会に委託しております。基本的には、町がある程度ハ

ードを整備して、観光協会はソフト部門を受け持つということで、大まかなすみ分けができておりますので、ソフト部門についての委託を行っております。使われ方とか効果とかがありますが、ソフト部門を観光協会にやっていただき、直接観光客との意見交換等もできておりますので、こういう面からいいますと、かなりの効果はあったのではないかと。また、聞くところによりますと、パンフレット等の発行枚数は観光協会が今の事務所になる前の約2倍に上っているということでございます。そういう面からしましても、いろいろな効果が出てきているのではないかと考えております。

それと、ハイキングコース整備について町民等にアピールしているのかということでございますが、まだ現在全てが完了していることではありませんので、PR等は確かに不足をしております。今後ある程度整備が進みましたら、観光のホームページやパンフレット等に掲載していきたいと考えております。

それと、多言語表記の関係で、外国人が携帯でその情報をとれるということですが、これは国土交通省の直接の事業でございまして、国土交通省のほうから長瀬町でこういう事業をやりたいのだということで話がありまして、町が国土交通省に協力したということでございます。内容的には、多言語表記、日本語を入れて5カ国の表記をする看板を当初つくるということで始まりました。その後、外国人に対して、今携帯がかなり普及しておりますので、その携帯から外国人が情報をとれるというようなものを整備して検証していったらどうかということで、それも取り入れさせていただいたということでございます。その使い方がわからないということは確かにあります。私もちょっとわからなかったのですけれども、観光協会に聞いて、やり方を一度ダウンロードして、それから持っていくのだよというようなことを聞いて初めてわかったので、その辺についてももう少し簡単にとれるような表記があればいいかなと思いますので、この辺につきましても、直接は国土交通省の事業でしたので、そこまでまだわからなかったという試験的なものもありますので、今後また改修する部分があるかと思いますが、できる限り簡単にできるようなものをつくれるように考えていきたいと思っております。

それと、観光情報館の指定管理委託ということで、使用料についてのご質問でございますが、ちなみに昨年度の23年度の会議使用状況ということで、7月から3月までですが、230件ちょっとの利用件数がございました。使用料につきましては7万3,000円の収入がありました。内訳としては、ごく一般の町民の方が1件、それと商工会が10日間、それとあと観光協会が70回ぐらいです。それとあとは、県と秩父市でパネル展示を行っておりますので、これが160日ぐらい行っております。使用料につきましては、会議室料金の減免基準表というのがありまして、町とか県、そういう公共団体が使う場合は全額免除、町内の公益法人のうち次に掲げる団体については半額ということで、長瀬町社会福祉協議会、あと長瀬福祉会、シルバー人材センター、町の観光協会、商工会が2分の1になるということで決まっておりますので、それに準じて使用料を徴収しているようでございます。

あとは、船玉まつりの運営についてということでございますが、この運営については実行委員会を実施しておりますので、運営についてそういうご意見があったということで、実行委員会のほうに伝えておきたいと思っております。なるべく町民の皆さんが楽しくできるようなお祭りにしていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと、農業関係、各種団体の少額の補助についてということでご質問でございますが、もともと小さい団体ですので、その団体の運営費の一部ということで補助をしておりますので、団体としては2万円とか小さい金額でもかなりのウエートを占めるのではないかと考えております。ですので、小さい金額でも今のところは助成をしているということでございます。

それと最後に、町営住宅、管理人がどんなことをやっているのかということなのですが、これは町営住宅に入っている方の相談役みたいな形と、あと町との調整役ということでお願いしております、例えば通知なんかについても管理人を通して配っていただくと。何かあったときは、管理人を主に行動を起こしていただくというようなことになっております。

若者定住促進住宅、蔵宮団地の関係でございますが、ことし1件募集をしまして、1件売却になりました。4人の家族の方で、1名が小学生、1名が幼稚園ということで、また小学校とか幼稚園でふえていくと思います。現在もう一カ所、今募集をかけているところでございますので、また応募がありましたら対応していきたいと思っております。

町営住宅の長寿命化計画ということで、昨年県からの指導によりましてこういった策定をいたしました。これはどういうことをするかといいますと、今現在の町営住宅の現状を把握しまして、これからこの住宅を長もちさせるにはどういうふうなことをやったらいいかというようなことで計画があります。その中で、今までは場当たりの修繕を行ってまいりましたが、これからは定期的に小さい修繕をやっていけば、それだけ効果が延びるというようなことで、こういういろいろな内容が記載されておりますので、これに基づいていろいろ修繕等やっていって、なるべく長い期間町営住宅が使えるような形で進めていきたいと考えております。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 関口議員のご質問にお答えします。

まず最初に、秩父市町村への負担金の効果、下げた部分のごみの減量対策というお話ですが、まず広域処理する1つが、市町村の枠を超えて大量のごみや新たな高度化するいろいろなごみに対するそれぞれの処理問題というのが、小さい町だと、広域で処理したほうが当然規模も大きくなるし、また職員にもいろいろ適切な財源も確保できるということで、広域にしたほうが、極端な話、協力連携して、秩父ぐらいの大きな問題に対しても広域で処理するというメリットがあるので、負担金にしているのではないかと思います。

それと、減量対策としましては、今現在の分別ごみ収集ももちろんなのですが、また資源ごみ等ちゃんときれいにして、有価物についてはお金を少しでも入れて、少しでも負担金の軽減を図るよう、この分別収集というのを広報とかいろいろなことで伝えていきたいと思っております。それと、今後についても、プラスチック容器類の回収の問題だとかいろいろ出てくると思うのですが、それについても広域のほうで今お話ししているのですけれども、皆さんのマナーがよくて、余りこういうぐあいで置いていくというごみの処理が大分減ったというお話は聞いております。

それと参考に、長瀨町の可燃ごみの年間のトン数ですが、1,347.51トン、月平均に直しますと112.29トン、1日3.69トンの可燃ごみが出ております。不燃ごみにつきましては、年間76.59トン、月平均6.38トン、1日平均0.21トンです。このごみについては、他町村、隣の皆野町ですと可燃ごみが1,656.1トン、小鹿野町ですと2,083.69トンと、ほかのところと比べても、規模は違いますが、部分的なあれだと進んでいると思っております。

それと、もう一点の上下水道組合の高料金対策があらわれているかというご質問でございますが、まず皆野・長瀨上下水道組合に皆野町と両方合わせてその金額の45.1%を長瀨町負担分として支払っている金額がこの金額だと思っております。それで、高料金対策にあらわれているというのは、水道料金の値上げだとか、そういうことは現在できませんので、その分は皆さんに少しでも値上げをしないように、そういう高

料金対策で少しでも水道料金が上がって生活に圧迫をかけないような体制で節減をしていただけているものだと思います。

それと、もう一点、国保の資格証明の関係をご質問いただきましたが、長瀨町で資格証明書というのは発行していないと思います。それと、発行していませんが、短期国保医療証というので、1カ月、3カ月とかの短期保険証に切りかえられている方はいらっしゃると思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、介護保険施設の利用がしづらいというような案内と手の届くようなサービスができるか、もう一点、高齢者住宅の計画はあるかどうかというような3点になろうかと思います。初めに、施設の利用ができないというような状況ですけれども、長瀨町は、議員もご承知かと思っておりますけれども、特別養護老人ホームながとろ苑、これは79床ございまして、老人保健施設縄文の里が80床になります。あと、岩田にグループホームがありまして、こちらが18床となっております。施設の数、ベッド数におきましては、秩父郡内でもかなり多いほうというふうに認識しております。施設が足りないというようなことなのですけれども、施設が過剰に多くなりますと、入所される方が多くなりまして、保険料にはね返るとか、そういうデメリットも考えられます。適正な施設配置をしていくことが必要になろうかと思います。そのために、介護保険制度では3年に1度の介護保険事業計画というようなものを立てまして、適正な人員の把握とそれに基づく施設の整備を進めております。23年度に計画を立てられましたので、次回計画を立てるときにまた正確な把握をしていきたいなというふうに考えております。

もう一点、高齢者住宅につきましては、今のところ町では考えておりません。民間の事業所のお力を活用させていただいて整備ができたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、教育委員会からは文化財関係についてのご質問にお答えいたしたいと思っております。

看板、勝手に外せない、また文化庁に聞かないとと担当に言われたというお話ですが、まず看板は、どんな看板でもそうだと思うのですが、立てた方の了解がまず必要かと思っております。ご指摘の看板については、担当に聞いてみまさんと、どういったものかわかりませんので、また持ち帰って確認したいと思っております。また、看板の検証はできているかということですが、教育委員会で立てました看板については地図に落とししたものがございまして、本日は持ち合わせてございませませんが、確認しております。また、最近ボランティアの方で、道案内板、道標というのですか、そういったものを随所に立ててくれているような事例もありますので、そういったものもどこに立てているかということは把握しておるわけでございます。また、管理につきましては、特に一斉に調査するかというのはございませませんが、担当による巡回や文化財審議会というのがあります。審議員さんからのご意見とか、今のように一般の方や議員さんからのそういったお話を伺って、それを参考に、今回のお話だけではないと思っておりますので、そういったものをあわせて検討し、順次対応を優先度等を含めて検討してまいりたいと思っております。

また、冒頭でありました工事関係について、不用額について、特に工事について多い、予算を立てるときに見通しが甘いのではないかというようなことがございました。特に決算の中で教育委員会関係は多か

ったので、ちょっと説明させていただきます。この件に関しましては、さっきの意見書にもありましたように、決算審査の折にも指摘され、説明をさせていただきました。担当といたしますと、いたし方ない面がありますので、どうぞご理解をいただきたい点でございます。予定よりも多く支出してしまったのではなくて逆なので、どうぞこの辺もご理解賜りたいと思います。年度末に減額補正をできない理由も述べていただきましたので、よろしくをお願いします。また、国庫補助をいただいているものですので、減額補正もできない話もさせていただきました。

簡単に予算立てから請負額が決まるまでの流れをご紹介しますと、予算はまだ設計ができるかできないか、前年度に工事費については立てますので、本当にざっくりです。少な目ですと工事できませんので、ここで多目にとっているというのが適切な表現になるかどうかわかりませんが、ざっくりとっております。設計ができた段階で、今度は県で用意しております建築基準単価表によりまして、その資材がこれだけ使えば幾らだというような、そういった設計額というのが次に出てまいります。その後は入札に入りますので、設計額をもとに予定額を決め、あとは請負額が決まっていくわけです。よく私どもは請負額に関しまして企業努力という表現をさせていただきますけれども、ご記憶にあるかと思いますが、中学校の校舎のときなどは本当に驚いた企業努力の結果が出ました。以上のような流れで入札に関して工事に関しての額は決まっておりますので、この点をご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、もう一回ちょっといろいろ聞かせていただきます。

今の不用額の問題については、先ほど総務課長の答弁のように、いろいろ努力した結果だとかいろいろあるかと思えます。私のほうからは、中畝さんからの指摘があったように、私も同感なので、予算の管理はしっかり予算を組むときにやってもらうということでお願いをしておきます。

続いて、定住自立圏構想の話は、町長はいろんなところであります、議長もいろんなところでありますという説明があります。議員は一固まりで、秩父市が説明に来たときに全員協議会でお話を聞くというのは私もわかっています。私が言いたいのは、長瀨町議会で議決が必要なこともあるので、長瀨町が定住自立圏構想に載らせていくのに、長瀨町としての作戦会議ではないけれども、これはこうでいいのではないのですか、ここはこれで悪いのではないですかというのをテーブルにたたき台で出して、長瀨町が本当に必要なのは必要で行く、あるいはきのうの町長のように、これは秩父市につき合っておいて、次の一手に行くのだとかという、そういう説明が必要なのだと思うのですよ。あそこでどさっと皆さんがワーキンググループでやってきたことをどんと載つけるから、みんなわけわからないで、定住自立圏構想は何やっているのだろうというのがあるので、特に総務課長、そういう勉強会、1市1町だっていいのだから、別に1市3町だっていいことなので、長瀨町がそれに参加するごとに、これがいい、これが悪い、これはちょっと余りメリットないけれども、次の一手にこれが必要なのですよという、そういうのが執行部のほうから出てきてもいいのではないかと。我々があそこで秩父市の担当者にああだ、こうだって言たって、あの全員協議会のところで聞いて、短く言えば、それがどうしたなのですよ。だから、そういう勉強会が町として必要だから、もっと持っている知恵を議員も一緒に共有していかないとまずいと思うので、この話をしているのです。これをお聞きいたします。

続いて、観光協会のお話で、4,600万円委託金が行っていると。そのほかにもいろんな補助金を加えるともっと額が行っているのだと思うのです。この議会は、1年間補助金やそういうものを使ってどのくら

い効果が出ているのかを見るのが決算の委員会なので、今課長も言ったように、すごく多く発行枚数をやって、効果は出ているのだということなので、私が本当に真に聞きたいのは、観光協会に補助金を出した見返りが我が町に来て当然だということを言いたいところなのです。というのを課長は効果が出ているのだということでもありますから、はっきり言えば、以前にも私は言いましたけれども、納税にどのぐらいかわかってきているのかといたら、守秘義務で言えません、統計はとっていませんということなので、ここで聞くしかないのです、補助金に対して見返りが、今言うように、かなり観光協会は発行枚数があって効果があるということなので、言葉で言えばこういうことなのだろうと今思いました。それなので、ここでこの話を始めると、守秘義務だとか、統計をとってないとかというのが出てきますから、結構です。去年の補助金に対して多分そう見ているのだと思うので、しっかり補助金が生きているという答弁なので、それを私は信じたいと思います。

外国語の看板は国土交通省で取りつけたからという言い方なのだけれども、町民の方から言わせれば、観光協会が急いで使えと言われて補助金が来ているというのがかなり広まってしまっているのです、そういう補助金を町で使っていいのかなと思ったので、私は若い人が使いに行ったら使えなかったということで聞いたので、国土交通省によく言っておいてください。もっとよく使えるようなやつを立てろということをお願いしたいと思います。

船玉まつりは、実行委員会にということなので、町長が実行委員長ですから、聞いていたと思うので、ぜひまた来年いいお祭りができるようにお願いしたいと思います。

それから、町営住宅管理もわかりましたが、蔵宮団地、これは予算のほうに行くのだと思うのだけれども、若者定住促進住宅のまだ売れるか売れないかわからないやつが予算ついていて、売れなかったので翌年行ってしまいましたというけれども、そういう予算の組み方、不動産なんかだったらあるのですか。うちなんか例えば商品を並べておいても、これは絶対仕入れたからことしすぐ売れるというのではないと思うのですよ。だから、そういう予算の管理をしっかりしてください。若者定住促進住宅については、1件売れました、効果はありました、これでいいでしょう。その1件売れた先というのは、どこから来た人なのか。これは地域整備のほうかな。町内から蔵宮団地のところを買って住んで、子供が4人いますとといったって、ふえたことにならないので、そこをちょっと教えてください。

備蓄品については、さっきから……総務課長、いいですか。話し中、悪いですね。総務課長に質問しているので、聞いていてください。ミルクを買ったりお米を買ったりいろいろしましたという話があるけれども、どこにその備蓄品を買ったのかというのがわからなければ、宝の持ち腐れになってしまう可能性もあるのですよ。備蓄庫は、例えば井戸にありますよね。ほかにもあるのだと思うのだけれども、どこの備蓄箇所にしたのか。例えば以前のようにこの長瀬町役場のある場所にだけ置いてあるのだとすれば、それでいいかどうかを検証していただきたいと思います。

介護の問題で、高齢者住宅は考えていません、余り介護のそういう施設をつくと医療費が持っていかれてしまいます、これはわかるのですよ。わかるのだけれども、納税者からすると、かなりそういう方がふえているのです、もう実際に。だから、テーブルの上で、このぐらいやれば多少マイナスだけれども、これでいいかなんて決めているのが、今中畝課長が言うようにテーブルの上でそろばんをはじいているのですよ。実際は、現場を見れば、本当に施設に困っている方がいる。長瀬にはながとろ苑があります、医新会があります、あそこにあおばがやっていますといったって、もうほぼいっぱいではないですか。行ってお願いしますで受け入れてくれるのなら、それでもいいですよ。ないから、私は心配しているのです。

きのうも議論で、あの住宅は若者定住で取り入れるような話だから、課長もそういうのを検証しているの
だろうから、多分これから困る人が出てくると。多分私なんかより課長はいろいろ考えていて、よく夜も
眠れないのではないかと私は心配しているのですよ。これから若者定住促進で若者をふやすのだと
いうこともいいですよ。一方は一方で、サービスつき高齢者住宅、たまたまきのう町長がこの議場で発表
したので、私も以前からサービスつき高齢者住宅、これは欲しいな、長滞にあつたらいいなと言ったけれ
ども、民間でと簡単に言っているけれども、民間で取り入れるより先に見本で長滞町がやったら、以前だ
つたら、ある議員が国会の話まで出してくるのがいたけれども、これから先、この決算書にも出ているけ
れども、転出だとかそういうを見れば、高齢者がかなりふえていて、年金で暮らす、そういう年寄りが
これからどんどん多くなっていくのですよ。だから、今から手を打っていかないと、例えば国民年金で生
活していくなつていったら本当に大変ですよ。そういう年寄りがこれから出てくるのだから、採算に合わ
ないのではなくて、必要性を考えて、町民の財産と生命を守る、これを本当に考えていってほしいと思
ったのが、この決算でそういうことが出てきてほしいなと思ったので、やるので、ぜひまたこれからい
ろいろ、25年度ですか、予算をとっていくときにも、23年度の検証をしながらこういった介護の問題にも
取り組んでもらいたいと思うのですが、お願いをいたします。

資格証明書は発行していないけれども、短期の発行はしているということで、これはこれで結構です。
本当にそういう資格証明書が何枚も発行されているのではちょっと考えないと、今のこの経済情勢です
から、思ったのだけれども、町民課長からのゼロという発表を聞いて私も安心しました。ということで、
何点かに絞れてきましたので、ひとつ担当のところをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 総務課長のほうの担当だと思いますが、定住自立圏のことについて私が知り得てい
ることについて答弁させていただきます。

この定住自立圏構想というのは、実は秩父の前市長の栗原さんが一番先に手を挙げて、日本で2番目だ
とかという話をされて、どうしてもやりたいということで、そのときはよく中身がわかりませんでした。
総務省から高橋という事務局長を呼んで、2年間という話でしたが、私が一番最近の会議に行ったときに
その事務局長に、そんな簡単なことを考えて、自分の立場を有利にするために、本省へ帰ればまた1階級
上がるとか、そんなことを考えておまえは来たのかという話をして激論になりました。高橋は、まことに
申しわけなかったと。そういうふうに言われると、私も多少そういうようなことを考えないわけではな
かったと。お許くださいという話があって、もっと地元についてはしっかりした対応をとれ、2年間なん
て考えるのではない、秩父の職員になるようなつもりでやれと言ったら、それが3年間になりました。彼
がよく動いてくれて、その3年間である程度の基礎ができたと思うのですけれども、きのうも言ったよ
うに20項目ありましたよね。その中には、絶対に必要だというものと、どっちでもいいや、おつき合いだ
というものとあるのです。これは、将来を見据えた上でおつき合いしておいて損はないなということをお
考えでやったわけなのです。そういうことがあって、おつき合いと、それから秩父全体のレベルアップを考
えるということを私たちは考えました。

それと、その定住自立圏、総務省からある意味では手を挙げろと。18の市が手を挙げたそうです。それ
がみんなうまくいっているかということ、ほとんどうまくいっていないそうです。秩父なんかは比較的その
高橋という総務省から来た職員の努力によってかなりの成果を上げつつあると。基礎ができたという話な
のです。ですから、そういう意味からいうと、これからこの展開がいかにかできるかというのは、秩父の職

員が中心になってワーキンググループができていますよね。このワーキンググループがその総務省から来ている人間と同じような能力があって、行動力があって、知識があるかどうか、これを私は心配しています。ですから、この辺ももう一度よく見てもらって、ご意見があったらどんどん秩父に言って、それで総務省との関係プレー、それから各地区の利益になるような方向というのをやっていくほうがいいだろうと思っています。医療の問題とか、そういうのについてはかなり効果が出てきたと思っています。それからあと、観光ですね。そういう意味では、長瀬も大きな病院があるわけではありませんから、仲間に入っているほうがいいだろうということで積極的に参加をさせていただきましたが、それなりの効果は出ているだろうというふうに思っています。これから勝負だというふうに思いますので、議会にも折に触れて説明会に来るように向こうに提案をしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

定住自立圏関係、先ほど町長が申し上げたとおりでございますが、当初にもご回答申し上げましたけれども、役場内部関係職員だけで情報を持っているだけでなく、引き続き情報共有を図ってまいります。また、議員各位へのいろいろな報告、説明等につきましても、現在年一、二回かと思っておりますけれども、内容等が大幅な事業とか計画とかある際にはまたいろいろなお知恵をいただきたいと思っておりますので、報告等をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、定住促進の関係でございますが、会計年度独立の原則とか、年度の関係になろうかと思っております。23年度当初予算で一応1区画分の歳入を不動産売払収入で見込んでおりましたので、その歳出として財政調整基金へ積み立てるということで結果としてなったものでございます。今年度は、売り払いが1区画は既に終わっておりますので、今後また積み立て等を行っていく予定でございます。

あと、もう一点、備蓄品の備蓄場所の分散化等でございますけれども、現在のところほとんど役場の庁舎内に保管しているのが現状です。全てということではございませんが、役場内部です。一番かさばるといって、出入りの多いものが飲料水になっております。消費期限がございますので、比較的出しやすいところに置いているというのが現状でございます。また、その活用につきましては、各学校での避難訓練の際に提供したり、町の会議等でお茶のかわりに飲料水の提供というのも行なって、賞味期限に近いというのも失礼になってしまいますので、防災備蓄品の活用ですというようなことを添えて会議等では使わせていただいています。ただ、これから秋、冬場になってまいりますと、なかなかペットボトル500をはくのが難しい状況でもございますが、何かそういう折やイベント等ありましたらうまくサイクルしていきたいと考えております。また、ほかのアルファ米とかにつきましては、各地区で避難訓練、炊き出し訓練等を実施する際には、機材も含めまして、材料等の提供もある範囲では可能でございますので、その辺も対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

蔵宮団地、若者定住住宅ですが、その入居者はどこから来たのかということなのですが、町営住宅、野上団地からこちらになりました。ただ、うろ覚えなのですが、その町営住宅に入る前には多分町外から見えているのかなど。ちょっと記憶が曖昧なのですが、多分町外から町営住宅に入ってここに住んだということだと思います。考え方によりましては、今長瀬町は転出者がかなり多いので、転出をと

めるということだけでもかなり大きい効果ではないかと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 健康福祉課長とは後で、高齢者住宅、しっかりお話をさせてもらいたいと思えます。

今言ってきたように、もうこれで最後の質問になりますので、備蓄品関係は特に、1カ所に集めてくるのではなくて、課長がしっかり備蓄庫を把握して配備もしていただかないと、いざというとき、個人に全部3日間は頼むよと言って、それでオーケーならこんな備蓄品なんて必要ないわけなので、しっかり備蓄関係は弱いところを助けてやるのが我々の仕事だと思うので、我々だったら3日間食わないといたって何とか生きてられると思うのだけれども、そういう弱いところがそういう目に遭わないように、こういう大災害は来ないことが一番いいのだけれども、いざというときにミルクはこの役場に置いてあったのだよねでは困るので、そういう配慮を少ししてやってください。

売り払いについては結構です。この若者定住促進住宅の今の齊藤課長の答弁でいくと、町内在住者がそれを買って住んだと。転出が食い止められるのは十分私もよくわかります。今後今までの若者定住促進事業について検証をすれば、よそからふえてきている効果というのが多分なく、この町内を右から左へ、左から右へ行ったのが若者定住促進住宅のまとめなのだと思うのです。今後は、きのうから議論されているように、ああいう団地を買えば若者定住に使うのだというようなこともありましようけれども、今までの結果をしっかり検証して、今後またこの若者定住促進住宅という事業を展開していくのであれば、他地域からこの長瀨に来る人に売り払いできるように。今のこの状況を見ていると、長瀨の不動産屋をやっているようにしか私には見えないのですよ。町の町有管理地を売っているだけで、そういうふうにはしか見えないので、よそから来るような、例えば融資の問題でも、今の若者に土地、建物を買わせようといったって、ちょっくらちよいと融資が簡単に審査が通らないと思うのですよ。執行部の中でも銀行に通の方がいるでしょうから、そういう融資が簡単に受けられるような体制だとか、そういうのをとって、よそから来た人にそういう町有地を売れるような若者定住促進住宅に仕上げてもらいたいと思えます。ここで答弁といっても、若者定住促進も齊藤課長もよそからといっても、もう結果のことだから結構です。

備蓄品についてだけ最後に、総務課長、大事なミルクなので、私にはっきり備蓄庫のどこどこに置きますよというのを教えておいてください。一番興味を持っているので、よろしくお願ひします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

十分わかりましたので、町内の弱いところに配慮できるように進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、23年度の決算について質問させていただきたいと思います。

全般的なことなのですからけれども、まず町債なのですからけれども、22年度に3億円、23年度に4億幾らというふうな、公債残高が1億7,000万円ふえたということですよ。結局全部の残が30億円を超えたというふうなことになりますよね。財政健全化のほうを見ますと、実質公債費比率が21年度が15.3、22年度が14.1、23年度が12.3と低くなっていますよね。この点について、公債残高がふえている、公債費もふえているという形の中で、この財政健全化で実質公債費比率が少なくなっていて財政状況がよくなっていますよというところがちょっと私は理解できないので、そのところを1点。

それから、全体の中で、決算の中で委託料というのがやっぱりかなり多くなっていると。以前の議会でもちょっと質問したことがあるのですが、この委託料は主にシステム関係、それから作業とか検査とか、そういう関係に分かれるのではないのかなと思います。システム関係については、23年度についてはもう過ぎてしまったことなのだけれども、今後をちょっと見て、職員の研修によって、そういうシステム管理を職員で賄えるのは賄って行って、この委託料が多少少なくなっていくのではないのかなという感じを持っています。作業の中でも特にここに町長施政方針というのがあります。町長施政方針の中で町民と行政の協働によるまちづくりということをやろうと決まっていますよね。町民と行政の協働のまちづくり、その中で例えば長滞の岩畳の清掃等に百幾万だったかな、お金がかかっていると。失礼しました。183万2,732円ということで長滞岩畳の清掃費にかかって、これは委託料としてかかっていると。これなんかにしても、協働のまちづくりということであれば、これは観光協会にも私は言ったのですけれども、地元の商店主さんとか、そういう観光に携わる人が出て週に1度とか清掃したらいいのではないかと言ったら、いや、それは無理だと。お店によっては、午前が忙しい、日曜が忙しいとかばらばらだから、そういうことに対してできないというふうな観光協会のお話だったのですよ。協働のまちづくりということであれば、観光協会がだめなのなら、町としてそのようなのを進めてもらったら、そういう委託料も少なくなくて済むのではないのかなと、そんなことを思います。その点についてお願いします。

あと、もう一点、これは主に観光についてなのですが、花の里とか四季の丘とか、そんなふうなのでやっ、例えばヤマユリ植栽に1,400万円というお金がかかっているということなのですが、あそこにハイキングコースをつくるということでも八百何十万のお金がかかっていると。では、観光として今後あそこがどうなっていくのだろうと。そういうことに対してちょっとお金のかかりが先が見えないのに関して、それをやっているというところがもう少し全体像を明らかにしてもらってからのほうがいいのではないかなと思います。

あと、細かい点で失礼します。民生委員の推薦会委員報酬というのがあるのですが、昨年度改選期だったのですかね。推薦会の委員さんというのがいて、それをやっているのか。

あと、59ページに生活困窮者扶助費5,000円という予算があるのですよ。生活困窮者扶助費5,000円、生活に困窮している人に5,000円、それがなければ生きていけないとか、そんなふうな形でそれを扶助したのか、ちょっとそのところがわかりません。

あと、もう一点、教育委員会関係だと思うのですが、申しわけない、言葉がわからなくて、直接聞けばよかったのかもしれないけれども、97ページ、ダムウエーター保守管理委託料というのがあるのですが、全くどんな内容なのかがわからないので、そこを質問します。

あと1点だけ、地域整備だと思うのですが、昨年の決算額で町道草刈り業務委託料87万7,010円、それ

に対して除雪作業業務委託料191万1,074円ということで決算されているのですが、昨年は余り雪が降らなかったし、4回出動したということなのですが、4回の雪に関して191万円で、町道は町の中全部だと思うのですよ。それに関しての87万円ということで、半分以下になっています。ここのところがちょっと理解できないというか、業者さんに頼まないといけない除雪に関しては相当額の高いお金を払っているのかどうか、多くなりましたけれども、お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員のご質問にお答えいたします。何点かあったかと思うのですが、もし回答漏れがございましたらまたご指導等いただきたいと思っております。

1点目、実質公債費比率が起債残高がふえていく中で減っている要因ということでございますが、実質公債費比率につきましては、町の会計だけではなく、一部事務組合、例えば上下水道組合、広域市町村圏組合等、その義務的に支出しなければならない公債費等が含まれております。減っていった要因といたしますと、し尿の関係が、皆野の国神ですか、溪流園のほうの施設の償還がほとんど終わるということで、その減、また秩父広域につきましても、クリーンセンターのほうも、今後長寿命化で工事等が入るかもしれませんけれども、そちらの減、逆に下水道はまだ償還等がございまして、増にはなっていますが、その辺をトータルいたしまして減ということでございます。よろしく願いいたします。

次に、委託がかなり多いので、減らしたり住民との協働で何かできないかということでございますが、確かに前に1回ご指摘いただいているのかとも思いますが、かなりの分野で専門的な業務、例えば電算化に伴う保守委託、電算処理の業務も含めまして、その辺のものがかなり多くなっております。そのほか、専門的な機械ですとか電気の資格等を持っていないと扱えない業務、エレベーターですとか受水槽ですとか庁舎管理等においてもかなり多うございます。その辺、資格を職員が取ればということでありますが、資格を取ったら多分ほかに行ってしまうので、そういうところで商売できるという、当然そういう業界でもございますので、職員は違う分野で頑張ってもらえればと考えております。

また、ここ数年は緊急雇用創出基金の事業等で10分の10の確保等、その辺でいろんなまちづくりの関係で委託等も行っておるかと思っております。また、シルバー人材センター等への委託も多うございます。最近はやっと低下傾向にあるということでございますけれども、高齢者の生きがいづくり、健康で医療費のかからない、そういうことも大事でございますので、そちらへの委託等も行っておりますので、どうしてもこういう額が出てまいるかと思っております。総務課関係は以上かと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 起債の残高がふえているというお話がありましたので、このことについて、言いわけというわけではなくて、事実を申し上げてご理解いただきたいと思っております。

31億円、30億円ちょっとになりましたが、私が就任したときが多分20億円弱だったと思うのです。そのときに中を見てもみたら、9、10、11の減税補填債、臨時税収補填債、それから教育債も多分あると思うのですが、それから臨時財政対策債という、このものについては、後年度交付税算入で国のほうで元利償還について保障するという、そういう借り入れの方法があったわけです。これがほとんど使っていなかったということで、これは100%使ってしまいなさいという話をしました。現実には町のほうの職員とすれば70%ぐらいで見ないと間違えますよという話で、これが大体計算してみますと、教育債を入れると20億円を超えるのです。20億円の70%というのは、14億円は70%で見ても国のほうで元利償還をしてい

ただくということになると、30億円から20億円引いて、それで7億円足すわけですね。そうすると17億円ぐらいで、私が就任した11年前と変わっていないというふうには私は考えています。そういう状況でございいますので、その金額がふえているということの中身をぜひ精査していただいて、ご理解をいただければありがたいと。そういうふうに一度申し上げなければ、皆さんが借金がふえた、借金がふえたというのを議会の中でもかなり大勢の方に言われましたので、ちょうどいい機会ですから、ご理解をいただくようにあえて申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えします。

岩畳の清掃業務等の関係でございいますが、岩畳の清掃は年間12日、6時間、12カ月ということで頼んだり、その他にお客さんが集中していますと、どうしても岩畳周辺のごみが片づけられないということがあります。これだけではなくて、簡易焼却の撤去だとか、あと最近は猫が亡くなって、国道部分だと県土事務所でやってくれるのですけれども、それを畑だとか家の外とかでどうしても処理してほしいというときなんかは、職員も対応しますが、それ以外に広域のほうに持って行ってごみとして処理しなくてはならないので、最近は小動物の処理ということで、その辺の関係で1日通して2時間程度、一応予算的には12日使った予算を計上しているのですけれども、確かに岩畳は実際お客さんが来るので、実際そのときはきれいなときで、ごみを起きっ放しにしてまた次の日というわけにはいかないのです、どうしても大きいごみだとか、そういうごみの処理と、最近は小動物の猫だとか、猫が一番多いのですけれども、猫の処理だとかそういう部分に最近は出ているようでございます。

以上でございいます。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 町民課長の質問の補足をさせていただきますが、今岩畳の清掃等についての答弁だけでしたけれども、地元の商店に、行政と町民の協働ということがあるのだから、やっていただいたらいいのではないかと質問の中で出た話ですから、私のほうから若干答弁させていただきますと、地元の商店については、公衆トイレの清掃等については商店街のほうでやっていただいております。できることは商店街のほうでやっていただいているという現状があるのは知っていただきたいと思っております。

それから、花の里等々、今のところ点の整備をやっているのですけれども、昨日も観光課長のほうから花の里の関係のときにお答えさせていただきましたけれども、1つの道をつくって、花の里、緑の村、花の丘ですか、その辺については面的整備を課長のほうで今後考えていきたいという答弁をしたと思うのですけれども、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございいます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

町道の草刈りと除雪の関係でございいますが、まず除雪のほうにつきましては、秩父の県土整備事務所と同じ単価を使用させていただきますと、主に通学路の除雪を行っております。昨年は4回の出動ということでございいます。それと、それにあわせて草刈りが金額が87万7,000円と少ないということでございいますが、これはシルバー人材センターに委託をしまして、主に幹線道路の除草をさせていただきます。そのほかに道路愛護ということで緊急雇用創出基金の事業を行いまして、そのほかの少しした草むしりとか道路のちょっとした補修、これもシルバー人材センターのほうに委託をして行っているのが現状でござ

います。ですから、草刈りについては87万7,000円のほかに道路愛護保全事業のほうでも幾らか出ております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、民生委員推薦会についての内容になるかと思えます。この推薦会は、23年の12月に民生委員さんの改選がございまして、その際に開催した費用となっております。若干民生委員さんの選任の方法についてご案内しますと、担任の委員さんによりまして推薦された方を推薦委員さんが民生委員さんとして適当かどうかということでご判断いただくのですけれども、その方は町内に4名いらっしゃいまして、その費用となっております。

続きまして、生活困窮者の扶助費なのですけれども、額等も少なかったもので、内容を確認しておりませんでしたので、申しわけありません。後ほどですけれども、内容を確認させていただいてご案内させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 決算書97ページ、第一小学校の学校管理費、第13節委託料中、ダムウエーター保守管理委託料は、給食を1階から2階、3階へ運ぶエレベーターで、万年エレベーター株式会社へ保守管理を委託しているものです。なお、3校のうち一校のみです。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 再質問ということでお願いします。

高齢者の生きがいづくり、シルバー人材センター等に業務を委託するというふうなことなのですけれども、これから高齢者がどんどんふえていくというところでなかなか難しいのですけれども、人によると、あの人なんかは夫婦で公務員で、ちょっと言いにくいのですけれども、年金をたくさんもらっていると。場所を言うとわかってしまうので、簡単な仕事をあんなので受けていると。ところが、私なんかは国民年金でやっているのに草刈りなんかだけでも、順番があつて行かないと来ないと。現状としてそんなようなこともあるようです。ですから、これは役場でやっているということではないのだけれども、そういうこともこの事業の中にあるというふうなことで、やっぱりチェックしていかないといけないのではないかなと。生きがいづくりという面では、高齢者ということでもいいと思うのですが、その働く人はこれから高齢者が多くなるし、生活困窮ということも出てきましたので、そのこともちょっとひとつシルバーのほうにも流していただきたいと。

あと1点は、先ほどの観光のほうのことなのですけれども、やっぱり委託料が多くて、ハイキングコースとかもあるのですけれども、私も時があると長瀬方面に行って観光客の方と話をします。今整備したりとかであそこは大変歩くには歩きやすくいいという人もかなりいます。ただ、やはりその他の人が、長瀬の秩父鉄道でやっている長瀬アルプスですか、あちらを大分歩く人も多いということで、これは決算で言うべきではないかもしれませんが、それも含めて点を結んでいくと。面にとした場合に、その点をこちらへも多少目を向けてやっていただいたらいいのではないかなと。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 私も今シルバーの理事長をお世話になっていまして、貴重なご意見をいただきました。これは、しっかり中で調整をいたしまして、そういう状況を把握した上で仕事の円滑な発注ができるように努力をすることをお誓いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど副町長からもありましたが、現在の点から点の整備を面に変えていくということで、先ほどありましたアルプス、ハイキング道路についても、長瀬には多分歩くところがかかなりあると思いますので、その辺につきましても整備の中に入れて、主は緑の村近辺の花を主にしまして、またハイキング道についてはハイキング道でまた全体で整備をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 3点だけお伺いしたいと思います。

行政報告書の79ページで介護予防事業についてお伺いしたいと思います。介護保険該当者、医療費増大への対処のため、介護予防事業は大切に思います。1次予防施策のメインが元気モリモリ体操だけでは、予防が本当にできるのかどうか、ほかの施策は考えていないのかお伺いしたいと思います。

第2点は、先ほどから出ているサービスつき高齢者住宅、サ高住なのですけれども、このサービスとは24時間体制で住民を見守る体制、要するに医療がつきまとう体制でございます。それにはやっぱり民間が参入しやすいように町での協力が必要かと思えます。その点についてお伺いしたいと思います。

それと、不用額が発生したということに関してお聞きしたいと思います。県では、最低制限価格を設定して、品質の確保、業者の倒産等に備えて対処しています。我が町長瀬では、はっきり言いまして底なしの状態の中で入札を行っている結果がこういうような結果になったのではないかなと、そう思います。企業を保護する意味、品質を管理する意味も含めて、最低制限価格を設けて適正な価格でやられたほうがよいのではないかなというふうに感じます。お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今サ高住のことにつきまして発言がありました。私たちもそれは承知をしております。具体的な話が出てきたときに、その用途変更だとか、それから地権者の同意だとか、そういうものが必要になってきますので、しっかりした対応をとっていききたいというふうに考えております。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、板谷議員のご質問にお答えいたします。

行政報告書の79ページの1次予防施策について、ここに示されている事業内容で適当かどうかというようなご質問の要旨なのかと思えます。今のところ私どもではこの事業を行っております。ただ、これから高齢になる方は、これからの世代としますと、趣味が多くなったり、生きがいに対する事業が必要かと考えております。そのために、これ以外に例えば公民館等で行っております趣味の講座とか、そういうものにも力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 不用額についてお答えを申し上げます。

長瀨町においては、最低制限価格を設けていないのではないかというお話があったわけですが、現在では町内業者の育成等を考えまして、町内業者の多いときには最低制限価格を設けております。それから、最低制限を設けないで底なしでやっているから、設計どおりできているかというようなお話だったと思いますが、設計どおりできていると考えておりますので、ご心配は要りませんので、つけ加えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 介護予防事業について一言。ある市では、提案制度を有効に活用して、職員からの提案を共有したりして活発な予防事業を行っているというふう聞いています。例えばゲームメーカーとコラボして、脳トレ、手トレ、足トレとかというようなゲームを開発しながら、その中でゲーム感覚を取り入れ、またモリモリ体操も決して悪いとは言いません。効果があると思います。ただ、参加する人としていない人が必ず出ていると思います。そういうことを考えながらいろんな方面に目を向けて、ぜひ介護予防をしっかりとやっていって、これからの財政に影響のないような形にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 2点ほど確認させていただきたいと思います。

決算書の47ページの総務費のところになるのかと思いますが、真ん中辺のちょっと上のホームページ改修作業委託料、ホームページははつらつ長瀨のこの役場のホームページを改修したのかどうか1点と、あと95ページ、教育費のところ、小さいことかなと思うのですが、真ん中よりちょっと上ぐらいのAEDリース料、これが3校分なのか。小学校、中学校の3校分だとすると、43ページのAEDリース料、これは役場内の分になるのか、ちょっと金額に差があるので、この辺がどうなのかご説明いただければと思います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

ホームページの改修作業委託料につきましては、現在町のホームページのリニューアルということで、そちらの経費でございます。

それから、AEDにつきましては、比較をしていなくて申しわけなかったのですが、リース時期ですとか、その辺の関係で若干料率の関係があるのかなと思うのですが、細かく調べていなくて回答にならないかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） ホームページのリニューアルのほうなのですが、リニューアルということなので、こちらは金額的に入札ではなく見積もりか何かでやられたのかと思いますが、金額も94万5,000円という、ホームページ作成なんかでもいい金額かなと思いますので、ちょっとこの辺がどうなのかなという内容等がわかれば教えていただきたいのと、あとリース料なんかは、設置とかリースの場合はそんなに場所とか関係なく、1つにつき幾らとか、そんな感じだと思います。26万9,640円を3で割ると8万九千幾らとなりますので、結構差額があるので、その辺もどうなのかなと思います。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、AEDについて教育委員会分についてご説明させていただきます。
4台です。3校と中央公民館です。詳細も必要でしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） お答えいたします。

総務課のほうで管理しているのは、1階の健康福祉課の窓口周辺に置いてありますが、1台ということ
でございます。

それから、ホームページの改修作業委託料につきましては、契約書のほうを持ち合わせていないところ
なのですが、今まで職員等がほとんど手づくりでやっていたようなところを委託しておりまして、また細
かい内容につきましては後ほどでよろしければご報告したいと思います。申しわけございません。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） ホームページの改修ということなのですが、僕が何件か聞いてみたところ、
どのくらいかかるのか一応見積もりを、勝手にではないですけども、ちょっと聞いてみたのです。この
3分の1ぐらいでできるというところが何社もありましたので、その辺どうなのかなと思ひまして質問さ
せていただきました。またご確認をよろしく申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 入札についてと統計のことでちょっとお伺いいたします。

入札につきまして、工事や備品等の納品については、入札が行われ、予定価格が事前に公表されてお
ります。その中に、先ほどもちょっと説明がありましたけれども、最低制限価格というものがあるものとな
いものがありまして、その最低価格の設定の基準、先ほどもちょっと町内業者が多いというふうなことがあ
りましたけれども、そればかりではなくてほかにもあると思うのです。最低制限価格の基準と、それを公
表していたのでは意味がないのだけれども、公表しているような節があるのですが、どうでしょうか。そ
の辺をお伺いいたします。

それから、設計価格、予算化するための価格であったり、入札するための予定価格、それから最低制限
価格とありますけれども、そのほかにもそういう価格があるのでしょうか。

それから、最低制限価格についても非常に安い。未設定であっても非常に落札が低く出ているものもあ
るし、高いものもあるのですが、その辺のところについてお伺いいたします。

それから、統計のほうでお伺いいたしますと、行政報告書の25ページ、統計調査が21番の項目にありま
すけれども、いろんな統計をとっていただいて、それを整理していただいているのだと思うのですけれど
も、長瀬町のホームページで統計ながとろというところを見ますと、幾つか統計が載っております。その
中に産業別就業者数ということで、国勢調査の年度ごとに記載されている状況でありますけれども、ほか
のものにつきましては、平成22年に行われた結果が載っているのですが、産業別就業者数というものにつ
いては平成17年度までしか載っていない。これはなぜなのか。また、早くに場合によっては載せてほしい
なということでもあります。

あと、統計に関係しますけれども、観光客の目的別入り込み客数というのがどういう統計のとり方をし
ているかわかりませんが、そのとり方を教えていただきたいのですが、大体210万人から236万人、
平成22年度ですと227万9,900人というふうな数字が載っております。この辺のことにつきまして、統計を
とるについてのとり方、その辺のところをお話しいただきたいと思ひます。

以上2点、お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 最低制限価格の基準はあるのかどうかということですが、これはございません。先ほど申し上げましたのは、一部試行的に今試しているということですので、町内業者等は、大変な仕事をやっていながら、いざ入札になると、最低制限を設けなくて底なしでやるということは公平性に欠けるのではないかと。もっと町内業者の育成も考えて最低制限等を設けるような方法を考慮してもらいたいというような要望書が出ましたので、一部試行的に試しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） それでは、入札に関連して、予算の設計額、予定価格、最低制限価格、ほかに何かあるかというようなお話だったのでしょうか。私は、今出た以外ではないと記憶しております。

あと、統計の関係、ホームページへの掲載が最新の出ているのかどうかというようなことのご質問かと思いますが、国勢調査関連で出てきますのが、公表時期というのが調査内容とかによりましてずれております。また、その平成22年の結果がその分野で出ているのかどうか、確認等も含めまして、また出ておりましたら、随時更新というのは当然必要なことですので、対応させていただきたいと思っております。また、大規模な公表とかになってまいりますと、県のホームページのほうへリンクで飛ばしたりということもさせていただいておりますので、あわせてご了解いただきたいと思います。

総務課関係は以上でございます。お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

観光客の入り込み客数の統計はどのようにしているのかということですが、これは県のほうから調査が来まして、分野がいろいろありまして、自然とか文化、歴史、スポーツ、レクリエーション、都市型観光、その他、それと行事、イベント等というのがございまして、その中で例えばロープウエーの利用者数、それとか長瀬駅の乗降者数、それとか船下りとかラフティングの利用者数等を出しまして、重複している方が多分いると思っておりますので、それに掛け率を掛けて数字を出しているものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今総務課長がほかに価格はないということを言われましたけれども、私がちょっと調べた中には調査基準価格というのがあります。これは、実際のところ、昨年8月4日に風布2・3号線道路改良（改築その1）工事ということで、予定価格が3,000万円、そして結局、このときに最低価格があったのかどうかかわからないのですけれども、調査基準価格として2,205万円ということになります。これは、実際にさっき言ったのは、予定価格に大体73.5%を掛けますと、最低価格が全部出てきているのです。設けてある金額は全部それなのです。定率でやっているのでしょうか。また、1回だけ別がありましたけれども、それでここに調査基準価格とあります。そして、一番安かった2,200万円の業者が総合評価簡易型というふうなことで選ばれているのですよ。そういうふうなことで、調査基準価格ということについて聞いてみたところなのですけれども、それから最低制限価格があるものとならないもので非常に開きがある。入札差金が出て結構な部分もありますけれども、予算の見積りに非常に影響してくるものもあります。また、余りにも安過ぎて失格してしまったものというのがありました。失格したものにつきまして

は、最低制限価格、これはもちろん公表していませんよね。だけれども、これは73.5ではなくて、これだけ84.93%が最低制限価格なのです。ほかのものについては全部73.5なのですよ。でありまして、結局80.8%とか80.85%で入札した業者、これは町内、また隣町といいますか、近くの方が失格しています。その金額とすれば幾らかの違いだけなのですけれども、そういうふうな面で町内業者が主に入っているの最低制限なのですけれども、その料金よりもやや低かったがために失格になったりしているものもあるというふうなものが見受けられました。その調査基準価格とそのことについてのことについてもう一回説明をお願いいたします。

それから、観光客のほうの掛け率というのは重複するために減らすための減算掛け率なのかと思うのですけれども、その辺の数字をもしわかればお話ししたいと思うのです。ということは、もし減算掛け率でやっていきますと300万近くの方が来ているような状況に延べだといってしまうのですけれども、実感が非常に薄いので、その辺のことをわかったらお聞かせいただきたいのですが。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 新井議員の総合評価関係につきましては、総務課長のほうから後ほどお答えをさせていただきますが、公表はしていないということをお先ほどこちらのほうで申し上げましたけれども、最低制限価格の数字については全く公表はしておりません。もう一つ、新井議員の数字、今何%というのが出ましたけれども、これも全く違っております。たまたまそういうことが出たかもしれませんけれども、そういう数字を見たことはありません。

それから、予算の見積りに影響があるのではないかと、最低制限価格を設けることによって。そういうことは全くございません。1,000万円の工事を出すときに、1,000万円の予算がないと工事は発注することができませんので、それがたまたま入札で700万円になりましても、700万円の予算で1,000万円の工事を入札するということはできませんから、予算を当初つくるときにそれを最低制限価格だとか約何割だから何%の予算でやるということはできませんので、ここで予算の見積りに影響があるかどうかというお話ですけれども、そういうことに関しては、特に予算に影響があることはございませんので、お答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 新井議員のご質問にお答えいたしますが、総合評価制度の入札等につきましては、昨年度ですかね、風布の路線の関係で初めてというか、まだ1度だけだと思いますが、実施しております。この辺は、品質、安かろう悪かろうということでは困るというようなことも当然ありますので、その辺で県等からの指導等もあって、取り入れてもらえないかということで、試行的といいますか、ある程度金額の張るものが対象ということもありましたので、1度入札を行っておるかと思っております。その際、金額だけではなく、資格者だとか地域貢献度、その辺を加味した中で業者を決定するという方式になろうかと思っております。

以上でございます。

〔「失格の問題については」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 失格の関係ということでございますが、最低制限価格を設けていて失格ということなのかと思うのですが、その辺は金額がわからないというか、積算を当然していただきますので、業者さん

のほうで勘違いなのか、単純な積算の誤りなのかというのは、こちらではちょっと判断いたしかねます。あと、極端なことを言うと、とりたくないような工事とか、そういうものの場合というのは、辞退ということもありますけれども、意図的にやるというのがゼロとは言えないかとも思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

観光入り込み客数の掛け率、減算かということでございますが、これは減算でございます。また、どのくらいの掛け率かということなのですが、現在資料を持ち合わせておりませんので、後ほど提示させていただきますので、よろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） この工事、この納品については最低制限価格は設けてある、設けていないというのは、予定価格公表のときには一切公表していないのですか。そうではなくて、この工事、この納品等については最低制限価格は設定されますよということで発表はされているということですか。それから、先ほど数字が違ような話でしたけれども、私もきのう計算していきまして偶然見つけたのですが、何でみんな73.5と。端数までいってしまうと。全部73.5で割り切れたような状態になるのですよ、1件、2件が別ですけれども。ですから、あえて町内業者であれば、なおさらわかる状態の中でやってくるのではないかと思うのですけれども、それはちょっと厳しい数字でもあると。最低限だから、もう少し高くてもいいのかもしれないのですけれども、そういう面での最終確認をしておきます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

最低制限価格の通知は、指名競争入札の通知の中に盛り込んでございます。それから、先ほど副町長も申し上げましたが、私も落札率の確認は一応、全てではないのですけれども、している範囲で、基本的には違っている。少ないものと、制限価格を設けていないものは、6割、5割ぐらい近いものもありますし、九十何%というものもございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 先ほどのパーセントが違っているかどうかというお話でいいのですよね、やってみたら間違いなかったというような新井議員の。

○9番（新井利朗君） 基本的には変わっているというのですけれども、全体的に8割ぐらいが同じ割合だということです。

○副町長（平 健司君） 数字的には、1つの数字ではなくて幾つかありまして、工事の内容によりまして数字が違ってきますので、新井議員が言った数字になるということはちょっと考えられないのですけれども、それ以外の数字がもしかすればホームページに出てくるかもしれません、今ちょっと資料がないのでわからないですけれども。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） けさ方、中畝監査委員さんから町政全般についての会計の決算の報告がございまし

た。その中で、大変私たち気にしているところが公債比率なのですけれども、これが年々下がっていると。下がれば下がるほどいいのですけれども、下がっているということは、町の財政は健全化の方向に進んでいるということだと思います。そして、いろんな基本的なものが黒字の状態で推移しているということでございます。そこで、きょう5番の関口議員と、それから7番の齊藤議員のほうから提案がございました。どうやったら人口をふやせるかというような問題だと思います。基本的に私もこの人口をふやすということについて前回は質問させていただいておりますが、この問題を提起しまして、委員会なり、そういったものをつくっていただいて、基本的にどうやったら長瀨の人口をふやせるかという問題を提起したいと思うのです。そして、町長が健全な町財政をやっていただいて大変町も豊かになっておるし、そして外見的にも長瀨町はいいところだよという状況になっているにもかかわらず人口が7,777人というような話になってきました。そうやってどんどん減っているということは、やっぱり対応策がないのではないかなと。これだけ長瀨町が秩父郡の中で突出したいい印象を持っておる中で人口がふえないというのは、公の政策については間違いはないのだろうけれども、基本的にもう少し特化した状態で人口をふやすという意味で対策を考えたか、あるいは委員会が存在してもいいのではないかなと思うのです。そういう意味で、この予算の使い方の状態について考えるには、基本的に非常にかたい財政で推移しておりますけれども、長期にわたってこれからそのことについて予算をつけてもらって大きな動きをしてもらいたいというようなことをお願いしたいのです。まだこれから我々は予算を使うことがいっぱいあると思いますけれども、しかし長瀨町にとっては焦眉の急でございまして、人口をふやすということは何にも増す必要な事項だと思います。道路をふやすのもいいし、観光行政の充実を図るのもいいけれども、人口が減ってしまっただけは町がなくなってしまうので、我々としてはぜひこれはプラスの方向にどこかで転じなければいけない。そのことをひとつぜひ町長にお尋ねしたいのです。どのような方向でどのように進めるかについて、我々議員も一緒に委員会をつくってやるということになれば参加したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 貴重なご提案をいただきましてありがとうございます。私もそれなりに考えてはおりますが、例えば私は個人的に去年1年やってみました。私が話をして、ほとんどの人が長瀨っていいところですよという話なのです。ただ、その先が、仕事の場所がないとか、そういう問題に直面することが大きなネックになっておりまして、今ご提案をせっかくいただきました。このことについては、私たちも非常に頭を悩ませていることで、高齢化は避けて通れません。しかし、子供がいなくなるということは、努力をすれば、それをとめることができるということが前提で考えないといけないというふうに考えています。私が、あるうちに2人娘さんがいて、長瀨にうちをつくって住んでくださいと言ったら、2人ともわかりましたと言ってつくってくると。役場の職員が1人、籠原にうちをつくって通っていました。双子ができて3人になりました。それもこっちへ帰ってこいと言ったら、もううちができて、そこに住むという。そういう声をかけるということが非常に大切なことでありまして、内部の流出を防ぐということはそこである程度できると思うのです。それ以外にふやす数というのを多くするためには、外部から呼び込むということになります。私たちの狭い考え方では、なかなかこれが決定的なものだなというのが今まで浮かびませんでした。それなりに努力はしてきたつもりでございまして、ご提案でございまして。議会の方たち、それから町のいろんなことをお骨折りいただいている例えば民生委員だとか、そういうところの組織の中から何人か出ていただいて、少子化対策委員会とか、名前はまた改めて考えますが、そういうようなものを立ち上げて、活性化に寄与できるように皆さんのお力をおかりできればありがたい

と思います。早速議会が終了後ご相談を申し上げたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 今ちょっといい話をさせていただきましてありがとうございます。私は、その中で、今ちょっと見た中で不思議に思っていたのは、どんなことをしているのか、私の勉強不足かもしれませんが、14万7,000円ですか、45ページの行政改革推進委員会委員報酬、総合振興計画審議会委員報酬というのがありますが、この内容はどういうことをして、どんな人がやっているのか。今のようなこういうふうな問題、どうするかというときにはこういうところも入ってきてもいいのではないかなと。こういうところは何もしていないのかなと。の中で話し合ってきて、人口についてはどうするのか、今後町としてはどうするのかということをももちろん考えているとは思いますが、具体的にどんなことをしているのかお知らせください。それで、どういう人がやっているのかお知らせください。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

行革推進委員及び総合振興計画の策定審議会の委員報酬と出ておりますので、その業務内容とかどういう方かということでございますが、総合振興計画につきまして行政改革推進事業につきましては、行政報告書の21ページにも掲載させていただいておりますが、総合振興計画につきましては昨年度基本構想の後期基本計画のほうを策定いたしました。24年度から28年度ということで、計画書等をご配付等もしているものかと思います。その際にお集まりいただいて、総合振興計画につきましては、町職員のプロジェクト、また課長等で組織する委員会、それらのたたき台、原案を受けまして、総合計画審議会委員さんのほうにお諮りして、諮問、答申をして受けたものでございます。また、行革推進委員会の委員さんにつきましても、昨年度行政改革大綱が切れましたので、国のほうからは新たな大綱等も求められてはおりませんでしたが、やはり継続性が必要ということで、大綱ですので、そんなにボリュームのあるものではございませんが、策定しております。その際、また諮問、答申という形をとらせていただいております。会議の開催につきましては、行革推進委員会につきましては1度の会議で、総合振興計画につきましては2回、人数につきましては、定数は行革のほうで8名だったと記憶しておりますが、実際当日の出席者は5名、7人以内です。総合振興計画につきましては17名以内の定数ということでございますが、延べですと24名になろうかと思います。2回ほど開催してございます。どういう方かということでございますが、各種分野、医療ですとか福祉ですとかまちづくり、区長会関係、商工関係とか、そういう多方面、またあわせて公募等も行わせていただいております。具体的なお名前は、名簿等が手元にないものですから、必要でしたらご提供いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） これまで行政改革は年2回ぐらいなのですか。どんな内容をやっているのかちょっとわからないのですが、いずれにしても年に2回ぐらい報酬を払っているわけですね。先ほど言った総合計画については、14万7,000円の中の11万円ですか。これは、役場の職員がやっていて金を取るのですか。今役場の職員が会議でやっていると言ったね。そうではない。そうするとおかしいではないか。民間の人に払っているのなら話はわかるけれども、職員が取っているの。ちょっと確認します。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 質問にお答えいたします。

行政改革大綱につきましては、町のほうで原案等を作成いたしまして、それを諮問、答申を受ける形で町内の有識者の方々、具体的には区長会の代表の方ですとか、商工、観光、医療、福祉関係、またそのほか公募の方、これは役場の職員ということではなく、町内の住民という方でご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） わかりました。いずれにしても、今町長がおっしゃったような要するに少子高齢化についての問題、この中でも出てこなければおかしいのですよね。これを提案して今度やってくださいよ。やっぱり行政改革、要するにいろんな町の全体像を考えるわけですよ、振興計画というのは。その中で重要な課題というのは重要として取り上げなければおかしいのですよ。だから、その辺を私は提起し、これで終わります。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第26号 平成23年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第26号 平成23年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号は認定されました。

お諮りいたします。議案第27号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第27号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号は認定されました。

お諮りいたします。議案第28号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第28号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号は認定されました。

お諮りいたします。議案第29号 平成23年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第29号 平成23年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号は認定されました。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第5、議案第30号 平成24年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） ただいま4つの議案につきまして満場一致で認定をいただきましてありがとうございました。議案第30号 平成24年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,229万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を31億8,878万8,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では地方交付税、県補助金、財産収入、町債、繰越金の増額及び基金繰入金の減額、歳出は、財政調整基金費、減債基金費、企画総務費、賦課徴収費、老人福祉費、林業総務費、観光費、道

路維持費、道路新設改良費、防災対策費等の増額、社会保険費、老人保健費、介護保険費、教育委員会事務局費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第30号 平成24年度長瀨町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,229万6,000円を追加して歳入歳出予算の総額を31億8,878万8,000円とするものでございます。

次に、第2条の地方債の補正でございますが、恐れ入りますが、6、7ページをごらんください。第2表、地方債の補正でございます。1つ目、防災施設整備事業でございますが、防災行政無線の再送信子局の整備を行いたく、限度額を920万円ふやし、8,900万円とするものでございます。

次の臨時財政対策債につきましては、起債可能額の決定により限度額を1億8,000万円から1億7,567万8,000円に変更させていただくものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。12、13ページをごらんください。まず、歳入の補正でございますが、第9款地方特例交付金、第10款地方交付税は、それぞれ交付額の決定に伴う補正でございます。

第15款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金は、埼玉県高齢者と地域のつながり再生事業費補助金100万円で、高齢者の交流の活発化を図るために実施する事業に対する補助金で、内示によるものでございます。

第3目労働費県補助金の埼玉県緊急雇用創出事業補助金638万4,000円は、追加の内示によるもので、土地家屋台帳管理システム構築事業に充てるものでございます。

第4目農林水産業費県補助金の里山・平地林再生事業県補助金420万円は、宝登山の枯渴木等除伐再生事業の内示によるものでございます。

第16款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入709万7,000円は、町営蔵宮団地宅地分譲用地1区画分の売払収入でございます。

第18款繰越金は、前年度繰越金が23年度決算により1億8,891万1,000円の繰り越しがありましたので、当初予算額との差額の1億3,891万1,000円を増額するものでございます。

第19款諸収入、第5項第3目雑入291万4,000円は、後期高齢者医療療養給付費負担金精算金で、23年度の精算分として後期高齢者医療広域連合から歳入されるものでございます。

次に、第20款第1項町債、第2目消防債、第2節防災施設整備事業債、次の14、15ページになりますが、第4目の臨時財政対策債は、先ほど地方債の補正のときにご説明申し上げましたとおりでございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金マイナスの1億871万1,000円は、今回の補正で歳入が歳出額を上回ったため、財政調整基金に繰り戻すものでございます。

続きまして、歳出の補正内容についてご説明いたします。16、17ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の第2節給料350万円につきましては、職員の人事異動等に伴

う人件費の増額でございます。

第4目財政調整基金費、第25節積立金9,450万円は、平成23年度決算により1億8,891万1,690円が繰り越しされましたので、剰余金の2分の1を下らない額を増額して基金に積み立てるものでございます。

第11目減債基金費、第25節積立金4,000万円は、町債の償還に必要な財源として積み立てるものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費の第19節負担金、補助及び交付金111万7,000円は、県内の町村で基幹系業務のシステムの共同化を進めるに当たり、埼玉県町村情報システム共同化推進協議会を設立し、その運営経費を構成団体が負担することになりましたので、補正をさせていただくものでございます。

第3項徴税费、第2目賦課徴収費742万2,000円は、第13節委託料、固定資産データ更新業務や土地家屋台帳管理システム構築事業などで、土地家屋台帳管理システム構築事業につきましては、全額埼玉県緊急雇用創出事業補助金を財源に課税台帳の電子化を行うものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第23節償還金、利子及び割引料の237万9,000円につきましては、障害者自立支援給付費等国庫負担金償還金等の平成23年度の事業清算に基づく償還金でございます。

第2目老人福祉費は、高齢者・障害者共生施設整備事業を進めるに当たり、第13節委託料として、施設建設に先立っての地盤調査172万3,000円、設計業務委託料573万7,000円、第15節工事請負費、既存建物の解体工事698万3,000円で、また高齢者と地域のつながり再生事業として、第15節工事請負費は集会所のトイレの洋式化工事と第18節備品購入費10万5,000円でございます。

第23節の償還金、利子及び割引料10万2,000円につきましては、埼玉県在宅福祉事業費補助金返還金で、平成23年度の実績に基づくものでございます。

第3目社会保険費、第28節繰出金は、3,189万3,000円の減額で、国民健康保険特別会計への繰出金の減額でございます。

18、19ページをお開きください。第4目老人保健費、第28節繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金86万2,000円の減額でございますが、平成23年度分の事業確定に伴い、事務費分の繰出金を減額するものでございます。

第5目介護保険費、第23節償還金、利子及び割引料の埼玉県介護保険事業費県補助金償還金22万5,000円につきましては、23年度の事業清算に基づく償還金でございます。

第28節繰出金の介護保険特別会計繰出金377万円の減額でございますが、平成23年度分の事業確定に伴い、減額するものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目環境衛生費、第19節負担金、補助及び交付金70万円は、クリーンエネルギー普及促進のため、太陽光発電システムや高効率給湯器の設置者に対しての補助金を申請件数の増加により増額をさせていただくものでございます。

第2項清掃費、第2目し尿処理費104万9,000円は、皆野・長瀬上下水道組合で公共下水道整備計画区域以外の地域において浄化槽市町村整備事業を進める準備を進めておりますが、その経費としての負担金でございます。

第4項公衆衛生費、第1目予防費、第11節需用費24万4,000円は、日本脳炎予防接種に係る積極的勧奨の対象が拡大されたことによるワクチン購入費の増額、第13節委託料261万9,000円につきましては、ポリオ予防接種が生ワクチンから不活化ワクチンに変更となり、接種回数の増加などによる個別接種委託料の

増額でございます。

第23節償還金、利子及び割引料の妊婦健康診査支払基金事業補助金償還金32万6,000円は、平成23年度の事業清算に伴う償還金でございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費23万8,000円は、人事異動に伴う給与費等の増額でございます。

20、21ページをごらんください。第2項林業費、第1目林業総務費、第13節委託料420万円は、宝登山遊歩道の景観の向上、生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能を回復させる事業で、枯渴木の除伐と下草刈りを県費補助で実施するものでございます。

第3目林道費、第12節役務費11万6,000円は、林道の立ち木刈り払い、植生マットの設置、第15節工事請負費257万9,000円は、林道崩落箇所等の修繕等を実施するものでございます。

次に、第7款第1項商工費、第2目観光費、第13節委託料150万円は、埼玉県が実施する観光資源発掘育成事業を活用し、観光客のニーズにきめ細かく対応できるようにスマートフォンアプリを開発するものでございます。

第15節工事請負費65万3,000円は、観光情報館の外階段の風よけ対策等の工事でございます。

次に、第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費、第13節委託料5万円は、測量機器の点検を実施するもので、第2目道路維持費、第1節需用費の施設修繕費156万円は、去る6月の台風4号による被害箇所や今後予想される危険箇所の応急修繕や小規模な維持工事を実施するためのものでございます。

また、第12節役務費71万5,000円は、コンクリート廃材等の処分に要する手数料でございます。

第3目道路新設改良費2,552万円のうち第13節委託料674万円は、幹線2号線の用地調査、長瀬30号、80号線の物件調査、境界ぐいの再現委託、第15節工事請負費の1,300万円は、長瀬68号線の歩道整備の増額分や新規としての長瀬30号、85号線側溝整備、風布2号、3号線道路改良の増額分、第22節補償、補填及び賠償金の570万円は、幹線8号線の電柱移設に伴う増額分や長瀬30号、85号線側溝整備の電柱、塀の保障等でございます。

次に、第9款第1項消防費、第2目非常備消防費、第18節備品購入費78万8,000円は、消防団に配備している消防ホースが老朽化しているため、補充するために増額するものでございます。

第3目消防施設費、第15節工事請負費105万円は、土地を無償で提供いただいている長瀬地内の防火水槽を地権者からの要望により解体撤去するものでございます。

第4目防災対策費992万6,000円は、22、23ページにかけてでございますが、秩父消防署長瀬分署が統廃合されたことに伴います防災行政無線の遠隔制御装置移転に伴う回線使用料の増額や移転手続等に要する業務委託、また現在防災行政無線のデジタル化工事に当たり、電波調査をした結果、同じ周波数を使用している自治体への影響から、出力を下げるように総務省より指導されたことに伴い、風布地区に再送信子局を新たに設置する工事や現在使用していない有線放送等の撤去費用でございます。

次に、第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第2節給料マイナスの280万円及び第3節職員手当5万9,000円は、人事異動に伴う給与費の増減でございます。

第11節施設修繕費40万円は、各学校の小規模修繕で、第15節工事請負費マイナス22万3,000円は、既に完了した工事の入札差金の減額と新たな補修工事の増額分を差し引いたものでございます。

第2項第一小学校費及び第3項第二小学校費は、金額は異なりますが、第18節備品購入費で、各学校で

使用する機械器具購入の費用でございます。

第6項社会教育費、第2目公民館費、第11節需用費の施設修繕費26万9,000円は、体育室の機械庫の屋根修繕、第3目文化財費25万2,000円は、旧新井家住宅郷土資料館の展示用パネル取りつけを緊急に行う必要が生じたものでございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第30号 平成24年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第6、議案第31号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第31号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,210万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を10億902万7,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額、歳出では後期高齢者支援金等介護納付金、基金積立金、償還金の増額及び前期高齢者納付金等の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第31号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号) についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,210万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億902万7,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明申し上げます。6、7ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、第11款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第4節出産育児一時金等の繰入金ですが、23年度の出産育児一時金の額が確定しましたので、不足額10万7,000円を増額するものでございます。

次に、第6節その他の一般会計繰入金でございますが、23年度の決算額が確定したため、財源化医療費繰入金3,200万円を繰り戻し、減額するものでございます。

次に、第12款繰越金、第1項繰越金、第2目その他の繰越金、第1節その他の繰越金でございますが、23年度の決算額の確定により9,399万5,000円の歳入増でございますが、繰越金の主な原因は、平成23年度分の療養給付費等の負担金の増額が主なものでございます。

次に、歳出の補正内容についてご説明いたします。8、9ページをごらんください。歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第13節委託料でございますが、高額療養費の支給等を迅速化し、被保険者の負担を軽減するため、レセプト点検を6万8,000円増額するものでございます。

次に、第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金の第19節負担金、補助及び交付金につきましては、今年度の後期高齢者支援金の納付額の決定に伴いまして、1,166万9,000円の不足額を補正するものでございます。

次に、第4款前期高齢者納付金等、第1項前期高齢者納付金等、第1目前期高齢者納付金、第19節負担金、補助及び交付金につきましては、65歳から75歳未満の前期高齢者の加入者数に応じた額を負担とし、調整して社会保険料診療報酬支払基金に納付するものでございますが、納付金が決定となりましたので、19万9,000円を減額するものでございます。

次に、第6款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金、第19節負担金、補助及び交付金でございますが、11ページをごらんください。40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の介護保険料が決定いたしましたので、不足額444万6,000円を増額するものでございます。

次に、第9款基金積立金、第1項基金積立金、第3目基金積立金、第19節負担金、補助及び交付金でございますが、23年度の繰越額を、療養給付額の支払いのために一部繰越金を2,892万9,000円積み立てるものでございます。

次に、第11款諸支出金、第1項償還金及び還付金、第3目償還金、第23節償還金、利子及び割引料でございますが、療養給付費等負担金、特定健康診査保健指導負担金や出産育児一時金分担金等、23年度の実績に基づきまして、国庫支出金等償還金として1,718万9,000円を返還するものでございます。

以上で今回補正させていただきます予算案の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第31号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第7、議案第32号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第32号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,672万3,000円を追加して、歳入歳出の総額を6億4,449万7,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では国等支出金、繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額、歳出では介護保険給付費支払基金積立金、償還金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、議案第32号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,672万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,449万7,000円とするものです。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたします。6ページ、7ページをごらんください。歳入ですが、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金、第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金は、介護保険給付費の増額に伴い、介護保険法に定められた負担割合に応じた額を増額するものです。

第7款繰越金、第1項一般会計繰入金の第1目介護給付費繰入金から第4目その他一般会計繰入金まで

は、平成23年度の実績に基づき、それぞれの所要額が確定しましたので、それにあわせて減額をするものです。

第7款繰入金、第7項基金繰入金、第1目介護保険給付費支払基金繰入金は、保険給付費の増額に伴い、一般財源の不足が生じたことにより、支払基金から繰り入れを行うものです。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は、平成23年度の決算額の確定により繰越金に差額が生じたので、増額を行うものです。

続きまして、歳出ですが、8ページ、9ページをごらんください。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第4目居宅介護福祉用具購入費、第2項介護予防サービス等諸費、第4目介護予防住宅改修費の負担金、補助及び交付金につきましては、ともに当初の見込みより利用者が多く、給付費が不足するため、負担金の増額を行うものです。

第4款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業費、第1目包括的・継続的マネジメント支援事業費ですが、人事異動に伴い、職員の人件費に不足が生じたため、増額を行うものです。

続きまして、10、11ページをごらんください。第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金ですが、保険財政の円滑な運営を確保するため、平成23年度の繰越金のうち償還金等に財源充当した残額を積み立てるものでございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金ですが、平成23年度の実績に基づき、国、県等の交付金や負担金を返還する必要が生じたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 行政報告書の81ページの介護保険給付費支払基金積立金の平成23年度末現在高が5,565万円なのですが、11ページの積立金1,308万円を積むと約7,000万円弱になるというわけですか。それをお聞きします。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

現在の基金の残額でございますけれども、6,708万6,000円となっております。積み立ての額もありますが、取り崩しを行っておりますので、それを差し引きしますと、ただいま説明した額となっております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 国や県からの介護給付費支払基金の積立額は、大体何割を積み立てるとか何とかという話をよく聞くのですが、総額の20%積んでおけばいいとか10%積んでおけばいいとかというのは指示は来ているのでしょうか、来ていないのでしょうか。それから、それがあつたらその額までを積み立てておいたほうがいいと思うので、お聞きします。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

積み立ての額が何%というのは存じ上げていないので、申しわけないのですが、お答えできないのですが、ただ保険料は介護保険計画で3年ごとに改定をさせていただいております。今お支払い

している方にサービスを提供するわけですから、基金に余ったお金を全部積み立てていると、保険料を納めていただいている方に給付ができないということもありますので、その点を考えますと、余り基金が多くなってしまいうことは適当ではないと思いますので、保険料を納付していただいた方にそれなりの額を給付するというのが適当な介護保険の運営になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第32号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第8、議案第33号 平成24年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第33号 平成24年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案の提案理由について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万8,000円を追加して、歳入歳出の総額を8,708万4,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では保険金、繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第33号 平成24年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ283万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,708万4,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明申し上げます。6、7ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目後期高齢者医療保険料、第1節現年度分についてですが、後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により2年に1度見直すこととなっております。今年度は見直しの年度となっており、保険料改定により後期高齢者医療保険料を283万8,000円増額するものでございます。

次に、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節事務費繰入金につきましては、事務費繰入金について86万2,000円減額するものでございます。

次に、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、第1節の繰越金については、23年度の決算額の確定により86万2,000円増額とするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金、第1目後期高齢者医療広域連合納付金、第19節負担金、補助及び交付金でございますが、先ほど歳入で説明しましたが、保険料改定に伴い、後期高齢者広域連合に納付金として283万8,000円を納付するためのものでございます。

以上で今回補正させていただきます予算案の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第33号 平成24年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第9、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第34号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

防災行政無線固定系設備デジタル化（単独）工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりこの案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第34号 工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

防災行政無線固定系設備デジタル化工事につきましては、整備後23年が経過している防災行政無線をアナログ式からデジタル式に移行するためのもので、去る6月定例会の際に補正予算として提案し、お認めいただいたところでございます。この事業につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に該当いたしますため、本議案を提出させていただくものでございます。

事業内容でございますが、平成元年に整備し、23年が経過する防災無線の子局26局中、既に契約が済んでいる避難所付近の子局12局以外の残りの14局をアナログ式からデジタル化し、双方向型の通信が全ての子局でできるようにするものでございます。

それでは、議案をごらんください。1、工事名、防災行政無線固定系設備デジタル化（単独）工事。2、施工箇所、埼玉県秩父郡長瀬町内。3、履行期限、契約の日から平成25年3月15日まででございます。4、請負金額7,350万円、この額は消費税を含む金額でございます。5、請負業者、東京都港区芝浦四丁目10番16号、沖電気工業株式会社統合営業本部官公営業本部長、小松晃でございます。

なお、契約の方法につきましては、親局と既存設備の活用、既に契約している子局12局や今後の保守、維持管理の一元化などから、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とさせていただきました。

最後に、今回の14カ所の整備箇所でございますが、参考資料、A3判でございます。ごらんください。ピンクで色塗りしている箇所の子局でございます。

以上が工事請負契約の締結についての議案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第34号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の説明、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第10、議案第35号 長瀨町教育委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第35号 長瀨町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

長瀨町教育委員会委員、小田昇氏は、平成24年9月30日で任期満了となるため、引き続き小田氏を長瀨町教育委員として任命することについて議会の同意をいただきたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりこの案を提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第35号 長瀨町教育委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり同意されました。



◎議案第36号の説明、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第11、議案第36号 長瀨町教育委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第36号 長瀨町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

平成20年4月1日から4年6カ月にわたりまして教育長としてご尽力いただいている新井祐一教育長におかれましては、本年9月30日をもって任期満了を迎えます。ついては、後任の人選についての同意を求めらるものでございます。

宮原利定氏は、長瀨町本野上1025番地3原区にお住まいで、昭和47年7月に所沢中学校教諭を皮切りに所沢、鳩山、東松山市の各小学校を初め嵐山町教育委員会、県立小川少年自然の家、寄居町教育委員会、県教育局市町村教育課、小川げんきプラザ等の要職を歴任され、平成21年3月、寄居小学校校長をご退職になりました。その間、平成20年度には県の公立小学校校長会の会長を務められております。

ご退職後は、非常勤で行田市にあります県立総合教育センターで教職員の指導育成に当たり、現在に至っております。教育行政の学校現場等に豊富な経験を有している方でございます。長瀨町教育委員として

宮原氏を任命することについて議会の同意をいただきたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりこの案を提出するものであります。なお、教育長の任命につきましては、教育委員の中から教育委員会が任命することとなっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第36号 長瀬町教育委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり同意されました。



◎議案第37号の説明、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第12、議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、野村滋子氏の任期が平成24年12月31日で任期満了となるため、引き続き野村氏を候補者として推薦することについて議会の同意をいただきたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりこの案を提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり同意されました。

◇

◎請願第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大澤タキ江君） これより請願の審議を行います。

日程第13、請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願を議題といたします。

事務局長に請願を朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤タキ江君） 朗読が終わりました。

紹介議員、新井利朗君の趣旨説明を求めます。

○9番（新井利朗君） 紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長から読み上げていただきました内容のとおりでございます。現場滞在時間の227分、また最多照会数33回というふうなことでも、よその県であるのかなというふうに思っていましたところが実際のところ埼玉県内で起きているという特異な状態であります。そういう機会であります。県議会も本気になって全員が設立を決議しております。ぜひこの要望書を総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣に意見書として提出していただきたいというお願いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本請願について紹介議員の説明に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第91条第1項の規定により、総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本請願については総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することに決定いたしました。

◇

◎総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（大澤タキ江君） 日程第14、総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大澤タキ江君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎閉会について

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会議日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎町長あいさつ

○議長（大澤タキ江君） 閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会では、条例改正案など14件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決、ご同意を得ることができました。まことにありがとうございました。

これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと考えております。

これから台風や秋雨のシーズンを迎えます。町民の安心安全を第一に考え、万一被害が発生した際には素早い対応をとってまいりたいと考えております。

さて、この秋の学校行事であります中学校の文化祭が15日の土曜日に、2つの小学校の運動会が23日の日曜日に行われますので、それぞれ児童生徒へのご激励をいただければ幸いです。

次に、21日から30日まで秋の全国交通安全運動が実施されます。交通事故に遭わないよう、また起こさ

ないよう十分注意をしていただきたいと存じます。

また、10月5日にはちちぶまちづくり塾地域活性化講演会に元三重県知事で早稲田大学公共経営大学院教授の北川正恭氏をお招きし、講演会が開催されます。議員の皆様にもご案内いたしますので、よろしく願いいたします。

これから周期的に気候が変わります。皆様には、健康にご自愛なされ、町政の進展のためますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。

以上をもちまして、9月定例会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。2日間ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤タキ江君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により、付議された全ての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第でございます。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦労に対し、深く敬意を表します。

以上をもちまして、平成24年第3回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後2時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年12月 7日

議 長 大 澤 夕 幸 江

署 名 議 員 岩 田 務

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 板 谷 定 美